第４章 地域の概況

事業計画地及びその周辺地域(以下、「事業計画地周辺」という。)の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。

４－１ 社会的状況

４－１－１ 人口

和泉市域及び岸和田市域における世帯数及び人口の現況は、表４－１－１に示すとおりであり、令和４年10月１日現在、和泉市においては74,890世帯、総数183,148人、岸和田市においては79,856世帯、総数187,283人である。また、過去５年間の和泉市域及び岸和田市域における世帯数及び人口の推移は、表４－１－２に示すとおりである。和泉市及び岸和田市においては、平成30年以降ともに世帯数については微増、人口については微減の傾向にある。

表４－１－１　和泉市域及び岸和田市域における人口及び世帯数

（令和４年10月１日現在）

地域	世帯数（世帯）	人口（人）			人口密度（人/km²）	面積（km²）
		総数	男	女		
和泉市	74,890	183,148	87,918	95,230	2,155	84.98
岸和田市	79,856	187,283	88,758	98,525	2,575	72.72

出典：「令和４年度　大阪府統計年鑑」（令和５年８月閲覧、大阪府ホームページ）

表４－１－２　和泉市域及び岸和田市域における人口及び世帯数の推移

（各年10月１日現在）

年次	和泉市		岸和田市	
	世帯数（世帯）	人口（人）	世帯数（世帯）	人口（人）
平成30年	72,458	185,205	77,223	192,397
令和元年	73,169	185,144	78,243	191,494
令和２年	73,701	184,495	79,073	190,658
令和３年	74,303	183,879	79,272	188,815
令和４年	74,890	183,148	79,856	187,283

出典：「令和４年度　大阪府統計年鑑」（令和５年８月閲覧、大阪府ホームページ）

４－１－２ 産業

和泉市及び岸和田市における産業別事業所数及び従業者数は、表４－１－３に示すとおりであり、和泉市においては事業所数は 5,835 事業所、従業者数は 62,877 人、岸和田市においては事業所数は 7,240 事業所、従業者数は 73,126 人となっている。産業別では、和泉市においては第三次産業の占める割合が多く、事業所数では全体の約 8 割の 4,629 事業所、従業者数では全体の約 8 割の 50,706 人、岸和田市においても第三次産業の占める割合が多く、事業所数では全体の約 8 割の 5,825 事業所、従業者数では全体の約 8 割の 57,290 人となっている。

表４－１－３　和泉市及び岸和田市における産業別事業所数及び従業者数

区分		和泉市		岸和田市	
		事業所数（事業所）	従業者数（人）	事業所数（事業所）	従業者数（人）
第一次産業	農業、林業	12	106	15	116
	漁業	－	－	4	107
	小計	12	106	19	223
第二次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	－	－	2	19
	建設業	487	2,454	676	4,170
	製造業	707	9,611	718	11,424
	小計	1,194	12,065	1,396	15,613
第三次産業	電気･ガス･熱供給･水道業	4	134	11	143
	情報通信業	24	71	35	199
	運輸業、郵便業	165	4,268	215	4,334
	卸売･小売業	1,311	13,025	1,543	12,397
	金融･保険業	52	568	108	1,827
	不動産業、物品賃貸業	443	1,783	569	2,874
	学術研究、専門・技術サービス業	169	957	247	1,560
	宿泊業、飲食サービス業	584	4,178	825	6,158
	生活関連サービス業、娯楽業	520	2,350	577	2,724
	教育・学習支援業	294	4,532	348	3,712
	医療・福祉	640	12,876	793	14,765
	複合サービス業	29	470	45	417
	サービス業(他に分類されないもの)	369	3,199	465	4,261
	公務(他に分類されないものを除く)	25	2,295	44	1,919
	小計	4,629	50,706	5,825	57,290
全産業合計		5,835	62,877	7,240	73,126

出典：「令和 3 年経済センサス - 活動調査」（令和 5 年 10 月閲覧、e-Stat ホームページ）

４－１－３ 交通

（１）道路

事業計画地周辺の主要道路は、阪和自動車道、国道 170 号、国道 480 号、一般府道父鬼和気線及び一般府道春木岸和田線などがあり、これらの道路の交通量は、表４－１－４に示すとおりである。また、この交通量の調査地点は、図４－１－１に示すとおりである。

表４－１－４　事業計画地周辺の主な道路の交通量

（単位：台）

道路路線名		番号	観測地点名	平日12時間(7～19時)交通量			平日24時間交通量
				小型	大型	合計	
高速道路	阪和自動車道	①	堺～岸和田和泉	21,412	5,513	26,925	34,686
		②	岸和田和泉～貝塚	15,381	4,069	19,450	25,221
一般国道	国道 170 号	③	和泉市仏並町	839	82	921	1,151
		④	岸和田市神於町	1,949	134	2,083	2,625
		⑤	和泉市松尾寺町	12,378	2,539	14,917	19,840
		⑥	岸和田市北阪町	15,381	4,069	19,450	25,221
	国道 480 号	⑦	和泉市平井町	7,458	526	7,984	10,220
		⑧	父鬼和気線～(元)一般国道 480 号	405	56	461	539
		⑨	大野父鬼線～一般国道 480 号(鍋谷峠道路)	5,581	850	6,431	8,170
一般府道	父鬼和気線	⑩	和泉市春木町	3,723	95	3,818	4,772
	春木岸和田線	⑪	和泉市春木町	2,118	61	2,179	2,724
		⑫	岸和田市三ケ山町	5,426	346	5,772	7,215
	春木岸和田線(新)	⑬	和泉市春木町	11,145	380	11,525	14,522
主要地方道	岸和田牛滝山貝塚線	⑭	岸和田市大沢町	1,227	96	1,323	1,548
	岸和田牛滝山貝塚線(新)	⑮	岸和田市山直中町	17,412	2,988	20,400	27,744

注)表中の番号は図４－１－１に対応
出典：「令和３年度全国道路･街路交通情勢調査」（令和５年８月閲覧、国土交通省ホームページ）

（２）鉄道

事業計画地周辺の主要な鉄道及び最寄り駅は、泉北高速鉄道・和泉中央駅で、事業計画地から北側約５㎞の位置にある。

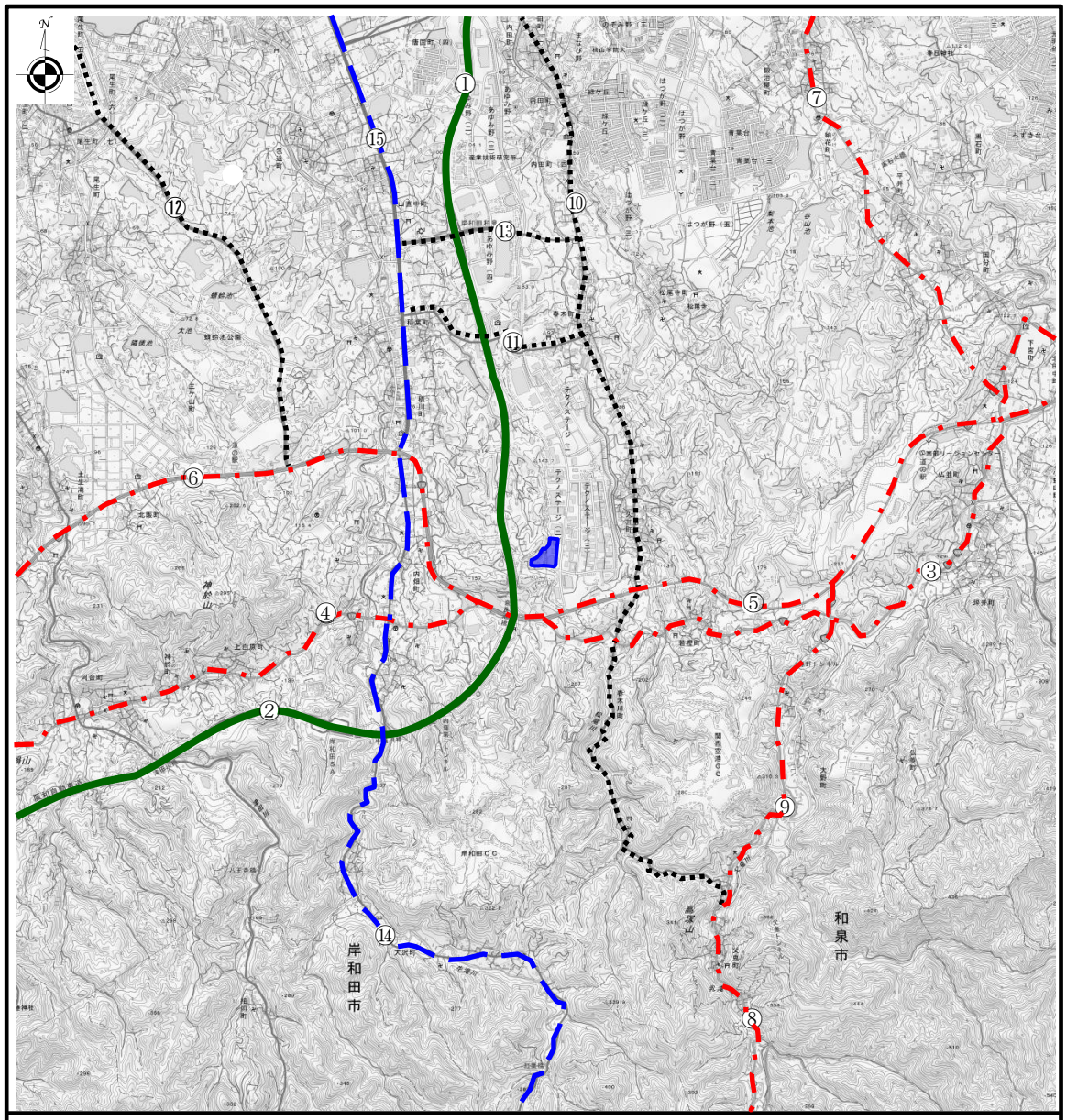

出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図

：事業計画地
：高速道路
：一般国道
：一般府道
：主要地方道
（図中の①～⑮は、表４－１－４の番号と対応）

0　500　1000　1500m

図４－１－１　道路交通量調査地点

４－１－４ 土地利用

（１）土地利用状況

①土地利用（地目別民有地）の状況

和泉市及び岸和田市における土地利用の状況は、表４－１－５に示すとおりである。

土地利用総面積は、和泉市が 42,109 千㎡、岸和田市が 35,695 千㎡であり、宅地の占める割合は和泉市が 36.0％、岸和田市が 46.5％である。

表４－１－５　和泉市及び岸和田市における土地利用状況

（令和３年３月 31 日現在）

区分（地目）	和泉市		岸和田市	
	面積（千㎡）	割合（％）	面積（千㎡）	割合（％）
田	5,574	13.2	5,963	16.7
畑	5,533	13.1	5,492	15.4
宅地	15,159	36.0	16,573	46.5
池沼	—	0.0	1	0.0
山林	12,673	30.1	4,763	13.3
原野	275	0.7	295	0.8
鉄軌道用地	133	0.3	135	0.4
雑種地	2,750	6.6	2,471	6.9
総面積	42,109	100.0	35,695	100.0

注 1）各市町村保管の固定資産課税台帳に登録されている土地である。
注 2）四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は、必ずしも一致しない。
出典：「令和３年度　大阪府統計年鑑」（令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ）

②都市計画用途地域

和泉市及び岸和田市における用途地域の状況は、表４－１－６に示すとおりである。

都市計画法に基づく用途地域の状況は、住居系地域が最も多く、和泉市が 68.2%、岸和田市が 71.2%となっている。

また、事業計画地周辺における用途地域の指定状況は、図４－１－２に示すとおりであり、事業計画地は工業専用地域となっている。

表４－１－６　和泉市及び岸和田市における用途地域の状況

（令和３年３月末日現在）

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th colspan="3">和泉市
面積(ha)</th><th colspan="3">岸和田市
面積(ha)</th></tr>
<tr><td rowspan="12">用途地域</td><td rowspan="7">住居系</td><td>第１種低層住居専用地域</td><td>452.1
(17.5)</td><td rowspan="7">1,757.2
(68.2)</td><td rowspan="12">2,576.9
(100.0)</td><td>393.2
(13.9)</td><td rowspan="7">2,022.6
(71.2)</td><td rowspan="12">2,839.2
(100.0)</td></tr>
<tr><td>第２種低層住居専用地域</td><td>—</td><td>2.9
(0.1)</td></tr>
<tr><td>第１種中高層住居専用地域</td><td>541.7
(21.0)</td><td>340.2
(12.0)</td></tr>
<tr><td>第２種中高層住居専用地域</td><td>91.0
(3.5)</td><td>92.5
(3.3)</td></tr>
<tr><td>第１種住居地域</td><td>533.8
(21.0)</td><td>1056.5
(37.2)</td></tr>
<tr><td>第２種住居地域</td><td>138.6
(5.4)</td><td>137.3
(4.7)</td></tr>
<tr><td>準住居地域</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">商業系</td><td>近隣商業地域</td><td>30.2
(1.2)</td><td rowspan="2">67.3
(2.6)</td><td>107.6
(3.8)</td><td rowspan="2">138.1
(4.9)</td></tr>
<tr><td>商業地域</td><td>37.1
(1.4)</td><td>30.5
(1.1)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工業系</td><td>準工業地域</td><td>648.8
(25.3)</td><td rowspan="3">752.4
(29.2)</td><td>514.3
(18.1)</td><td rowspan="3">678.5
(23.9)</td></tr>
<tr><td>工業地域</td><td>—</td><td>57.5
(2.0)</td></tr>
<tr><td>工業専用地域</td><td>103.6
(4.0)</td><td>106.7
(3.8)</td></tr>
<tr><td colspan="3">市街化調整区域</td><td colspan="3">5,897</td><td colspan="3">4,333</td></tr>
</table>

注１)（　）内は、用途地域における面積比(%)を示す。
注２)四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は、必ずしも一致しない。
出典：「令和３年度　大阪府統計年鑑」（令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ）

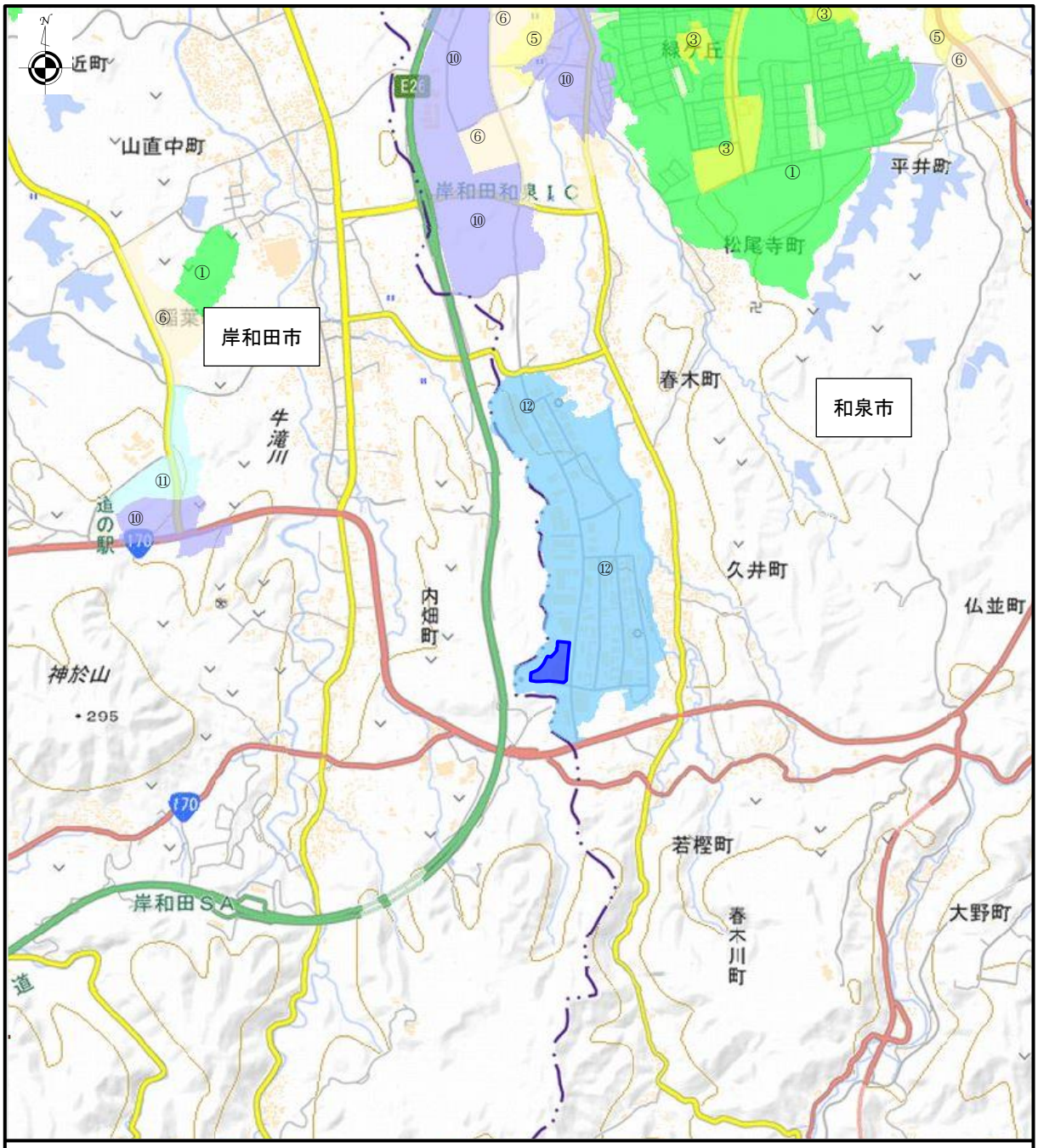

出典：「地図情報システム　用途地域」（令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ）

：事業計画地　　：市境

①	第一種低層住居専用
②	第二種低層住居専用
③	第一種中高層住居専用
④	第二種中高層住居専用
⑤	第一種住居地域
⑥	第二種住居地域
⑦	準住居地域

⑧	近隣商業地域
⑨	商業地域
⑩	準工業地域
⑪	工業地域
⑫	工業専用地域
	無指定地

0m　500　1000　1500m

図４－１－２　事業計画地周辺の都市計画用途地域

（２）文教、医療、福祉施設

事業計画地周辺における文教施設、医療施設など環境保全上留意すべき施設及びその位置は、表４－１－７及び図４－１－３に示すとおりである。

表４－１－７　事業計画地周辺の文教施設等

種類	番号	名称
文教施設	1	山直南こども園
	2	山滝幼稚園
	3	東葛城幼稚園
	4	緑ケ丘保育園
	5	緑ケ丘幼稚園
	6	みなまつ保育園
	7	横山きのみ保育園
	8	緑ケ丘小学校
	9	青葉はつが野小学校
	10	山直南小学校
	11	山滝小学校
	12	東葛城小学校
	13	南横山小学校
	14	山滝中学校
	15	槇尾中学校
	16	近畿大泉州高校
	17	南大阪職業技術専門校
	18	近畿職業能力開発大学校
医療施設	19	新生会病院
	20	和泉丘病院
	21	横山病院
	22	阪和いずみ病院
有料老人ホーム	23	特養老人ホームいなば荘
	24	グループホーム正寿苑
	25	特養老人ホーム神於山園

注)表中の番号は、図４－１－３に対応
出典:「和泉市　子育て・教育」（令和５年５月閲覧、和泉市ホームページ）
「岸和田市　暮らしの情報」（令和５年５月閲覧、岸和田市ホームページ）
「市内の医療機関」（令和５年６月閲覧、一般社団法人和泉市医師会ホームページ）

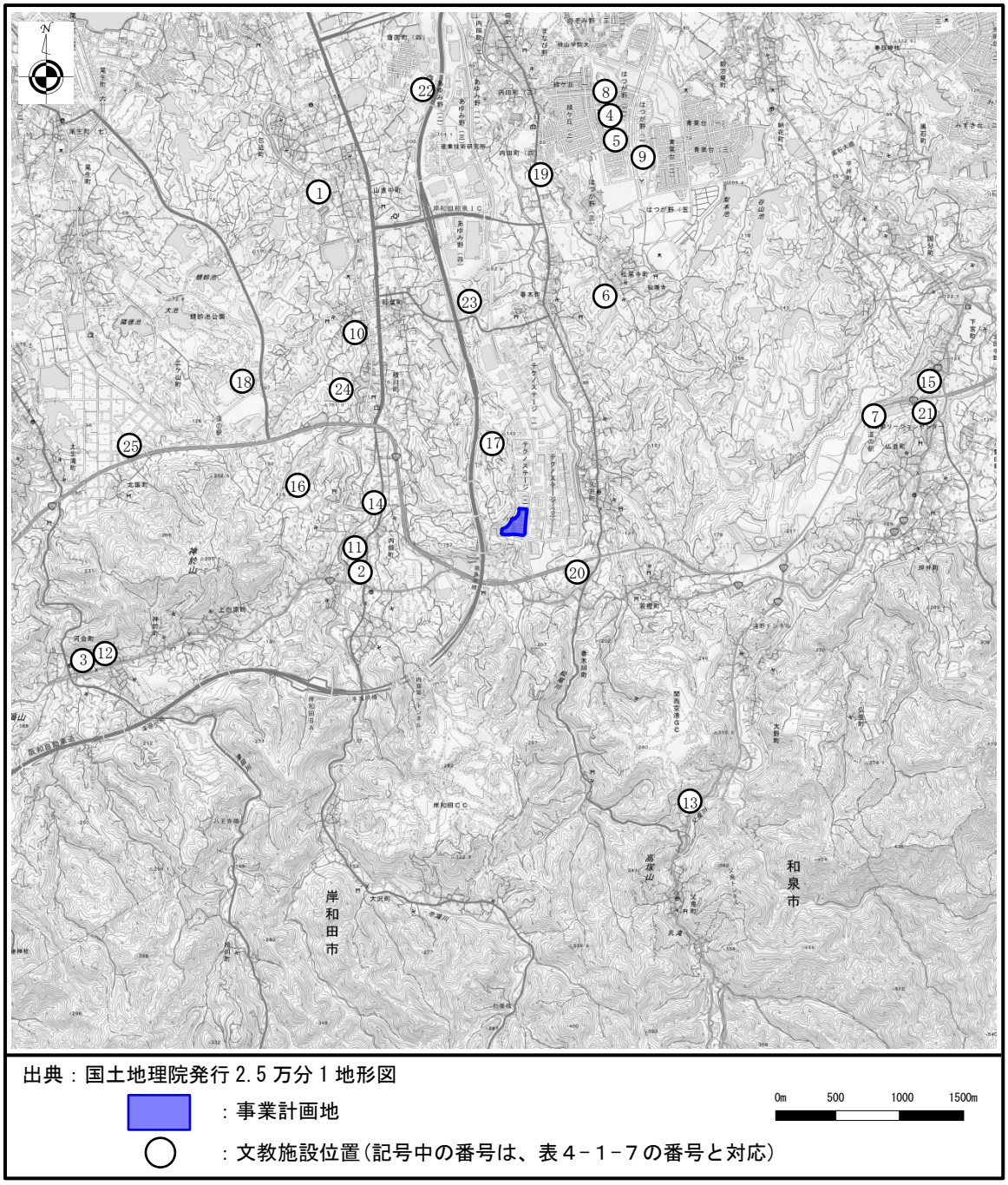

図４－１－３　事業計画地周辺の文教施設等

４－１－５ 水利用

（１）上水道

和泉市域及び岸和田市域における上水道の給水状況について、表４－１－８に示すとおりであり、普及率は、和泉市 100.0%、岸和田市 99.9%となっている。

表４－１－８　上水道の給水状況

（令和 3 年度末現在）

地域	給水人口（人）	普及率（%）	給水戸数（戸）
和泉市	179,952	100.0	79,573
岸和田市	187,491	99.9	79,406

出典：「大阪府の水道の現況（令和 3 年度）」（令和 5 年 6 月閲覧、大阪府ホームページ）

（２）下水道

和泉市域及び岸和田市域における下水道の整備状況について、表４－１－９に示すとおりであり、人口普及率（整備人口の行政人口に対する比率）は、和泉市 89.5%、岸和田市 96.1%となっている。

表４－１－９　下水道の整備状況

（令和 4 年度末現在）

地域	行政人口（人）	整備人口（人）	人口普及率（%）
和泉市	184,185	165,336	89.8
岸和田市	190,148	182,997	96.2

出典：「令和 4 年度　大阪府統計年鑑」（令和 5 年 6 月閲覧、大阪府ホームページ）

（３）地下水

「大阪府環境白書（2022 年版）」（令和 5 年 6 月閲覧、大阪府ホームページ）によると、和泉市及び岸和田市を含む泉州地域において、工業用水法に基づく許可井戸が 1 本ある。

４－１－６ 廃棄物

（１）一般廃棄物

和泉市域及び岸和田市域における一般廃棄物の発生及び処理状況は、表４－１－１０に示すとおりである。

令和３年度における和泉市域のごみ総排出量は 57,093t、また、ごみ処理量は 53,122t であり、そのうち直接焼却が 46,070t(86.7%)、焼却以外の中間処理が 7,052t(13.3%)となっている。また、令和 3 年度における岸和田市域のごみ総排出量は 69,629t、また、ごみ処理量は 65,779t であり、そのうち直接焼却が 58,040t(88.2%)、焼却以外の中間処理が 7,721t(11.7%)、直接資源化量が 18t(0.1%)となっている。

表４－１－１０　和泉市域及び岸和田市域の一般廃棄物の発生及び処理状況（令和３年度実績）

項目			和泉市	岸和田市
計画収集人口		（人）	184,185	191,216
ごみ総排出量	計画収集量	（ｔ）	48,285	59,726
	直接搬入量	（ｔ）	4,836	6,053
	集団回収量	（ｔ）	3,972	3,850
	合計	（ｔ）	57,093	69,629
１人１日当たりの排出量		(g/人・日)	849	998
ごみ処理量	直接焼却量	（ｔ）	46,070	58,040
	直接最終処分量	（ｔ）	0	0
	焼却以外の中間処理量	（ｔ）	7,052	7,721
	直接資源化量	（ｔ）	0	18
	合計	（ｔ）	53,122	65,779
中間処理後再利用量		（ｔ）	3,162	4,521
リサイクル率		(%)	12.5	12.0
最終処分量		（ｔ）	6,207	8,026

出典：「令和３年度　一般廃棄物処理実態調査結果」（令和５年６月閲覧、環境省ホームページ）

（２）産業廃棄物

産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移及び発生・排出及び処理の状況は、図４－１－４及び図４－１－５に示すとおりである。

令和元年度に大阪府域において排出された産業廃棄物は 1,357 万ｔ、再生利用量は 440 万ｔ、最終処分量は 40 万ｔとなっている。平成 26 年度に対して、排出量は 161 万トン、再生利用量は 42 万トンそれぞれ減少し、最終処分量は２万トン増加している。

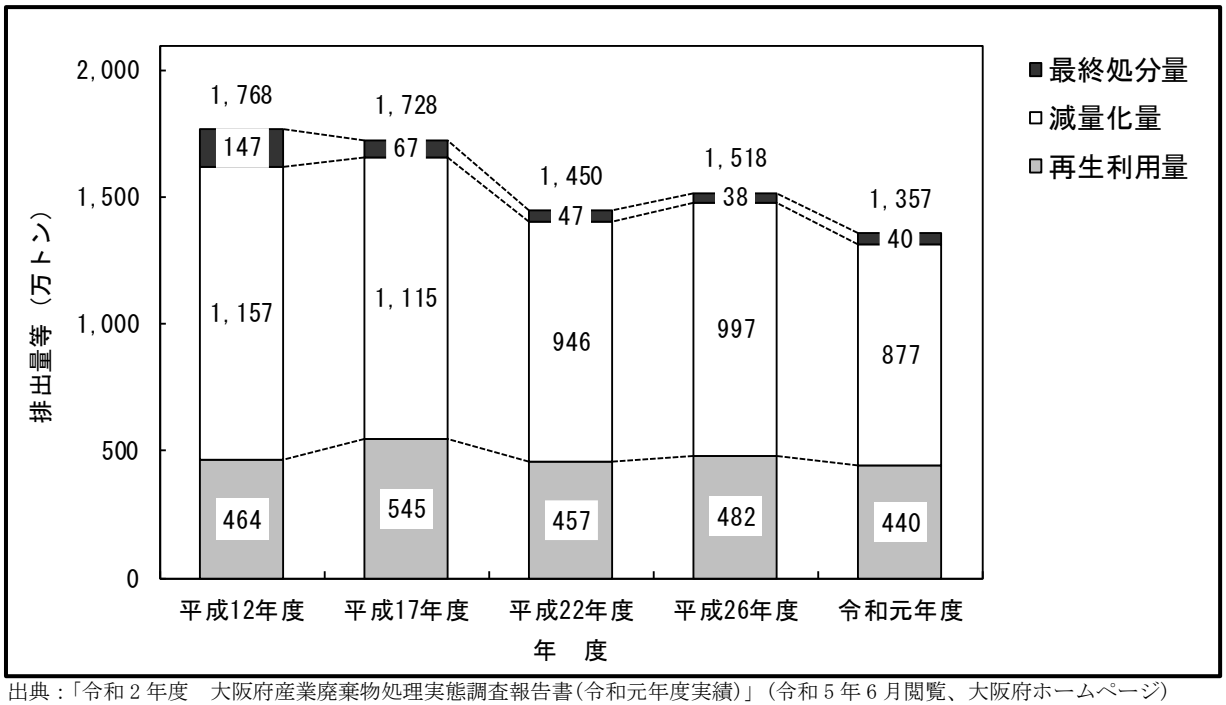

出典：「令和２年度　大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書（令和元年度実績）」（令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ）

図４－１－４　産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移

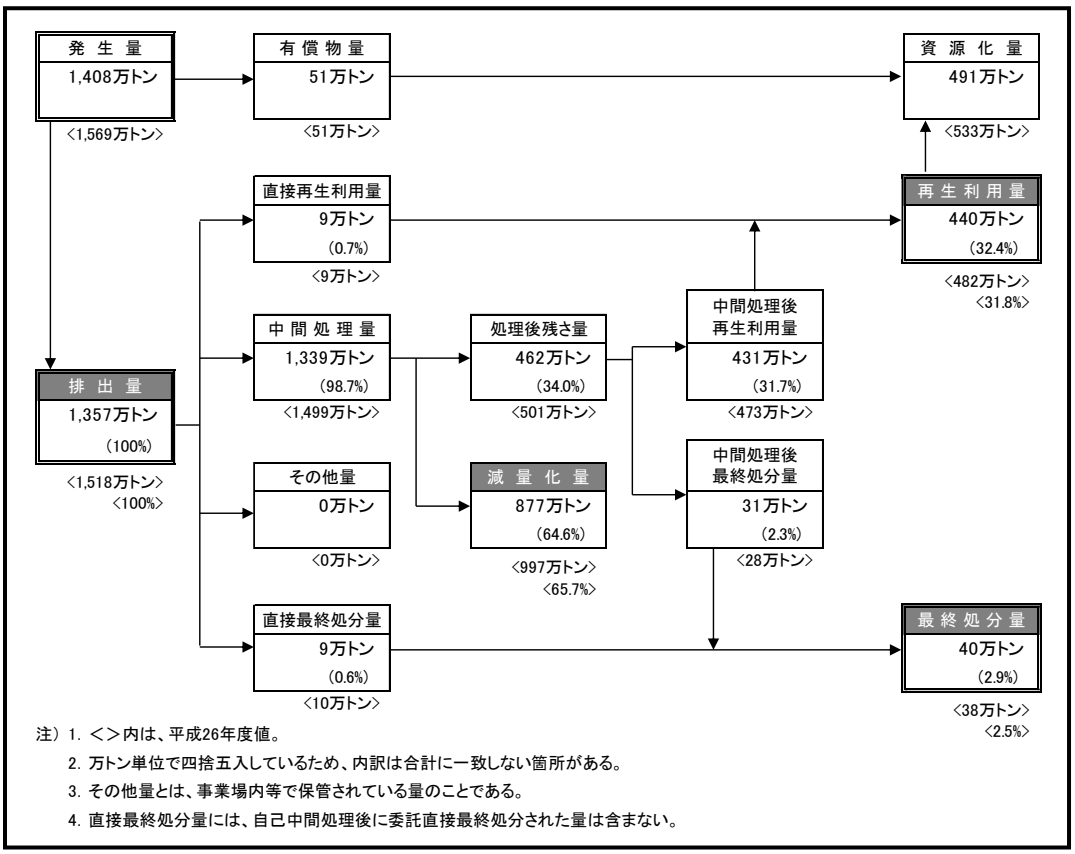

出典：「令和２年度　大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書（令和元年度実績）」（令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ）

図４－１－５　発生・排出及び処理の状況

産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量の内訳は、図４－１－６に示すとおりである。

排出量 1,357 万トンを業種別にみると、電気・水道業が 752 万トン(55.4%)で最も多く、続いて、建設業が 366 万トン(27.0%)、製造業が 211 万トン(15.5%)の順となっており、この 3 業種で全体の 97.9%を占めている。種類別にみると、汚泥が 929 万トン(68.5%)で最も多く、続いて、がれき類が 231 万トン(17.0%)、廃プラスチック類が 27 万トン(2.0%)、混合廃棄物が 27 万トン(2.0%)、鉱さいが 25 万トン(1.9%)の順となっており、この 5 種類で全体の 91.3%を占めている。

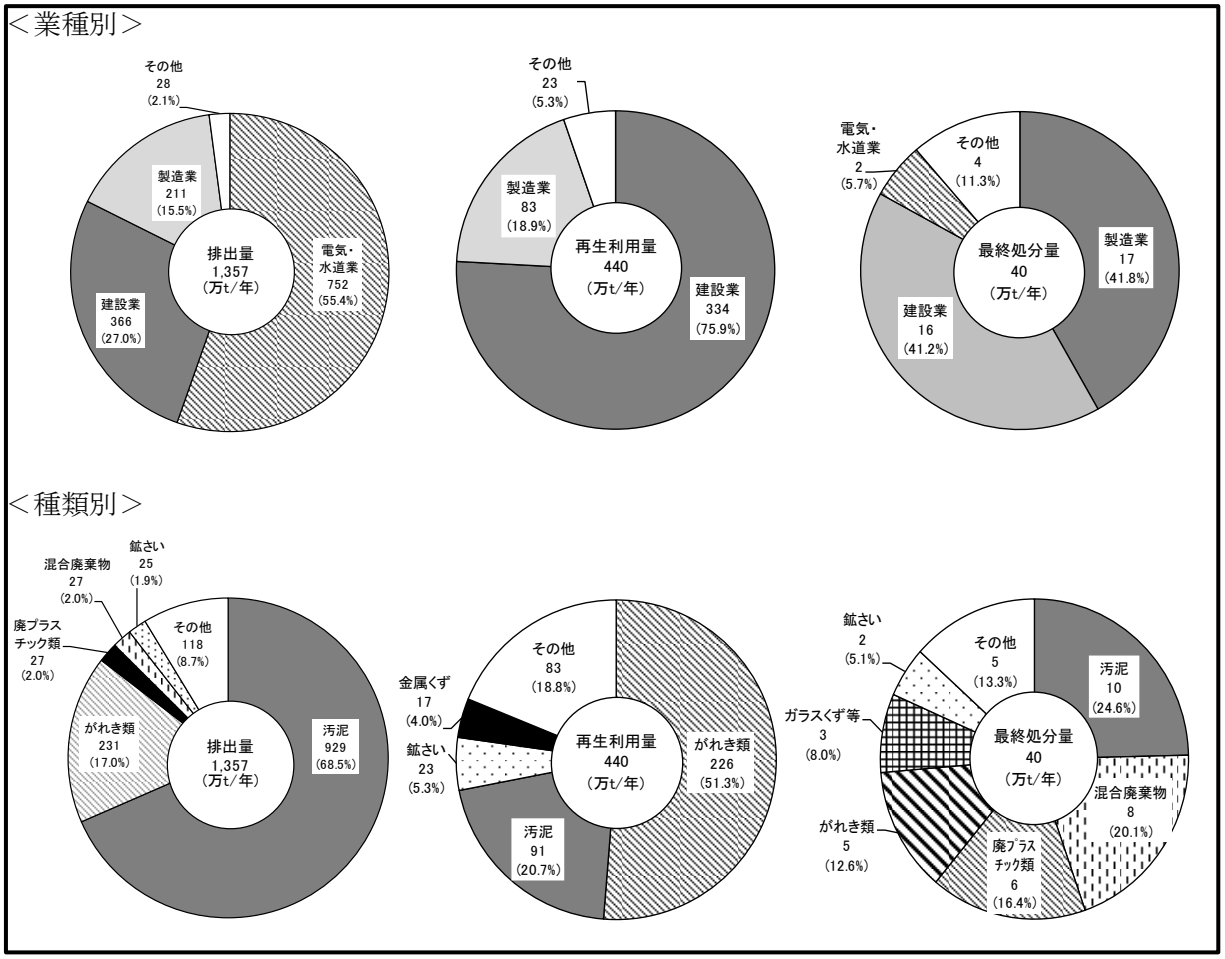

出典：「令和２年度　大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(令和元年度実績)」(令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ)

図４－１－６　産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量

４－１－７ 環境法令が定める基準等

（１）環境基準及び生活環境保全目標

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められている。

大阪府は生活環境保全目標を、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、「2030 大阪府環境総合計画」に位置付けており、目標の達成、維持に取り組むこととしている。また、本目標の目標値のうち、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いている。なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、必要な改訂を行うとしている。

①大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、表４－１－１１に示すとおりである。

表４－１－１１　大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^{3}以下であること。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^{3}以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^{3}以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^{3}以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m^{3}以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μmの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
7. 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針として、光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。

②水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準については表４－１－１２、生活環境の保全に関する環境基準については表４－１－１３(1)～(2)に示すとおりである。

表４－１－１２　人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
5. 令和３年 10 月７日の環境省告示(施行期日：令和４年４月１日)により、六価クロムの基準値について、0.02mg/L に改正された。

表４－１－１３(1)　生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5 以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5 以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
4. 水道１級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
5. 水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　2　水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　〃2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　　3　水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
　　〃2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　　〃3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
　　4　工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　〃3級：特殊の浄水操作を行うもの
　　5　環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表４－１－１３(2)　生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考
1.基準値は、年間平均値とする。

③地下水質

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表４－１－１４に示すとおりである。

表４－１－１４　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン （別名　塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については 、最高値とする。
2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格Ｋ0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格Ｋ0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
5. 令和 3 年 10 月 7 日の環境省告示(施行期日:令和 4 年 4 月 1 日)により、六価クロムの基準値について、0.02mg/L に改正された。

④土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、表４－１－１５に示すとおりである。

表４－１－１５　土壌環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地において米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名　塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

⑤ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である環境基準については、表４－１－１６に示すとおりである。

表４－１－１６　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/㎥以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(※の測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を※の測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

※土壌の測定方法

土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。

⑥騒音

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに表４－１－１７に示すとおりであり、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定することとなっている。なお、「道路に面する地域」に該当する地域については、表４－１－１７によらず表４－１－１８に示すとおりである。

表４－１－１７　騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

(注)1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表４－１－１８　騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
備考　車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
基準値		
昼間	夜間	
70dB以下	65dB以下	
備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。		

(注)1.「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路
2.「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15メートル
②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20メートル

（２）排出規制

①大気に関する法令

ア）ばい煙発生施設

大気汚染物質は、「大気汚染防止法」（昭和 43 年、法律第 97 号）において、ばい煙発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準等が定められている。ばいじん、有害物質については、「大気汚染防止法」又は「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年、府条例第 6 号）により規制されている。また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年、法律第 105 号）により、排出基準が定められている。

(ｱ)硫黄酸化物

「大気汚染防止法」による排出基準(K 値規制)は、次式で算出される硫黄酸化物の量である。

$$Q = K \cdot 10^{-3} \cdot He^{2}$$

ここで
Q ：硫黄酸化物の量(m^3/時)
K ：法第 3 条第 2 項第 1 号の政令で定める地域ごとに別表第一の下欄に掲げる値
（和泉市及び岸和田市(木材町、新港町及び臨海町以外の地域)は、法施行規則第 7 条に示す特別排出基準 K＝1.75)
He：法施行規則第 3 条第 2 項で規定する方法により補正された排出口高さ(m)

また、特定工場等(使用する原料及び燃料の量が重油換算で 0.8kL/h 以上)に対しては、次式で算出される総排出量でも規制されており、和泉市は硫黄酸化物の排出に係る総量規制の指定地域に含まれている。

$$Q = a \times W^{b} + r \times a \times \{(W + Wi)^{b} - W^{b}\}$$

ここで
Q ：硫黄酸化物の許容排出量(単位　Nm^3/h)
a ：削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数(和泉市及び岸和田市(木材町、新港町及び臨海町以外の地域)は a＝5.0)
b ：0.80 以上 1.0 未満の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特定工場等の規模別の分布の状況及び原料又は燃料の使用の実態等を勘案して定める定数(和泉市及び岸和田市(木材町、新港町及び臨海町以外の地域)は b＝0.85)
r ：0.3 以上 0.7 以下の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特定工場等の設置の状況の推移等を勘案して定める定数(和泉市及び岸和田市(木材町、新港町及び臨海町以外の地域)は r＝0.3)
W ：基準日前に特定工場等に設置される全てのばい煙発生施設(既設)において使用される原燃料の量(Wi を除く。)(重油に換算した kL/h)
Wi：基準日以後に設置される全てのばい煙発生施設(新設)において使用される原燃料の量(重油に換算した kL/h)

(ｲ)窒素酸化物

「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、廃棄物焼却炉(火格子面積が 2m^2 以上、又は焼却能力が 200kg/h 以上のもの(連続炉以外のものにあっては、排出ガス量が 4 万 Nm^3/h 以上のものに限る))に係る排出基準は 250ppm となっている。

また、特定工場(使用する原料及び燃料の量が重油換算で 2.0kL/h 以上)に対しては排出総量でも規制されているが、和泉市及び岸和田市は窒素酸化物の排出に係る総量規制の指定地域に含まれない。

(ｳ)ばいじん

「大気汚染防止法」による排出基準で規制されており、対象事業計画施設は 0.04g/Nm^3($O_2$12%換算値、焼却能力4t/時以上)の排出基準が適用される。

(ｴ)有害物質

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉に係るものとして、塩化水素について排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は 700mg/Nm^3($O_2$12%換算値)となっている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で定められている有害物質(25 物質)に係る規制基準は表４－１－１９に示すとおりである。

表４－１－１９　有害物質に係る規制基準

物質	規制基準
六価クロム化合物	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 ①ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。 ②①と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 ③①と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
エチレンオキシド	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 ①燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 ②①と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 ③①と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
上記に掲げる以外の物質	温度が摂氏零度で圧力が１気圧の状態に換算した排出ガス 1m^3 につき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。 $C = (K \cdot S) / Q$ C：有害物質の種類ごとの量(mg) S：表４－１－２０に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値 K：表４－１－２１に掲げる有害物質の種類ごとに定める値 Q：乾き排出ガス量(Nm^3/分) 注)ただし S は周辺建築物の立地状況が変わった場合、それに応じて変更するものとする。

注)アクリロニトリル、アセトアルデヒド、エチレンオキシド、塩化メチル、クロロエチレン、クロロホルム、1･2－ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トルエン、1･3－ブタジエン、ベンゼン及びホルムアルデヒドに係る規制基準は、廃棄物焼却炉については適用しない。

表４－１－２０　有害物質の排出基準の算定式

場合		Ｓの算式	
$Ho<6$		b^2	…①
$Ho\geqq6$ かつ $4.7(Ho-6)\leqq b<4.7Ho$		$(Ho-6)^2+b^2$	…②
$Ho\geqq6$ かつ $b\geqq4.7Ho$		$(Ho-6)^2+22.1Ho^2$	…③
$Ho\geqq6$ かつ $b<4.7(Ho-6)$ であって、排出口の中心から $4.7(Ho-6)$ の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物（倉庫等は除く。以下「建築物」という。）がある場合	$Ho>h$	$(Ho-h)^2+d^2$	…④
	$Ho\leqq h$	d^2	…⑤
上記以外の場合		$23.1(Ho-6)^2$	…⑥

備考
Ho：排出口の実高さ(m)
b　：排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(m)
h　：排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(m)
d　：排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(m)

表４－１－２１　有害物質のＫの値

物質	Ｋの値	物質	Ｋの値
アクリロニトリル	2.72	アセトアルデヒド	163
塩化水素	5.54	クロロエチレン	13.6
塩化メチル (クロロメタン)	128	塩素	3.23
カドミウム及びその化合物	0.0170 (カドミウムとして)	クロロホルム	24.5
1,2-ジクロロエタン	2.18	ジクロロメタン	204
水銀及びその化合物	0.0340 (水銀として)	テトラクロロエチレン	272
トリクロロエチレン	177	鉛及びその化合物	0.0680 (鉛として)
ニッケル化合物	0.0340 (ニッケルとして)	砒素及びその化合物	0.00816 (砒素として)
1,3-ブタジエン	3.40	ベリリウム及びその化合物	0.00340 (ベリリウムとして)
ベンゼン	4.08	ホルムアルデヒド	0.456
マンガン及びその化合物	0.136 (マンガンとして)		

注)塩化水素、水銀及びその化合物については、法で規制対象とする廃棄物焼却炉については適用しない。

(ｵ)ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」による排出基準で規制されており、対象事業計画施設は 0.1ng-TEQ/Nm^3($O_2$12%換算値、焼却能力 4t/時以上)の排出基準が適用される。

(ｶ)水銀

「大気汚染防止法による水銀規制」による排出基準で規制されており、対象事業計画施設は 30μg/m^3($O_2$12%換算値、火格子面積 2m^2 以上あるいは焼却能力 200kg/h 以上)の排出基準が適用される。

イ)自動車排出ガス

自動車排出ガスによる大気汚染を防止するために、自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質についての規制が実施されている。

自動車排出ガスの規制は、昭和41年9月のガソリン車の一酸化炭素排出規制にはじまり、昭和43年6月に大気汚染防止法において許容限度が定められて以来、現在に至るまで、規制が強化されてきた。

また、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx･PM法)」が平成4年6月3日に公布された。

大阪府では、同法に基づき「自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を平成5年11月に策定し、現在大阪府では、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕(大阪府自動車NOx･PM総量削減計画〔第3次〕)」を平成25年6月に策定し、関係機関相互の連携・協力のもと自動車環境対策を推進している。

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」の概要については、表４－１－２２に示すとおりである。

また、「大気汚染防止法」では、大気汚染が著しくなり、政令等で定める一定の基準値(以下「要請基準」という)を超えた場合には、道路交通法上の交通規制の要請やドライバー等に自動車の運行自粛の協力要請などを行うこととしている。大気汚染に係る要請基準については、表４－１－２３に示すとおりである。

表４－１－２２　「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第３次〕」

<table>
<tr><td>第３次計画の基本的な考え方</td><td>自動車は、府民の日常生活や経済活動に必要不可欠な交通手段となっているが、環境負荷が大きく、継続的・安定的に環境基準を達成するという目標に向けて、さらなる取組みが必要。平成 27 年度までの 3 年間という短期間の目標を設定し、具体的な対策を着実に実施。平成 27 年度目標の達成状況の検証を行い、平成 32 年度までの総合的な自動車環境対策を検討し引き続き推進。
〔第３次計画の新たな取組み〕
・「流入車規制」についてさらなる周知を図るとともに、違反を繰り返す者に対しては条例に基づく使用命令・公表を行い条例の実効性を高めるなど取組みを強化
・従来の自動車排出ガス(NOx・PM)削減に、地球温暖化(CO_2)対策の視点を加え、低燃費かつ低排出ガスのエコカーの積極的な導入を促進する取組みを、官民協働により展開
・府民、事業者１人ひとりが NOx 等の削減に効果がある「エコドライブ」を自主的に取り組むよう促進</td></tr>
<tr><td>第３次計画の目標等</td><td>(1)目標
平成 27 年度までに NO_2、SPM の大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成する。また、平成 32 年度までに対策地域全体で大気環境基準を達成する。
(2)目標排出量
<table>
<tr><th>区分</th><th>平成 32 年度
目標</th><th>平成 27 年度
目標</th><th>現状
(平成 21 年度)</th></tr>
<tr><td>対策地域における自動車 NOｘ排出量(削減割合)</td><td>11,220 ㌧
(▲4 割)</td><td>14,420 ㌧
(▲2 割)</td><td rowspan="2">18,130 ㌧</td></tr>
<tr><td>対策地域における自動車 PM 排出量(削減割合)</td><td>670 ㌧
(▲2.5 割)</td><td>720 ㌧
(▲2 割)</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>第３次計画における取組み</td><td>(1)自動車単体規制の推進
・最新規制適合車への転換促進
・車両の点検・整備の促進
(2)車種規制の実施等
・車種規制の適正かつ確実な実施
・流入車規制の推進⇒違反者に対する命令・公表等の規制の徹底
(3)エコカーの普及促進
・官民協働によるエコカー導入促進⇒エコカーの展示・試乗会等の実施
・事業者への導入指導
・エコカーの導入支援等⇒充電インフラ等の整備促進
・広域的取組みの推進(関西広域連合等)
・燃料電池自動車(FCV)の普及促進
(4)エコドライブの推進
・エコドライブの取組みの推進⇒セミナーや運転者講習会等を実施
・アイドリングストップの推進
(5)交通需要の調整・低減
・輸送効率の向上⇒営業用車両の活用、共同輸配送の推進
・適切な輸送機関の選択の促進
・物流拠点の整備等
・公共交通機関の利便性の向上⇒路線の新設・改良等
(6)交通流対策
・交通の分散や道路機能の分化の促進⇒道路網の整備(環状道路、バイパス)等
・交通渋滞の解消(ボトルネック対策)⇒立体交差化、右左折レーンの設置等の推進
・高度道路交通システム(ITS)の推進⇒交通渋滞等に関する情報提供
(7)普及啓発活動
・普及啓発・環境教育
・「大阪自動車環境対策推進会議」における活動推進⇒事業者の取組紹介、顕彰の実施
(8)局地汚染対策</td></tr>
<tr><td>第３次計画におけるその他の重要事項</td><td>・関係機関は、目標の達成に向けて連携協力して対策を推進し、進捗状況を適切に点検・評価。その結果を府がホームページ等を通じてわかりやすく公表。
・NO_2、SPM、PM2.5 による大気汚染状況について引き続き適切な監視・測定を実施。
・PM2.5 の削減や地球温暖化防止等にも寄与。
※注 NOx:窒素酸化物、NO_2:二酸化窒素、PM:粒子状物質、SPM:浮遊粒子状物質、PM2.5:微小粒子状物質
一般局:一般環境大気測定局、自排局:自動車排出ガス測定局</td></tr>
</table>

表４－１－２３　大気汚染に係る要請基準

要請の種別		物質名	要請基準	手続き	関係法
測定に基づく要請		一酸化炭素	1時間値の月平均値　10ppm	都道府県知事（政令市長）は自動車排出ガスによる大気汚染を測定し、公安委員会に対し交通規制を要請する。	大気汚染防止法第21条第1項 昭和46年総理府・厚生省令第2号
緊急時の措置	一般的協力要請	硫黄酸化物	1時間値0.2ppm以上の大気の汚染の状態が3時間継続した場合 1時間値0.3ppm以上の大気の汚染の状態が2時間継続した場合 1時間値0.5ppm以上の大気の汚染の状態になった場合 1時間値の48時間平均値0.15ppm以上の大気の汚染の状態になった場合	都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康等に被害を生じる恐れのある事態が発生したときは、一般に周知させるとともにドライバー等に対し自動車運行自粛について協力を求める。	大気汚染防止法第23条第1項 大気汚染防止法施行令第11条
		一酸化炭素	1時間値30ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		二酸化窒素	1時間値0.5ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が2.0mg/m^{3}以上の大気の汚染の状態が2時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.12ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
	公安委員会への要請	硫黄酸化物	1時間値0.5ppm以上の大気の汚染の状態が3時間継続した場合 1時間値0.7ppm以上の大気の汚染の状態が2時間継続した場合	都道府県知事は気象状況の影響により、大気の汚染が急激に悪化し、人の健康等に重大な被害を生じる恐れのある事態が発生したときは、それが自動車排出ガスに起因する場合は、公安委員会に対し交通規制の措置をとることを要請する。	大気汚染防止法第23条第2項 大気汚染防止法施行令第11条
		一酸化炭素	1時間値50ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		二酸化窒素	1時間値1ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が3.0mg/m^{3}以上の大気の汚染の状態が３時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.4ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		

②水質に関する法令

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年、法律第 138 号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年、府条例第 6 号）に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場･事業場から公共用水域に排出される排出水について排水基準が設けられている。大阪府では、上乗せ条例により、より厳しい排水基準が設定されている。排水基準は、表４－１－２４及び表４－１－２５(1)～(4)に示すとおりである。

また、下水道へ放流される排水にも、下水道法（昭和 33 年、法律第 79 号）及び和泉市下水道条例（昭和 53 年、条例第 2 号）により下水道排除基準が表４－１－２６に示すとおりに設定されている。

なお、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年、法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類に係る排水基準は 10pg-TEQ/L と定められている。

表４－１－２４　「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（有害物質）

（単位：mg/L）

有害物質の種類 ＼ 地域		上水道水源地域	その他の地域	
			海域以外	海域
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003	0.03	
	シアン化合物	検出されないこと	1	
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	検出されないこと	1	
	鉛及びその化合物	0.01	0.1	
	六価クロム化合物	0.05	0.5	
	砒素及びその化合物	0.01	0.1	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.005	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		
	PCB	検出されないこと	0.003	
	トリクロロエチレン	0.01	0.1	
	テトラクロロエチレン	0.01※1	0.1	
	ジクロロメタン	0.02	0.2	
	四塩化炭素	0.002	0.02	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.06	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.02	
	チウラム	0.006	0.06	
	シマジン	0.003	0.03	
	チオベンカルブ	0.02	0.2	
	ベンゼン	0.01	0.1	
	セレン及びその化合物	0.01	0.1	
	ほう素及びその化合物	1※2	10	10
	ふっ素及びその化合物	0.8※2	8	15
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	10※3	100	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.5	

備考

1. ■は上乗せ条例により設定された基準である。
2. 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業（同条第 5 項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）又は同条第 4 項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域である。
3. 上水道水源地域であっても、次の場合は上水道水源地域に係る上乗せ排水基準は適用されず、表中のその他の地域に係る排水基準が適用される。
   ※1）テトラクロロエチレンについては、洗濯業の用に供する洗浄施設を設置する特定事業場で、1 日あたりの平均的な排出水の量が 10 ㎥未満のもの
   ※2）ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物については、旅館業（温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場
   ※3）アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、し尿浄化槽を設置する特定事業場であって、平成 13 年 7 月 1 日現在の特定施設を平成 14 年 4 月 1 日において設置しているもの（設置する工事をしているものを含む。）が、し尿処理施設に係る排水を排出する排出口から排出する水

表４－１－２５(1)　「水質汚濁防止法」に基づく排水基準(生活環境項目)

項目		許容限度
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
	化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
	浮遊物質量(SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
	フェノール類含有量	5mg/L
	銅含有量	3mg/L
	亜鉛含有量	2mg/L
	溶解性鉄含有量	10mg/L
	溶解性マンガン含有量	10mg/L
	クロム含有量	2mg/L
	大腸菌群数	日間平均　3,000個/cm^3
	窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
	燐含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)

1. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m^3以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
2. 生物学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
3. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
4. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

表４－１－２５(2)　生活環境項目(BOD、COD、SS)の上乗せ排水基準

区分			日平均排水量(㎥)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
B 地域※1 における上乗せ排水基準									
既設※3	その他の業種※2		30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
			50 以上 200 未満	80	100	80	100	120	150
			200 以上 1000 未満	50	65	50	65	90	110
			1000 以上 5000 未満	30	40	30	40	70	90
			5000 以上	25	30	25	30	60	80
新設※3	すべての業種		30 以上 200 未満	20	25	20	25	50	65
			200 以上 5000 未満	15	20	15	20	50	65
			5000 以上	5	10	5	10	20	25
下水道処理区域に所在する既設特定事業場について									
既設※3	すべての業種(下水の処理が開始された後 1 年を経過した日から適用)		30 以上	20	25	20	25	70	90
共同処理施設を設置する特定事業場									
既設※3	すべての業種		30 以上 1000 未満	60	80	60	80	100	120
			1000 以上 10000 未満	50	65	50	65	90	110
			10000 以上	30	40	30	40	70	90
新設※3	すべての業種		30 以上	20	25	20	25	50	70
し尿処理施設を設置する特定事業場(特定施設として 72 号し尿処理施設のみを設置している特定事業場)									
既設	し尿処理施設を平成 6 年 11 月 1 日において設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む)		30 以上	30	160※4	120※5	160※5		
新設	上記以外の特定事業場		30 以上	20	160※4	20	160※5		
下水道終末処理施設を設置する特定事業場(特定施設として 73 号下水道終末処理施設のみを設置している特定事業場)									
平成 6 年 11 月 1 日において設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む)			30 以上	20	160※4	120※5	160※5	70	200※6
上記以外の特定事業場			30 以上	20	160※4	20	160※5	70	200※6
指定地域特定施設を設置する特定事業場(特定施設として指定地域特定施設のみを設置している特定事業場)									
既設	平成 6 年 11 月 1 日において設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む)		30 以上 1000 未満	合併処理浄化槽 40	160※4	120※5	160※5		
				単独処理浄化槽 90	160※4	120※5	160※5		
			1000 以上	30	160※4	30	160※5		
新設	上記以外の特定事業場		30 以上	30	160※4	30	160※5		

※1 上乗せ条例別表第3号備考4～8におけるB地域(事業計画地周辺地域)

※2 その他の業種とは、「食料品製造業、飲料・飼料製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工製造業、化学工業、石油製品又は石炭製品製造業、なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業、ガス業、洗濯業」以外の業種

※3 上乗せ排水基準は、下記の通り、特定事業場の設置時期によって異なる。

区分	該当要件
既設特定事業場	1 昭和49年11月1日現在の特定施設(指定地域特定施設を除く。)を、同日において設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む。) 2 平成6年11月1日現在の特定施設(1に掲げるものを除く。)のみを、同日において設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む。)
新設特定事業場	既設の特定事業場以外の特定事業場

なお、特定施設に指定された日については、水質汚濁防止関係法令のしおり(資料編)のP2～8の「特定施設等一覧」(令和元年7月　大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課)に記載。

※4 日平均排水量50㎥以上の工場又は事業場から海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

※5 日平均排水量50㎥以上の工場又は事業場から海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用される。

※6 日平均排水量50㎥以上の工場又は事業場に限って適用される。

表４－１－２５(3)　生活環境項目(ノルマルヘキサン抽出物質含有量)の上乗せ排水基準

(単位：mg/L)

区分		日平均排水量(㎥)	上水道水源地域及びD地域※1		左記以外	
			鉱油類含有量	動植物油脂類含有量	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量
既設※2	すべての業種	30以上1000未満	4	20	5	30
		1000以上5000未満	3	15	4	20
		5000以上	2	10	3	10
新設※2		30以上1000未満	3	10	4	10
		1000以上5000未満	2	10	3	10
		5000以上	1	5	2	5

※1 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業(同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第4項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域である。なお、D地域とは上乗せ条例別表第3号備考4～8におけるD地域を示す。

※2 上乗せ排水基準は、下記の通り、特定事業場の設置時期によって異なる。

区分	該当要件
既設特定事業場	1 昭和49年11月1日現在の特定施設(指定地域特定施設を除く。)を、同日において設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む。) 2 平成6年11月1日現在の特定施設(1に掲げるものを除く。)のみを、同日において設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む。)
新設特定事業場	既設の特定事業場以外の特定事業場

なお、特定施設に指定された日については、水質汚濁防止関係法令のしおり(資料編)のP2～8の「特定施設等一覧」(令和元年7月　大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課)に記載。

表４－１－２５(4)　生活環境項目(その他)の上乗せ排水基準

(単位：pH(-)、大腸菌群数(個/cm³)、その他の項目(mg/L))

区分		日平均排水量(㎥)	
		30以上50未満	50以上
pH	すべての業種	5.8～8.6	
フェノール類含有量		新設※1　1 既設※1　D地域※2　2 D地域※2以外 5	
銅含有量		3	
亜鉛含有量		2	
溶解性鉄含有量		10	
溶解性マンガン含有量		10	
クロム含有量		2	
大腸菌群数		(日間平均)3000	
窒素含有量		－	(日間平均)60 (最大)120
燐含有量		－	(日間平均)8 (最大)16

※1 上乗せ排水基準は、下記の通り、特定事業場の設置時期によって異なる。

区分	該当要件
既設特定事業場	1 昭和49年11月1日現在の特定施設(指定地域特定施設を除く。)を、同日において設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む。) 2 平成6年11月1日現在の特定施設(1に掲げるものを除く。)のみを、同日において設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む。)
新設特定事業場	既設の特定事業場以外の特定事業場

なお、特定施設に指定された日については、水質汚濁防止関係法令のしおり(資料編)のP2～8の「特定施設等一覧」(令和元年7月　大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課)に記載。

※2 D地域とは上乗せ条例別表第3号備考4～8におけるD地域を示す。

表４－１－２６　和泉市下水道排水基準

項目	単位	終末処理場に接続されている公共下水道の使用者			
		特定施設の設置者			その他の事業場
		50㎥/日以上	30㎥/日以上	30㎥/日未満	
カドミウム及びその化合物	mg/L以下	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L 以下	1	1	1	1
有機リン化合物	mg/L 以下	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L 以下	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L 以下	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	mg/L 以下	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びｱﾙｷﾙ水銀その他の水銀化合物	mg/L 以下	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L 以下	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L 以下	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L 以下	0.1	0.1	0.1	0.3
テトラクロロエチレン	mg/L 以下	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L 以下	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L 以下	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L 以下	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L 以下	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 以下	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L 以下	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L 以下	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L 以下	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L 以下	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L 以下	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L 以下	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L 以下	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/L 以下	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L 以下	10	10	10	10
ふっ素及びその化合物	mg/L 以下	15(8)	15(8)	15(8)	15(8)
1,4-ジオキサン	mg/L 以下	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類(毒性等量)	pg/L以下	10	10	10	10
フェノール類	mg/L 以下	5	5	5	5
銅及びその化合物	mg/L 以下	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L 以下	2	2	2	2
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L 以下	10	10	10	10
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L 以下	10	10	10	10
クロム及びその化合物	mg/L 以下	2	2	2	2
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L 未満	380(125)	380(125)	380(125)	380(125)
生物化学的酸素要求量	mg/L 未満	600(300)	600(300)	600(300)	600(300)
浮遊物質量	mg/L 未満	600(300)	600(300)	600(300)	600(300)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-Hex)注:5　鉱物油	mg/L 以下	5	5	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-Hex)注:5　動植物油	mg/L 以下	30	30	30	30
水素イオン濃度	水素指数	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)	5 を超え、9 未満 (5.7 を超え、8.7 未満)	5 を超え、9 未満 (5.7 を超え、8.7 未満)	5 を超え、9 未満 (5.7 を超え、8.7 未満)
温度	℃	45(40)	45(40)	45(40)	45(40)
沃素消費量	mg/L未満	220	220	220	220
色又は臭気	―	放流先で支障がないこと	放流先で支障がないこと	放流先で支障がないこと	放流先で支障がないこと
全窒素	mg/L未満	240(150)	240(150)	240(150)	240(150)
全りん	mg/L未満	32(20)	32(20)	32(20)	32(20)

備考1. アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、pH、温度、BOD、SS、T-N、T-Pの(　)内の数値は、製造業又はガス供給業の用に供する施設から排除される汚水の合計量が下水処理場排水量の4分の1以上と認められる等の場合、製造業又はガス供給業の施設に適用される場合がある。

2. ダイオキシン類の直罰基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設を設置する事業場のみ適用される。

3. ふっ素の(　)内数値は、泉北処理区のみに適用される。

4. 排水量による鉱物油と動植物油の除害施設設置基準値

排出される一日当たりの平均的な排水量(㎥/日)	一般事業場	
	鉱物油	動植物油
1000未満	4	20
1000以上、5000未満	3	15
5000以上	2	10

注)■:公共下水道への排除が禁止されている基準(直罰基準)　■:除害施設の設置義務が課せられる基準(除害施設設置基準)

③騒音に関する法令

「騒音規制法」(昭和 43 年、法律第 98 号)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成 6 年、府条例第 6 号)に基づき工場･事業場騒音、特定建設作業に伴う騒音の規制、自動車騒音に係る措置が行われている。

工場･事業場騒音及び特定建設作業騒音については、表４－１－２７(1)及び表４－１－２９に示すとおりである。

なお、事業計画地は和泉市域内の工業専用地域に位置しており、表４－１－２８に示すとおり、「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定」(平成 6 年、府告示第 1665 号)の地域に該当する。

また、事業計画地の敷地境界線において、「テクノステージ和泉まちづくりガイドライン」により、表４－１－２７(2)に示す騒音の防止対策における基準値を遵守する環境保全協定を和泉市と締結する必要がある。

自動車騒音については、「騒音規制法」に基づき、表４－１－３０に示すとおり要請限度が定められている。

表４－１－２７(1)　工場･事業場騒音の規制基準

区域の区分	朝(午前 6 時～午前 8 時)、夕(午後 6 時～午後 9 時)の基準値	昼間(午前 8 時～午後 6 時)の基準値	夜間(午後 9 時～翌日午前 6 時)の基準値
第 1･2 種低層住居専用地域･田園住居地域	45dB	50dB	40dB
第 1･2 種中高層住居専用地域、第 1･2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など	50dB	55dB	45dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60dB	65dB	55dB
工業地域、工業専用地域の一部	65dB	70dB	60dB
工業地域、工業専用地域の一部で学校･病院等の周辺など	60dB	65dB	55dB

※工業専用地域の一部とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定に定められた地域(表４－１－２８参照)である。

表４－１－２７(2)　騒音の防止対策における基準値
(テクノステージ和泉まちづくりガイドライン)

時間の区分	朝(午前 6 時～午前 8 時)、夕(午後 6 時～午後 9 時)の基準値	昼間(午前 8 時～午後 6 時)の基準値	夜間(午後 9 時～翌日午前 6 時)の基準値
工場の敷地境界線における騒音値	50dB	55dB	45dB

表４－１－２８　大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定

1. 都市計画法第 2 章の規定により定められた工業専用地域のうち次に掲げる地域
(1) 大阪市の区域
ア 此花区のうち島屋三丁目、島屋四丁目、島屋六丁目、春日出南三丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目の工業専用地域並びに酉島五丁目、島屋二丁目、島屋五丁目、梅町一丁目、梅町二丁目、北港一丁目、北港二丁目及び常吉二丁目の工業専用地域の一部
イ 港区のうち市岡二丁目、市岡四丁目、福崎一丁目、福崎二丁目、海岸通三丁目及び海岸通四丁目の工業専用地域
ウ 大正区のうち泉尾六丁目、泉尾七丁目、北恩加島一丁目、北恩加島二丁目、南恩加島一丁目、南恩加島四丁目から南恩加島七丁目まで、鶴町一丁目から鶴町五丁目まで、三軒家東二丁目、三軒家東三丁目、千島一丁目、小林東一丁目及び平尾一丁目の工業専用地域
エ 西淀川区のうち大野三丁目、百島一丁目及び百島二丁目の工業専用地域並びに中島二丁目、西島一丁目及び西島二丁目の工業専用地域の一部
オ 淀川区のうち加島一丁目から加島三丁目まで、三津屋北二丁目、三津屋北三丁目、田川三丁目、田川北一丁目、田川北三丁目、十三本町二丁目、十三元今里三丁目及び野中南二丁目の工業専用地域
カ 鶴見区のうち今津北三丁目及び今津北四丁目の工業専用地域
キ 住之江区のうち北加賀屋三丁目から北加賀屋五丁目まで、緑木一丁目、緑木二丁目、泉二丁目、平林南一丁目、平林南二丁目、柴谷二丁目、南港東一丁目から南港東三丁目まで、南港東八丁目、南港東九丁目及び南港南一丁目の工業専用地域並びに平林北二丁目及び柴谷一丁目の工業専用地域の一部
ク 平野区のうち加美東六丁目、加美東七丁目及び加美南二丁目の工業専用地域
ケ 西成区のうち津守三丁目、南津守二丁目及び南津守五丁目の工業専用地域
(2) 堺市の区域
ア 堺区のうち松屋大和川通三丁、松屋大和川通四丁、緑町三丁、緑町四丁、三宝町八丁、三宝町九丁、海山町六丁、海山町七丁、山本町六丁及び神南辺町四丁から神南辺町六丁までの工業専用地域並びに築港八幡町、塩浜町、築港南町、大浜西町及び出島西町の工業専用地域の一部
イ 西区のうち石津西町及び築港浜寺町の工業専用地域の一部
ウ 美原区のうち木材通一丁目から木材通四丁目までの工業専用地域
(3) 岸和田市の区域
地蔵浜町及び新港町の工業専用地域並びに木材町及び臨海町の工業専用地域の一部
(4) 泉大津市の区域
臨海町の工業専用地域の一部
(5) 貝塚市の区域
港の工業専用地域の一部
(6) 枚方市の区域
中宮大池一丁目から中宮大池四丁目まで、出屋敷西町一丁目、池之宮三丁目、池之宮四丁目、村野高見台、春日北町一丁目から春日北町三丁目まで、春日北町五丁目、春日西町一丁目、春日野一丁目、春日野二丁目、野村元町、長尾谷町一丁目、招提田近一丁目から招提田近三丁目まで及び高野道二丁目の工業専用地域
(7) 八尾市の区域
神武町及び北亀井町一丁目から北亀井町三丁目までの工業専用地域
(8) 泉佐野市の区域
住吉町の工業専用地域の一部
(9) 富田林市の区域
中野町東二丁目及び若松町東三丁目の工業専用地域
(10) 和泉市の区域
テクノステージ一丁目からテクノステージ三丁目までの工業専用地域
(11) 柏原市の区域
国分東条町及び円明町の工業専用地域
(12) 羽曳野市の区域
駒ケ谷の工業専用地域
(13) 高石市の区域
高砂一丁目及び高砂二丁目の工業専用地域の一部
(14) 東大阪市の区域
加納四丁目の工業専用地域
(15) 泉北郡忠岡町の区域
新浜一丁目及び新浜二丁目の工業専用地域
2. 空港敷地のうち次に掲げる地域
大阪国際空港のうち豊中市及び池田市の区域並びに八尾空港の敷地
3. 特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動にあっては、1 及び 2 に掲げる地域のほか、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項及び振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定により指定される地域の境界から 300m 以内の地先及び水面を含む。
4. 関係図面は、大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課並びに関係市役所及び町役場において一般の縦覧に供する。
改正文(平成 12 年告示第 561 号)抄
平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
改正文(平成 14 年告示第 502 号)抄
平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

表４－１－２９　特定建設作業騒音の規制基準

規制内容	1 号区域における規制基準	2 号地域における規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界上における基準値	85 デシベル	
作業可能時刻	午前 7 時から午後 7 時	午前 6 時から午後 10 時
最大作業時間	一日あたり 10 時間	一日あたり 14 時間
最大作業期間	連続 6 日間	
作業日	日曜その他の休日を除く日	
特定建設作業の種類	＜法又は条例＞ 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業(注 1) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0．45 立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混連機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. バックホウ(原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注 2) 7. トラクターショベル(原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注 2) 8. ブルドーザー(原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注 2) ＜条例＞ 9. 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械(アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が 20 キロワットを越えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業(注 1) 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
区域区分	第 1，2 種低層住居専用地域、第 1，2 種中高層住居専用地域、第 1，2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内	工業地域及び条例の追加規制地域のうち 1 号区域以外の地域

(注1)作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

(注2)一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（この場合は9の条例での届出を行うことになる。）

※条例の追加規制地域とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定に定められた地域(表４－１－２８参照)である。

表４－１－３０　自動車騒音の要請限度

区域区分＼時間区分		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

備考

1. a区域、b区域及びc区域とは、以下の区域として市町村長が定めた区域をいう。

＜和泉市、岸和田市＞

a区域:専ら住居の用に供される区域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域)

b区域:主として住居の用に供される区域(第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域)

c区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

④振動に関する法令

「振動規制法」(昭和 51 年、法律第 64 号)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成 6 年、府条例第 6 号)に基づき工場振動、特定建設作業に伴う振動の規制、道路交通振動に係る措置が行われている。

工場振動及び特定建設作業に伴う振動については、表４－１－３１(1)及び表４－１－３２に示すとおりである。

なお、事業計画地は和泉市域内の工業専用地域に位置しており、表４－１－２８に示すとおり、「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定」(平成 6 年、府告示第 1665 号)の地域に該当する。

また、事業計画地の敷地境界線において、「テクノステージ和泉まちづくりガイドライン」により、表４－１－３１(2)に示す振動の防止対策における基準値を遵守する環境保全協定を和泉市と締結する必要がある。

道路交通振動については、「振動規制法」に基づき、表４－１－３３に示すとおり要請限度が定められている。

表４－１－３１(1)　工場及び事業場振動の規制基準

区域の区分	昼間(午前６時～午後９時)の基準値	夜間(午後９時～翌日午前６時)の基準値
第1･2種低層住居専用地域、第1･2種中高層住居専用地域、第1･2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、市街化調整区域など	60dB	55dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域など	65dB	60dB
工業地域、工業専用地域の一部	70dB	65dB
工業地域、工業専用地域の一部で学校･病院等の周辺など	65dB	60dB

※工業専用地域の一部とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定に定められた地域(表４－１－２８参照)である。

表４－１－３１(2)　振動の防止対策における基準値
(テクノステージ和泉まちづくりガイドライン)

時間の区分	昼間(午前６時～午後９時)の基準値	夜間(午後９時～翌日午前６時)の基準値
工場の敷地境界線における振動値	60dB	55dB

表４－１－３２　特定建設作業振動の規制基準

規制内容	1 号区域における規制基準	2 号地域における規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界上における基準値	75 デシベル	
作業可能時刻	午前 7 時から午後 7 時	午前 6 時から午後 10 時
最大作業時間	一日あたり 10 時間	一日あたり 14 時間
最大作業期間	連続 6 日間	
作業日	日曜その他の休日を除く日	
特定建設作業の種類	＜法又は条例＞ 1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業(注) 4. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(注) ＜条例＞ 5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る。)を使用する作業	
区域区分	第 1，2 種低層住居専用地域、第 1，2 種中高層住居専用地域、第 1，2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内	工業地域及び条例の追加規制地域のうち 1 号区域以外の地域

(注)作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50ｍを超えない作業に限る。

※条例の追加規制地域とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定に定められた地域(表４－１－２８参照)である。

表４－１－３３　道路交通振動の要請限度

区域の区分＼時間の区分	昼間 (6 時～21 時)	夜間 (21 時～翌 6 時)
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB

備考

1. 第一種区域及び第二種区域とは、以下の区域として市町村長が定めた区域をいう。

＜和泉市、岸和田市＞

第一種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、田園住居地域)

第二種区域:住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

⑤悪臭に関する法令

「悪臭防止法」(昭和 46 年、法律第 91 号)では、工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、同法施行規則で定められた基準の範囲内で、地域の実状に応じ、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。

工場や事業所から排出される悪臭について、和泉市においては、表４－１－３４及び表４－１－３５に示すとおり、悪臭防止法に基づき特定悪臭物質規制で規制基準が設定されている。また、排出水に含まれる悪臭物質についても、表４－１－３６に示すとおり、硫化水素等 4 物質について規制基準が設定されている。

岸和田市においては、表４－１－３７に示すとおり、臭気指数規制で規制基準が設定されている。

表４－１－３４　「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質規制基準(和泉市)

悪臭物質(22項目)	規制基準値(ppm)	においの種類
アンモニア	1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のようなにおい

※悪臭物質のうち、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 13 物質については、排出口における規制基準が設定されている。

表４－１－３５　排出口における規制基準（和泉市）

規制基準値の算出式は以下に示すとおりである。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q ： 流量（Nm^3/h）
He ： 排出口の高さの補正値（m）
Cm ： 当該事業場の敷地境界線における規制基準値（ppm）

なお、排出口の高さの補正（有効煙突高さの計算）は以下のとおりである。

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + 2.58 / V}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1 / J - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T-288}\right) + 1$$

He ： 補正された排出口の高さ（m）
Ho ： 排出口の実高さ（m）
Q ： 温度 15 度における排出ガスの流量（m^3/sec）
V ： 排出ガスの排出速度（単位 m/sec）
T ： 排出ガスの温度（絶対温度）

表４－１－３６　排出水中の基準（和泉市）

排出水量（m^3/秒） 物質名（4 項目）	Q≦0.001	0.001＜Q≦0.1	0.1＜Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

注1）Q：当該事業場の排出水量
注2）有効数字は1桁
注3）濃度の単位はmg/L

表４－１－３７　「悪臭防止法」に基づく臭気指数規制基準（岸和田市）

区分	規制箇所	規制基準
1 号基準	敷地境界線上	臭気指数 10
2 号基準	気体排出口	悪臭防止法施行規則第６条の２第１項に規定する方法（表４－１－３８）により算出した臭気排出強度又は臭気指数
3 号基準	排出水	臭気指数 26

表４－１－３８　悪臭防止法施行規則第６条の２第１項に規定する方法

(1)気体排出口の実高さが15m以上の場合

気体排出口における規制基準は、次式より算出された臭気排出強度q_t(Nm^3/min)とする。

$q_t=(60\times10^A)/Fmax$　　$A=(L/10)-0.2255$

この式において、

q_t:排出ガスの臭気排出強度(Nm^3/min)

Fmax:≪別表≫に示すF(x)の最大値で、1単位の臭気排出強度(1Nm^3/sec)に対する地上臭気濃度の最大値(単位：sec/Nm^3)

L:敷地境界上での規制(第1号規制)基準値(10)

なお、F(x)の算出方法については、別表に示すとおりである。

(2)気体排出口の実高さが15m未満の場合

気体排出口における規制基準は、次式より算出された臭気指数Iとする。

$I=10\times Log_{10}(K\times H_b^2\times10^{L/10})$

I:排出ガスの臭気指数

K:排出口の口径の区分ごとに定められた値

排出口の口径が0.6m未満の場合は、0.69、0.6m以上0.9m未満の場合は0.20、0.9m以上は0.10とする。

H_b:周辺建物の最大高さ(m)

周辺建物の最大高さH_bは6.7m未満の場合は排出口の実高さの1.5倍、6.7m以上10m未満の場合は10m、10以上であって排出口の実高さの1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする。

L:敷地境界上での規制(第1号規制)基準値(10)

初期排出高さの算出は、次式による。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ(m)とする。

$H_i=H_0+2(V-1.5)D$

この式において、H_i、H_0、V及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

H_i:初期排出高さ(m)

H_0:排出口の実高さ(m)

V:排出ガスの排出速度(m/sec)

D:排出口の口径(m)。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径

≪別表≫

$F(x)=(1/3.14\sigma_y\sigma_z)\times\exp(-(He(x)^2/2\sigma_z^2)$

この式において、

X:排出口からの風下距離(m)

σ_y:環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅(m)

σ_z:環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅(m)

He(x):排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ(m)。ただし、次式におけるH_iとΔH_dの和が周辺最大建物の高さの0.5倍未満となる場合、0m。

$He(x)=H_i+\Delta H+\Delta H_d$

H_i:初期排出高さ(m)

ΔH:環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ(m)

ΔH_d:次に掲げる初期排出高さの区分ごとに算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ(m)

H_iがH_b未満の場合:$-1.5H_b$

H_iがH_b以上H_bの2.5倍未満の場合:$H_i-2.5H_b$

H_iがH_bの2.5倍以上の場合:0

H_bは周辺最大建物高さ(m)

⑥地盤沈下に関する法令

地盤沈下に関しては、「工業用水法」(昭和 31 年、法律第 146 号)、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年、法律第 100 号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水の採取について規制が行われている。事業計画地は、これらの規制の対象地域外である。

なお、大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、大阪府全域に地下水採取量報告を義務付けている。

⑦土壌に関する法令

「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月、法律第 53 号)においては、次の(1)～(3)の場合に、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事等に報告する必要がある。

(1)有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき

(2)一定規模以上の土地の形質の変更の届出をした結果、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき

(3)土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき

都道府県知事等は、土壌の汚染状態が指定基準に適合しないとき、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定する。

人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な要措置区域では、土地の所有者等は、講じようとする汚染の除去等の記載する汚染除去等計画を作成し提出しなければならない。一方、形質変更時要届出区域では、汚染除去等の措置を求められることはないが、土地の形質の変更を行う場合は、都道府県知事等にあらかじめ届出が必要になる。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の法と異なる特徴は(1)～(6)に示すとおりである。なお、法と府条例において同じ内容の規定がある場合は、法と府条例の運用の考え方は同じである。

(1)対象物質にダイオキシン類を追加

(2)対象施設に有害物質使用届出施設及びダイオキシン特定施設を追加

(3)稼働中の有害物質使用特定施設若しくは届出施設等が設置されている工場敷地における同一の工場等以外の用途で利用するための土地の形質変更時の土壌汚染状況調査の実施

(4)3,000m^2以上の土地の形質変更時等の管理有害物質の使用履歴等の調査及び報告

(5)自主調査等の指導･助言、土地所有者等の責務

(6)有害物質使用施設設置者による土地所有者等への情報の提供

なお､特定有害物質･管理有害物質及び基準値については表４－１－３９に示すとおりである。

表４－１－３９　特定有害物質･管理有害物質及び基準値

分類			項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
管理有害物質(府条例)	特定有害物質(法)	揮発性有機化合物(第一種特定有害物質)	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	－	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	－	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	－	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	－	0.1 以下	1 以下
			1,2-ジクロロエチレン	－	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン(D-D)	－	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン(塩化メチレン)	－	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	－	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	－	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	－	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	－	0.01 以下	0.1 以下
			ベンゼン	－	0.01 以下	0.1 以下
		重金属等(第二種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
			水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
			うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4,000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
			ほう素及びその化合物	ほう素 4,000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
		農薬等(第三種特定有害物質)	シマジン(CAT)	－	0.003 以下	0.03 以下
			チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	－	0.02 以下	0.2 以下
			チウラム	－	0.006 以下	0.06 以下
			PCB(ポリ塩化ビフェニル)	－	検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	－	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	－	－

(注)
土壌含有量基準:有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスクに係る基準
土壌溶出量基準:有害物質が含まれる汚染土壌からの有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクに係る基準
mg/kg(土壌 1 キログラムあたりミリグラム)、mg/L(検液 1 リットルあたりミリグラム)、
pg-TEQ/g(土壌 1g あたりピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ｼﾞﾍﾞﾝｿﾞｰﾊﾟﾗｰｼﾞｵｷｼﾝ毒性換算値〕)

⑧廃棄物に関する法令

ア)廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(ｱ)排出事業者について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)は、平成 22 年の法改正により、排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合における努力義務として「処理の状況に関する確認を行うこと」が明確化されるなど排出事業者責任がさらに強化された。

産業廃棄物は、それを発生させた事業者が最後まで責任をもって最終処分又は再生しなければならず、この責任は処理業者に処理を委託しても免じられるものではない。昭和 45 年に制定された廃棄物処理法によって、産業廃棄物に関する規制が初めて導入されたが、法の

施行当初から排出事業者責任については、次のように定められており、この規定は現在も変わっていない。

（事業者の責務）
第 3 条　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
2　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め（中略）なければならない。

その後、累次の法改正によって、排出事業者責任の内容が具体的に規定され、現在では、処理業者への委託に当たっての排出事業者の努力義務として、次のように定められている。

（事業者の処理）
第 12 条
7　事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

また、平成 22 年法改正により、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は、元請業者が負うことが明確になった。

このように排出事業者責任が強化されてきた背景には、大規模な不法投棄事件が相次いで発生したことがあげられ、不法投棄をなくすためには、個々の排出事業者が、委託している処理業者任せにするのではなく、責任をもって適正処理を確保することが必要である。

また、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻や汚泥等の法及び政令で定められた 20 種類と輸入廃棄物であり、これらに該当しない廃棄物は「一般廃棄物」である。なお、紙くず等の 7 種類については、特定の事業活動に伴うもののみ、「産業廃棄物」に該当し、その他の事業活動に伴うものは、「（事業系）一般廃棄物」となる。また、産業廃棄物又は一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」となる。また、表４-１-４０、表４-１-４１及び表４-１-４２に示す判定基準に適合しないものについても、「特別管理産業廃棄物」となる。

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者になることも可能である。

特別管理産業廃棄物管理責任者となるためには、施行規則で定める資格が必要となる。また、保管、運搬、処分に当たり、より厳しい基準が設けられており、事業所に帳簿を備え、特別管理産業廃棄物の処理について記載し、保存しなければならない。

表４－１－４０　産業廃棄物と特別管理産業廃棄物との判定基準[1)2)]

産業廃棄物 ＼ 有害物質	燃え殻 ばいじん 鉱さい	汚泥	特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもの		廃酸、 廃ｱﾙｶﾘ
			廃酸、廃ｱﾙｶﾘ以外の場合	廃酸、廃ｱﾙｶﾘの場合	
試験方法(単位)	溶出試験(mg/L 以下)[3)]			含有量試験(mg/L 以下)[3)]	
ｱﾙｷﾙ水銀化合物	不検出[4)8)]	不検出[4)]	不検出[4)]	不検出[4)]	不検出[4)]
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	0.05	0.05
ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物	0.09[5)]	0.09[5)]	0.09[5)]	0.3	0.3
鉛又はその化合物	0.3[5)]	0.3[5)]	0.3[5)]	1	1
有機燐化合物[6)]	－	1	1	1	1
六価ｸﾛﾑ化合物	1.5[5)]	1.5[5)]	1.5[5)]	5	5
砒素又はその化合物	0.3[5)]	0.3[5)]	0.3[5)]	1	1
ｼｱﾝ化合物	－	1	1	1	1
PCB	－	0.003	0.003	0.03	0.03
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	0.1	0.1	1	1
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	0.1	0.1	1	1
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	0.2	0.2	2	2
四塩化炭素	－	0.02	0.02	0.2	0.2
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	0.04	0.04	0.4	0.4
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	1	1	10	10
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	0.4	0.4	4	4
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	3	3	30	30
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	0.06	0.06	0.6	0.6
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	－	0.02	0.02	0.2	0.2
ﾁｳﾗﾑ	－	0.06	0.06	0.6	0.6
ｼﾏｼﾞﾝ	－	0.03	0.03	0.3	0.3
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	0.2	0.2	2	2
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	－	0.1	0.1	1	1
ｾﾚﾝ又はその化合物	0.3[5)]	0.3[5)]	0.3[5)]	1	1
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.5[7)]	0.5	0.5	5	5

注1)判定基準は、総理府令第5号、廃棄物処理法施行規則別表2(廃酸・廃ｱﾙｶﾘ)による。
注2)指定下水汚泥は省略。
注3)溶出試験の基準値は、溶媒中に溶出した濃度、含有量の基準値は廃酸、廃ｱﾙｶﾘに含まれる濃度を示す。
注4)ｱﾙｷﾙ水銀化合物の不検出とは、ｱﾙｷﾙ水銀化合物の検出限界0.0005mg/Lをいう。
注5)金属類の基準値は、3倍値基準(土壌に吸着されやすいことが考慮され、排水基準の3倍の値が採用されている)である。
注6)有機燐化合物とは、ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄﾝ、EPN(ｵﾙﾄｴﾁﾙﾊﾟﾗﾆﾄﾛﾌｪﾆﾙﾁｵﾉﾍﾞﾝｾﾞﾝﾎｽﾎﾈｰﾄ)をいう。
注7)ばいじん及びその処理物に適用。
注8)燃え殻を除く。

表４－１－４１　産業廃棄物と特別管理産業廃棄物との PCB 処理物に係る判定基準

処分するために処理したものの種類	溶出試験	含有試験
廃油	―	0.5 mg/kg以下
廃酸、廃アルカリ	―	0.03 mg/L 以下
廃プラスチック類、金属くず	PCB が付着又は封入していないこと	
陶磁器くず	PCB が付着していないこと	
上記以外のもの	0.003 mg/L 以下	―

表４－１－４２　産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とのダイオキシン類に係る判定基準

廃棄物の種類	含有試験
廃棄物焼却炉において生じたばいじん、燃え殻	3ng-TEQ/g 以下
製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん	
ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設※を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ以外 3ng-TEQ/g 以下 廃酸、廃アルカリ 100pg-TEQ/L 以下
上記廃棄物を処分するために処理したもの	

※ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる施設

(ｲ)施設設置者について

施行令第７条で定める産業廃棄物処理施設(表４－１－４３参照)を設置し、又は構造等の変更をする場合には知事の許可を受けなければならない。

設置の許可を受けるためには、施行規則等で定める技術上の基準に適合しているほか、周辺地域の生活環境の保全及び一定の周辺施設について適正な配慮がなされた設置計画･維持管理計画であることが必要である。

また、産業廃棄物処理施設の設置者には帳簿の記載と保存のほか、次に掲げる事項が義務付けられている。

(1)適正な維持管理(法律第 15 条の２の３第 1～2 項、法律第 15 条の２の 4)

(2)技術管理者の設置(法律第 21 条第 1～3 項)

(3)産業廃棄物処理責任者の設置(法律第 12 条第８項)

(4)処理施設の定期検査(法律第 15 条の２の 2)

(5)産業廃棄物の処理施設における事故時の措置(法律第 21 条の２第 1～2 項)

表４－１－４３　産業廃棄物処理施設の種類（施行令第７条）

<table>
<tr><th colspan="4">処理施設の種類</th><th>対象規模</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td rowspan="16">中間処理</td><td>1</td><td colspan="2">汚泥の脱水施設</td><td>処理能力 10 ㎥/日を超えるもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">汚泥の乾燥施設</td><td>天日乾燥以外</td><td>処理能力 10 ㎥/日を超えるもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>天日乾燥</td><td>処理能力 100 ㎥/日を超えるもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">汚泥の焼却施設</td><td>次のいずれかに該当するもの
イ処理能力5 ㎥/日を超えるもの
ロ処理能力200kg/時間以上のもの
ハ火格子面積 2 ㎡以上のもの</td><td colspan="2">PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">廃油の油水分離施設</td><td>処理能力 10 ㎥/日を超えるもの</td><td></td><td rowspan="2">海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">廃油の焼却施設</td><td>次のいずれかに該当するもの
イ処理能力1 ㎥/日を超えるもの
ロ処理能力200kg/時間以上のもの
ハ火格子面積 2 ㎡以上のもの</td><td>廃 PCB 等を除く</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">廃酸又は廃アルカリの中和施設</td><td>処理能力 50 ㎥/日を超えるもの</td><td colspan="2">中和槽を有するものであること
放流を目的とするものを除く</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2">廃プラスチック類の破砕施設</td><td>処理能力 5t/日を超えるもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="2">廃プラスチック類の焼却施設</td><td>次のいずれかに該当するもの
(1)処理能力100kg/日を超えるもの
(2)火格子面積 2 ㎡以上のもの</td><td colspan="2">PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く</td></tr>
<tr><td>8 の 2</td><td colspan="2">木くず又はがれき類の破砕施設</td><td>処理能力 5t/日を超えるもの</td><td colspan="2">事業者が設置する移動式のものを除く</td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="2">施行令別表第 3 の 3 に掲げる物質※1 又はﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含む汚泥のコンクリート固型化施設</td><td>全てのもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>10</td><td colspan="2">水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設</td><td>全てのもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>10の2</td><td colspan="2">廃水銀等の硫化施設</td><td>全てのもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>11</td><td colspan="2">汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</td><td>全てのもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>11の2</td><td colspan="2">廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設</td><td>全てのもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>12</td><td colspan="2">廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設</td><td>全てのもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>12の2</td><td colspan="2">廃 PCB 等※2 又は PCB 処理物の分解施設</td><td>全てのもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>13</td><td colspan="2">PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設</td><td>全てのもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>13の2</td><td colspan="2">産業廃棄物の焼却施設
（上記 3、5、8、12 に掲げるものを除く）</td><td>次のいずれかに該当するもの
(1)処理能力200kg/時間以上のもの
(2)火格子面積 2 ㎡以上のもの</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">最終処分</td><td rowspan="3">14</td><td rowspan="3">最終処分場</td><td>ｲ.遮断型最終処分場</td><td>全てのもの</td><td colspan="2">施行令第 6 条第 1 項第 3 号ｶ(1)から(5)まで及び第 6 条の 5 第 1 項第 3 号ｲ(1)から(7)までに掲げる特定の有害産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>ﾛ.安定型最終処分場</td><td>全てのもの
（水面埋立地を除く）</td><td colspan="2">施行令第 6 条第 1 項第 3 号ｲ(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>ﾊ.管理型最終処分場</td><td>全てのもの</td><td colspan="2">ｲ、ﾛ以外の産業廃棄物</td></tr>
</table>

※1）施行令別表第 3 の 3 に掲げる物質：

水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、PCB、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ又はその化合物、有機塩素化合物、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、弗化物、ﾍﾞﾘﾘｳﾑ又はその化合物、ｸﾛﾑ又はその化合物、ﾆｯｹﾙ又はその化合物、ﾊﾞﾅｼﾞｳﾑ又はその化合物、ﾌｪﾉｰﾙ類、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ

※2）PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む。

イ)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法令

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 14 年 5 月 30 日施行)における対象建設工事は、届出が必要となり、一定の技術基準に従って、その建築物等に使用されている特定建設資材(「コンクリート」、「アスファルト」、「木材」)を現場で分別すること、分別解体をすることによって生じた特定建設資材廃棄物(コンクリート廃材、鉄筋コンクリート廃材等、アスファルト廃材、廃木材)について再資源化を行うことなど、計画的に工事を施工することが義務付けられている。なお、分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、下記のとおりである。

1)建築物の解体工事では床面積 80㎡以上

2)建築物の新築又は増築の工事では床面積 500㎡以上

3)建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が 1 億円以上

4)建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が 500 万円以上

ウ)建築物等の解体等工事における石綿飛散防止規制

石綿(アスベスト)を含む建材(石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1%を超えるもの)を使用した建築物等の解体・改造・補修の作業にあたっては、「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、適切な飛散防止対策をとるべきことが規定されている。なお、現行施設の解体前にアスベストの事前調査を実施し、アスベストが確認された場合は、適切に処分する。

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止規制の概要については、表４－１－４４及び図４－１－７に示すとおりである。

表４－１－４４　建築物等の解体等工事における石綿飛散防止規制の概要

作業の種類	作業基準 ○法、●条例	届出の種類及び届出の規模要件
〈かき落とし、切断、破砕により除去する場合または、封じ込め、囲い込みを行う場合〉 吹付け石綿 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	○作業場の隔離 ○前室の設置 ○集じん･排気装置の設置 ○集じん･排気装置の稼動確認 ○作業場及び前室の負圧確認 ○集じん･排気装置の排気口での粉じんの迅速測定 ○隔離養生解体前の清掃や特定粉じんの処理、飛散するおそれがないことの確認 ○薬液等による湿潤化 ○除去部分への薬液散布 ●排出水の処理 等	全ての工事について、大気汚染防止法に基づく届出が必要
〈かき落とし、切断、破砕以外の方法で除去する場合〉 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	○除去を行う部分の周辺養生 ○薬液等による湿潤化 ○養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ○除去部分への薬液散布 ●排出水の処理 等	全ての工事について、大気汚染防止法に基づく届出が必要※1
石綿含有仕上塗材の除去 （日本産業規格(JIS)A6909）	○薬液等による湿潤化 ○電気工具を用いて除去する際の周辺養生 ○養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ●排出水の処理 ●飛散防止幕の設置 等	石綿含有仕上塗材の使用面積が 1,000 ㎡以上の場合、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要
石綿含有成形板等※2 の除去	○原形のまま取り外し ○原形のまま取り外すことが困難な場合は、薬液等による湿潤化 ○ケイカル板第１種の除去で切断、破砕を伴う場合は、除去を行う部分の周辺養生 ○養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ●飛散防止幕の設置 ●除去後の石綿含有成形板等の破砕の回避 ●除去後の石綿含有成形板等をやむを得ず切断する場合は、集じん装置付きの切断機の使用 ●排出水の処理 等	石綿含有成形板等の使用面積が 1,000 ㎡以上の場合、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要

※1）石綿含有保温材等で直接石綿部分に触れず非石綿部での切断による除去で、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には大気汚染防止法の届出は不要である。ただし、石綿予防規則では石綿取り扱い作業にも該当しないものの、計画の届出は必要とされており、また、法を所管する自治体によっては届出が必要な場合もあるので、作業場所を所管する自治体に確認が必要である。なお、劣化等があり石綿飛散のおそれがある場合には、切断等による除去と同等の措置を講じる必要があり、届出も必要である。

※2）石綿含有成形板等とは吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材、石綿含有仕上塗材を除くすべての石綿含有建築材料であり、令和3年3月まで対象外であった石綿含有下地調整塗材や樹脂等で被覆、固形化された建材（ビニル床シート等）も含まれる。

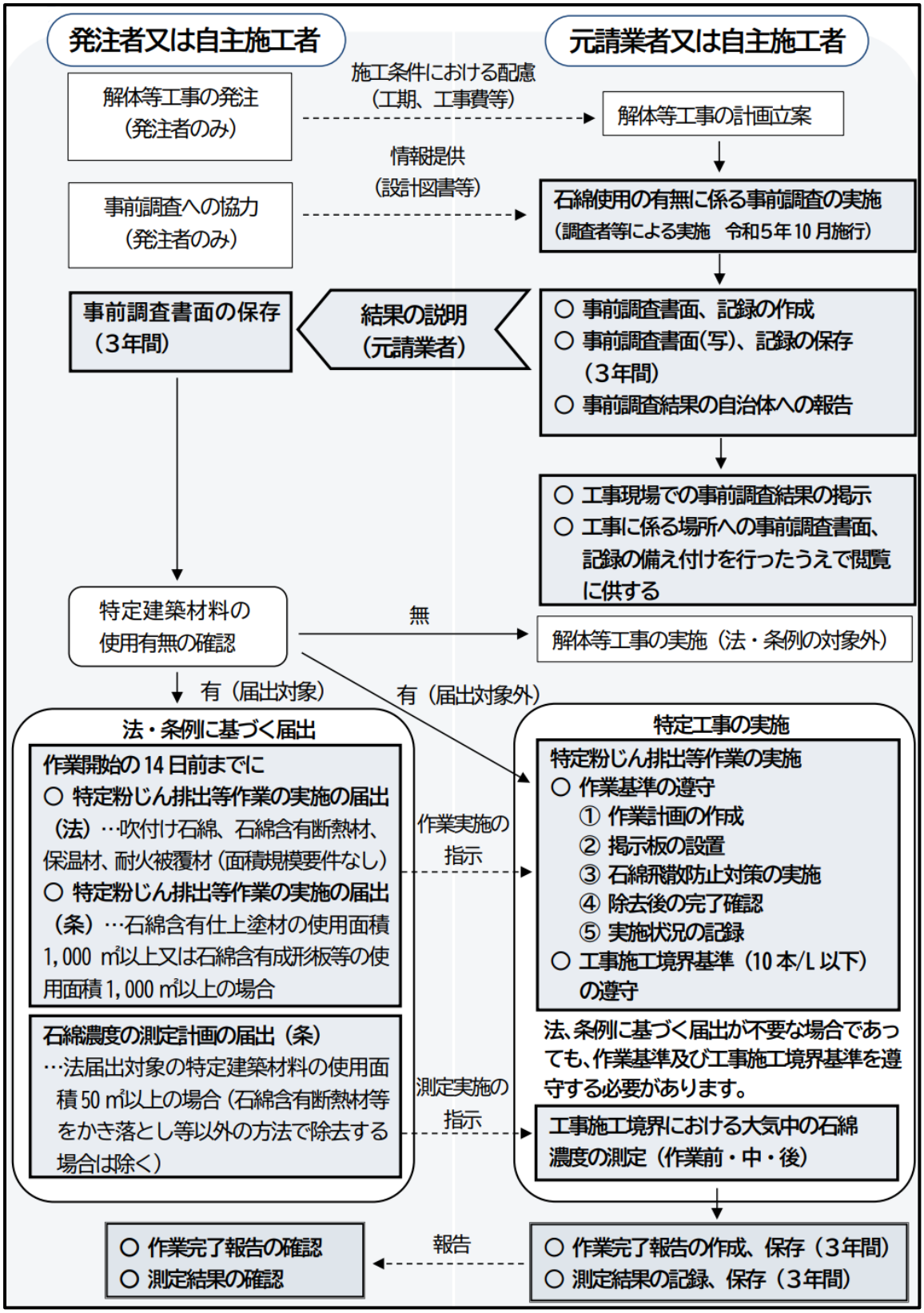

出典:「大気関係　届出のしおり　大気汚染防止法　大阪府生活環境の保全等に関する条例(特定粉じん排出等作業)」(令和４年４月　大阪府環境農林水産部環境管理室)

図４－１－７　建築物等の解体等工事における石綿飛散防止規制の概要

４－１－８ 環境基本計画等

（１）環境基本計画

①2030 大阪府環境総合計画

「2030 大阪府環境総合計画」の概要は、表４－１－４５に示すとおりである。

本計画は、大阪府環境基本条例に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定している。

表４－１－４５　2030 大阪府環境総合計画の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2030年度までの10年間
2050年の めざすべき将来像	【大阪から世界へ、現在から未来へ　府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会】 ・大都市・大消費地として、府域の CO_2 排出量実質ゼロ、大阪湾のプラスチックごみの追加的汚染ゼロ、資源循環型社会が実現 ・大阪・関西万博を跳躍台とした国際的影響力の発揮など、各主体の取組みが世界及び未来へ波及し、持続可能な社会を構築
2030年の 実現すべき姿	【いのち輝くSDGs未来都市・大阪　-環境施策を通じて-】 ・今後 10 年間は、 2050 年のめざすべき将来像の実現に向けた足掛かりを確実にするため、具体的な取組みを速やかに展開すべき重要な期間 ・以下の５つの分野ごとに「実現すべき姿」を整理し、個別計画に反映させることにより取組みを促進 「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」
施策の基本的な 方向性	【中・長期的かつ世界的な視野】 ・経済のグローバル化等による世界の相互依存の高まりや世界人口の増加により、エネルギー、水、食料等の需要が増大した結果、地球環境の悪化は深刻化 ・大阪が将来にわたって成長・発展していくためには、府域のみならず世界全体の健全な環境と安定した社会・経済が必要不可欠であるとともに、中・長期的な視点で課題解決に取り組むことが必要 【環境・社会・経済の統合的向上】 ・SDGs の考え方も踏まえて、環境施策を通じて環境保全の効果を最大限発揮する取組みとあわせて、社会の公正性・包摂性・強靭性の向上と、持続的な経済成長の確保 ・以下の４つの観点を踏まえて、環境施策を展開 「外部性の内部化(負担も評価も公正に)」、「環境効率性の向上(より環境を効率よく)」、「環境リスク・移行リスクへの対応(リスクをチャンスに捉えた行動を)」、「自然資本の強化(自然をめぐみ豊かに)」
施策の基本的な 方向性 に基づいた 個別計画の実行	○「施策の基本的な方向性」に基づき、各分野ごとに具体的な目標や施策を示した個別計画を策定し、計画的かつ実効性のある取組みを推進 ○「施策の基本的な方向性」を幹とし、分野別の個別計画を枝として施策を展開することにより樹木が成長し、その成果が果実となり、環境・社会・経済に恩恵を及ぼすことを通して、2030年「いのち輝くSDGs未来都市・大阪」を実現し、2050年の将来像の実現につなげる。 【脱炭素・省エネルギー】 ・地球温暖化対策実行計画 【資源循環】 ・循環型社会推進計画　　・食品ロス削減推進計画 【全てのいのちの共生】 ・生物多様性地域戦略(策定予定) 【健康で安心な暮らし】 ・生活環境保全目標　　・海岸漂着物等対策推進地域計画 【魅力と活力ある快適な地域づくり】 ・環境教育等行動計画　　・みどりの大阪推進計画　　・ヒートアイランド対策推進計画
進行管理	○毎年度、施策の進捗状況をPDCAサイクルにより確認し、継続的に改善 ○2025年頃を目途に、計画の中間見直しを実施

出典：「2030 大阪府環境総合計画」（令和５年６月閲覧、大阪府ホームページより作成）

②第 3 次和泉市環境基本計画

本計画は、「和泉市環境基本条例」第 8 条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとして、目標や施策の大綱などを定めるものである。国の環境基本計画や「第 5 次和泉市総合計画」などの上位計画と整合性を図るとともに、環境の保全･創造などに関する各種計画と連携し、本市における環境行政を総合的･計画的に進めるための計画として位置づけるものである。

「第 3 次和泉市環境基本計画」の概要は、表４－１－４６に示すとおりである。

表４－１－４６　第 3 次和泉市環境基本計画の概要

項目	概要
計画の期間	令和 3(2021)年度を初年度とし、令和 12(2030)年度までの 10 年間
和泉市の 望ましい環境像	みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」
基本目標	1. みんなで考え取り組むまちをつくる【参加･協働】 2. 脱炭素化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる【気候変動】 3. 生物多様性を守りその恵みを受け継ぐまちをつくる【生物多様性】 4. もったいないの心で資源を大切にするまちをつくる【循環型社会】 5. 健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる【安全･安心】
基本施策	【参加･協働】 1. 環境学習の推進 2. 環境活動の支援･促進 【気候変動】 1. エネルギーの適切な利用 2. 環境に配慮した移動の促進 3. 気候変動対策の推進 【生物多様性】 1. 生物多様性の確保 2. 自然の保全と人との共生 【循環型社会】 1. ごみの削減と自然循環の推進 2. 廃棄物の適切な処理の推進 【安全･安心】 1. 健康なまちづくりの推進 2. 安全なまちづくりの推進 3. 魅力あるまちづくりの推進

出典：「第 3 次和泉市環境基本計画」（令和 5 年 6 月閲覧、和泉市ホームページより作成）

③岸和田市環境計画

「岸和田市環境計画」は、「岸和田市まちづくりビジョン(第 4 次岸和田市総合計画)」(平成 22 年 12 月策定)の基本目標と「岸和田市環境保全条例」(平成 15 年 6 月 20 日条例第 16 号)に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けられている。

「岸和田市環境計画」の概要は、表４－１－４７に示すとおりである。

表４－１－４７　岸和田市環境計画の概要

項目	概要
計画の期間	平成 23 年(2011 年)度から令和 7 年(2025 年)度まで
岸和田市の 目指す方向	～　自然を友に　人･まち･未来　～
基本目標	1. 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る 2. 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する 3. 持続可能な循環型社会を形成する 4. 環境を大切にした価値観の醸成と活動を促進する
取り組みの柱	【1. 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る】 (1)生物多様性の保全 (2)自然資源の利用促進 【2. 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する】 (1)生活環境の保全 (2)快適で美しいまちづくりの推進 (3)健全な水環境･水循環の創出 【3. 持続可能な循環型社会を形成する】 (1)低炭素な暮らしや事業活動の推進 (2)減量化･再使用･再資源化･適正処理の推進 【4. 環境を大切にした価値観の醸成と活動を促進する】 (1)環境に関する情報の公開･提供の推進 (2)地域の環境保全活動･環境教育･環境学習の促進

出典：「岸和田市環境計画」（令和 5 年 6 月閲覧、岸和田市ホームページより作成）

（２）みどりの計画

①みどりの大阪推進計画

「みどりの大阪推進計画」の概要は、表４－１－４８に示すとおりである。

大阪府では平成 21 年 12 月、「将来ビジョン･大阪」で示す「みどりの風を感じる大都市　オンリー1」の実現に向けた具体的な戦略を立てるため、「みどりの大阪推進計画」を策定した。

本計画は、みどりの保全･創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪 21 推進プラン」(平成 8 年策定)と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示すとともに市町村「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」（平成 11 年策定)を統合し、府の「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示すものである。

表４－１－４８　みどりの大阪推進計画の概要

項目	概要
計画期間	21 世紀の第 1 四半期(2025 年(令和 7 年))
みどりの将来像	みどりの風を感じる大都市･大阪
目標･指標	･緑地の確保目標：府域面積に対する割合を約 4 割以上確保 ･緑化の目標(市街化区域)：緑被率 20%(現況の 1.5 倍) 指標(3 年毎検証) 　大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を増やす≪約 5 割⇒約 8 割≫ 　最近みどりに触れた府民の割合を増やす≪約 4 割⇒約 8 割≫
基本戦略	【みどり豊かな自然環境の保全･再生】 ･周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全･再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現 【みどりの風を感じるネットワークの形成】 ･主要道路･主要河川･大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み･広がりを確保 【街の中に多様なみどりを創出】 ･屋上･壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進める 【みどりの行動の促進】 ･府民や企業、NPO との協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指す

出典：「みどりの大阪推進計画」（令和 5 年 6 月閲覧、大阪府ホームページより作成）

②和泉市みどりの基本計画

「和泉市みどりの基本計画」の概要は、表４－１－４９に示すとおりである。

みどりの基本計画とは、市域内における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する、みどりのまちづくりに関する総合的な計画である。

表４－１－４９　和泉市みどりの基本計画の概要

<table>
<tr><th colspan="4">概要</th></tr>
<tr><td>計画期間</td><td colspan="3">上位計画である「第５次総合計画」、「第２次都市計画マスタープラン」の目標年度を踏まえ、令和 21 年(2039 年末)を目標年度とする。
また、５年ごとに施策の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>基本理念</td><td colspan="3">【多様性のある「いのちの『みどり』」を磨くまち・和泉市】
本市の環境資源であるとともに市民や生き物すべての命のもととなるみどりの質を高め、多様性のあるみどりづくりが人づくり、まちづくりへと広がる、魅力ある都市を目指す。</td></tr>
<tr><th colspan="2">対象となるみどり</th><th>基本方針</th><th>基本施策</th></tr>
<tr><td rowspan="2">(1)シンボルとなるみどり</td><td>1)和泉山脈</td><td>みどりの多様な機能を踏まえた自然環境の保全・育成・活用</td><td>基本施策 1:森林環境の保全・育成
基本施策 2:森との交流の促進
基本施策 3:森林ボランティアの育成</td></tr>
<tr><td>2)信太山丘陵</td><td>生物多様性に満ちた里山環境の保全と活用</td><td>基本施策 4:里山環境の保全と活用
基本施策 5:信太山丘陵里山自然公園の開設</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(2)拠点となるみどり</td><td>1)拠点となる都市計画公園・緑地</td><td>公園・緑地の適切な維持管理と未着手・未開設区域のある公園・緑地の計画的な整備推進</td><td>基本施策 6:整備済み公園・緑地の適切な維持管理と更新
基本施策 7:未着手・未開設区域のある公園・緑地の見直しと計画的な整備</td></tr>
<tr><td>2)農業体験や自然ふれあい拠点施設</td><td>農業体験や自然ふれあい拠点の活用</td><td>基本施策 8:「いずみふれあい農の里」や道の駅を併設する「南部リージョンセンター」の農業体験等の拠点としての活用
基本施策 9:「槇尾川上流部」の自然とのふれあいの場、環境学習の場としての活用</td></tr>
<tr><td>3)歴史資源・文化施設</td><td>歴史資源や文化施設を拠点としたみどりのまちづくりの推進</td><td>基本施策 10:「池上曽根史跡公園」を拠点としたみどりのまちづくりの推進
基本施策 11:「久保惣記念美術館」等を拠点としたみどりのまちづくりの推進</td></tr>
<tr><td>4)和泉市役所((仮称)イズミ広場等)</td><td>新たなみどりの拠点の整備</td><td>基本施策 12:市民の憩いの場、活動の場となる新たなみどりの拠点の整備</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3)軸となるみどり</td><td>1)主要な河川</td><td>エコロジカルネットワークの形成と自然とのふれあいの場としての活用</td><td>基本施策 13:河川環境及びこれに対する生態系の保全と活用</td></tr>
<tr><td>2)主要な幹線道路</td><td>街路樹の適切な維持管理と緑化の推進による魅力ある道づくり</td><td>基本施策 14:街路緑化の推進と適切な維持管理
基本施策 15:和泉中央線沿線のみどりのまちづくり</td></tr>
<tr><td>3)歴史街道</td><td>歴史的まちなみを活かしたみどりのまちづくり</td><td>基本施策 16:歴史的まちなみの保全とみどりのまちづくり
基本施策 17:小栗街道を中心とした歴史資源ネットワークの構築</td></tr>
<tr><td rowspan="5">(4)みどりの土地利用</td><td>1)農林エリア(林地)</td><td>林業振興と里山林の再生・創造による豊かな自然環境の保全</td><td>※基本施策 1～3 に準ずる</td></tr>
<tr><td>2)農林エリア(農地)</td><td>農地の保全と農とのふれあいの場としての活用</td><td>基本施策 18:営農活動を基本とした農地の保全
基本施策 19:農地の活用促進
基本施策 20:ため池の保全と環境整備</td></tr>
<tr><td>3)都市拠点エリア</td><td>まちの顔としてのみどりのまちづくりの推進と適切な維持管理</td><td>基本施策 21:賑わいや潤いを演出するみどりの創出
基本施策 22:適切な維持管理とまちの顔としてのみどりのまちづくり
※公園・緑地に係る施策については、基本施策 6・7 に準ずる</td></tr>
<tr><td>4)住宅エリア</td><td>人口減少・少子高齢化を踏まえた潤いのあるみどりのまちづくりの推進</td><td>基本施策 23:新たなまちづくりにあわせた計画的な緑化
基本施策 24:空地対策等とあわせた身近なみどりの創出
基本施策 25:民有地の緑化誘導、緑地保全・活用
基本施策 26:生産緑地制度を活用した市街化区域内農地の保全
基本施策 27:公共施設等の緑化
※公園・緑地に係る施策については、基本施策 6・7 に準ずる</td></tr>
<tr><td>5)工業エリア</td><td>みどりの適切な維持管理と緑化誘導による魅力あるまちづくり</td><td>基本施策 28:みどりの適切な維持管理とさらなる緑化誘導</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5)みどりづくりへの参画と協働</td><td>1)みどりのまちづくりに関わる人材の育成</td><td>意識醸成、人材・活動団体育成の継続</td><td>基本施策 29:みどりのまちづくりへの関心の向上
基本施策 30:みどりのまちづくりに対する学習機会の提供
基本施策 31:みどりのまちづくりに関する情報提供の充実</td></tr>
<tr><td>2)みどりのまちづくりへの参画促進</td><td>みどりのまちづくりへの参画機会の提供</td><td>基本施策 32:市民のみどりのまちづくりへの参画機会の提供
基本施策 33:みどりのまちづくり活動への支援
基本施策 34:大学及び事業者との連携によるみどりのまちづくり</td></tr>
</table>

出典：「和泉市みどりの基本計画」（令和５年６月閲覧、和泉市ホームページより作成）

③岸和田市みどりの基本計画

「岸和田市みどりの基本計画」の概要は、表４－１－５０に示すとおりである。

みどりの基本計画とは、都市緑地法第４条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。岸和田市の長期的なみどりに関する総合計画として、望ましいみどりの目標を定め、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、市民、事業者、行政が一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開するための指針となるものである。

表４－１－５０　岸和田市みどりの基本計画の概要

概要	
計画期間	目標年次 2037 年度
対象とするみどり	本計画で対象とする「みどり」は、樹木や草花等の植物のみを意味するのではなく、森林がひろがる和泉葛城山系の山地部から丘陵部の森林、市街地の樹林、樹木、草花、公園、2017(平成 29)年の都市緑地法改正において新たに緑地の定義に含まれた農地に加え、これらと一体になった水辺やオープンスペース等を対象とする。
みどりの 機能	･都市におけるみどりは、人が適正な保全・整備・管理を行うことで都市環境維持・改善の機能、防災機能、景観構成機能、健康・レクリエーション機能等といった多様な機能を発揮する。 ･また、みどりの活用をきっかけとして、交流、安心、商業・観光、福祉、教育・文化等の多様な分野の活動が活発化し、地域コミュニティの育成や地域の魅力を高める効果が注目されている。
基本理念	基本理念は「みどりでつなぐ海と山　みんなで守り育てるみらいのみどり」である。 将来世代に今のみどりを残すだけでなく、さらにふやし、育てていくため、基本理念にもとづいて「みどりの基本計画」を進める。
みどりの将来像	･自然豊かな自然軸(春木川、牛滝川、津田川)が市内を貫き、みどりの連続性と海から山、山から海へと向かう生きものの道をつくりだす。 ･市街地の中には、日常生活におけるみどりの拠点として都市公園を適切に配置し、社寺等の歴史的趣を残すみどりの保全を図ります。また、神於山等の里山を保全する。
基本方針の概要	･「基本的な考え方」と「求められる都市のみどりの機能」を踏まえ「基本方針」を設定する。この基本方針は、本計画で施策を展開していく際の基本となる考え方である。 ･「基本方針」では、基本理念の考え方である「守る」、「育てる」に加え、「求められる都市のみどりの機能」を効果的に発揮させるための「創出」、「つながり」を加えている。また、これらの取組は、行政や一部の市民だけで取り組むのではなく、これまで以上に多くの担い手が重要となるため、方針 1～4 を支える 5 つめの方針として、「みどりの担い手づくり」を設定する。 【基本的な考え方】 1)都市を形づくるみどりの保全(周囲の山並み・河川のみどり) 2)岸和田を特徴づけるみどりの保全と創出(歴史と文化に組み込まれたみどり) 3)都市に生きものを呼び込む自然軸の保全と復元(自然軸としての河川) 4)生活環境の魅力を高めるみどりの整備(市街地のみどり、都市公園のみどり) 5)みどりの連続性の確保(山地のみどりと市街地のみどりの連続) 6)「身近な自然」の保全と復元(ため池、農耕地、里山等のみどり) 7)みどりの担い手の育成 【求められる都市のみどりの機能】 A)くらしと自然を守っていくみどり(環境保全系統) B)すこやかな遊びと憩いのみどり(レクリエーション系統) C)安全なまちづくりを支えるみどり(防災系統) D)美しい故郷の風景を伝えるみどり(景観構成系統) 【基本方針】 基本方針 1　みどりの保全：拠点となるみどりを守る 基本方針 2　みどりの創出：身近なところでみどりをつくる 基本方針 3　みどりのつながり：みどりをネットワーク化し、生態系をつなげる 基本方針 4　みどりの育成と活用:みどりを育て、楽しみつつ、街の魅力を高める仕組みをつくる 基本方針 5　みどりの担い手づくり:　基本方針 1～4 を共通に支える

出典：「岸和田市みどりの基本計画」（令和５年６月閲覧、岸和田市ホームページより作成）

（３）地球温暖化対策計画

①大阪府地球温暖化対策実行計画

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要は表４－１－５１に示すとおりである。

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を 2021 年 3 月に策定している。なお、本計画は気候変動適応法第 12 条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

表４－１－５１　大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2030年度までの10年間
2050年の めざすべき将来像	【2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ】 大阪から世界へ、現在から未来へ府民がつくる暮らしやすい持続可能な脱炭素社会
計画の目標	2030年の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40％削減
2030年に向けて 取り組む項目	【取組項目1】あらゆる主体の意識改革・行動喚起 ・府民・事業者や市町村と気候危機であるとの認識を共有し、脱炭素化に向けて取組みを推進するための新たな場の創設 ・再生可能エネルギー電気の調達など府による率先行動 ・生産・流通段階での CO_2 削減にも考慮した大阪産など地産地消の促進 ・環境面だけでなく健康や快適性、レジリエンスの向上などのベネフィットにも訴求した ZEH の普及促進、等 【取組項目2】事業者における脱炭素化に向けた取組促進 ・温暖化防止条例に基づく大規模事業者に対する届出制度の強化による CO_2 削減の推進 ・金融機関等と連携した ESG 投資の活性化などを通じた事業者の脱炭素経営の促進 ・ZEB の普及拡大など建築物における環境配慮の推進、等 【取組項目 3】CO_2 排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進 ・共同購入支援事業などによる太陽光発電設備等のさらなる設置促進 ・府域外からの調達による再エネ電力の利用拡大 ・CO_2 排出の少ない電気の選択の促進 ・蓄電池、水素・燃料電池の研究開発支援及び導入促進、等 【取組項目4】輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進 ・ZEV を中心とした電動車の導入促進 ・市町村や民間企業と連携し、効率的な移動に寄与する AI オンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入を促進 ・再配達削減の促進など貨物輸送効率の向上、等 【取組項目5】資源循環の促進 ・使い捨てプラスチックごみの排出抑制及び分別・リサイクルなど 3R 等の推進 ・優良取組事例の周知や商慣習の見直し等食品関連事業者の取組誘導による食品ロスの削減 ・フロンの適正な回収・処理の推進及び自然冷媒への代替促進、等 【取組項目6】森林吸収・緑化等の推進 ・森林環境譲与税等を活用した市町村による森林整備及び木材利用の促進のための技術的支援 ・都市公園の整備等によるみどりのネットワーク化、等 【取組項目7】気候変動適応の推進、等 ・大阪の地域特性を踏まえた暑さ対策の推進 ・様々な分野における適応取組みのさらなる推進、等
対策の推進体制	・温暖化対策部会において、毎年、地球温暖化対策の取組状況等について、点検・評価し、その結果をホームページ等により公表 ・都市・住宅・防災・産業振興などの他部局や、関係機関等と連携・協働して、気候変動に対する緩和策と適応策の取組みを両輪で推進 ・2025年の万博開催による社会情勢の変化のほか、国の計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを実施

出典：「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和５年６月閲覧、大阪府ホームページより作成）

②和泉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「和泉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要は表４－１－５２に示すとおりである。

本計画は、「第 3 次和泉市環境基本計画」において「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画として、市域から排出される温室効果ガスの削減について目標を示すとともに、地域における地球温暖化対策として、市民等・事業者・市が協働して地球温暖化防止のための取組みについて策定している。

表４－１－５２　和泉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項目	概要
計画の期間	2021 年度（令和 3 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）まで
計画の対象範囲	産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門
計画の目標	令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比約 30％削減
個別目標	1. エネルギーに関する取組み 2. 温室効果ガスの排出の抑制、削減などに関する取組み 3. 公共交通機関の利用、都市における緑地の保全及び緑化、地域環境の整備及び改善に関する取組み 4. 廃棄物等の発生の抑制など、循環型社会の形成に関する取組み
重点的な取組み	1. エネルギーに関する取組み ・再生可能エネルギーの利用の推進 2. 温室効果ガスの排出の抑制、削減などに関する取組み ・省エネルギー化の推進 ・水の有効利用 ・省エネルギー意識の啓発 ・自動車の適正利用の促進 3. 公共交通機関の利用、都市における緑地の保全及び緑化、地域環境の整備及び改善に関する取組み ・公共交通機関の利用促進 ・都市緑化と緑地の保全 4. 廃棄物等の発生の抑制など、循環型社会の形成に関する取組み ・市民等・事業者・市の協働によるごみの減量化の促進 ・廃棄物の適切な処理の推進

出典：「第 3 次和泉市環境基本計画」（令和 5 年 6 月閲覧、和泉市ホームページより作成）

③岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要は表４－１－５３に示すとおりである。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）である。また、気候変動適応法第 4 条及び第 12 条に基づき、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動に関する施策の推進を図るため、地域気候変動適応計画を包含した計画としたものである。

表４－１－５３　岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項目	概要
計画の期間	2020 年度（令和 2 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）
計画の対象範囲	本計画は、市域全体から排出される温室効果ガスの排出削減、森林吸収作用の保全・強化、市域のあらゆる分野への気候変動の影響に関わる全ての事項を対象とする。
計画の目標	2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比 30％以上削減
温室効果ガス排出削減に向けた取組及び施策（緩和策）	【脱炭素化に向けた取組】 ・再生可能エネルギーの導入促進 ・吸収源対策の推進 【省エネルギーな事業活動や暮らしの実現】 ・事業活動の省エネ化 ・住まいとライフスタイルの省エネ化 ・低炭素型まちづくりの推進 ・循環型まちづくりの推進
気候変動への備え（適応策）	【農林水産業】 ・農家等への普及啓発 ・ため池被災リスクの低減 ・森林の保全整備 ・水産資源の影響把握 【自然環境】 ・水域や生物のモニタリング ・生物多様性保全の理解促進 ・生態系ネットワークの確保 【自然災害】 ・雨水排水・貯留浸透機能の拡充 ・ハザードマップの更新・作成 ・災害リスクの情報提供 ・災害廃棄物の処理に関する検討 ・災害時の応援体制の充実 【健康・市民生活】 ・熱中症予防・対処法の普及啓発 ・感染症対策の普及啓発 ・ヒートアイランドの緩和

出典：「岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和 5 年 6 月閲覧、岸和田市ホームページより作成）

（４）景観計画

①大阪府景観計画

「大阪府景観計画」の概要は、表４－１－５４に示すとおりである。

大阪府は、平成 17 年 6 月の景観法の全面施行を受け、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、景観計画区域について、「良好な景観を形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行うために本計画を策定している。

本計画において「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

表４－１－５４　大阪府景観計画の概要

項目	概要
景観計画の区域	道路軸：国道 171 号沿道区域/大阪外環状線（国道 170 号）沿道区域/大阪中央環状線等沿道区域/第二京阪道路沿道区域/国道 26 号（第二阪和国道）沿道区域 河川軸：淀川等沿岸区域/大和川沿岸区域/ 石川沿岸区域 山並み・緑地軸：北摂山系区域/ 生駒山系区域/金剛・和泉葛城山系区域 湾岸軸：大阪湾岸区域 歴史軸：歴史的街道区域（一般区域）/歴史的街道区域（重点区域） （景観行政団体である市町村の区域を除く。また、景観行政団体以外の市町村で、独自の景観条例による届出制度を運用している市においては、当該市に委ねることとし、市景観条例による届出が必要な区域を除く。）
景観づくりの基本方針	【道路軸】 ・周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等との調和やつながりを大切にする。 ・市街地にあっては、都市を結ぶ幹線道路の沿道として秩序ある景観づくりを行う。 ・郊外においては、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。 【河川軸】 ・水と緑の空間と、背後のまちなみや山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮するとともに、川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。 ・川と関わりの深い周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識するなど川との関係を活かした景観づくりを行う。 【山並み・緑地軸】 ・市街地の背景としての山系を意識した景観づくりを行う。 ・山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。 ・歴史的街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史的文化遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。 【湾岸軸】 ・湾岸地域に立地する施設は、海辺を意識した景観づくりを行う。 ・湾岸北部では、海外からの玄関口を意識した景観づくり、人々が憩える景観づくりを行う。 ・湾岸南部では、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う。 【歴史軸】 ・歴史的街道沿道であることを意識した景観づくりを行う。 ・伝統的なまちなみが残る区域については、各地域の特色や歴史を読み取るとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観づくりを行う。

出典：「大阪府景観計画」（令和５年６月閲覧、大阪府ホームページより作成）

②和泉市景観計画

「和泉市景観計画」の概要は、表４－１－５５に示すとおりである。

和泉市の良好な景観の形成と豊かな生活環境を市民共通の資産として将来に引き継ぐため、その整備及び保全を図るなど、より積極的に景観行政事務を実施するため、令和５年５月に「和泉市景観計画（素案）」が策定された。このような背景のもと、景観の形成に係る基本的な事項及び景観法（平成 16 年法律第 110 号）の施行に関し必要な事項を定めるため、和泉市景観条例が令和５年８月に制定された。

表４－１－５５　和泉市景観計画(素案)の概要

項目	概要
景観計画の区域	区域：市域全域
景観形成の目標と方針	【景観形成の目標】 都市と自然の心地よさの中に、活力と賑わいを感じられる景観の形成 【景観形成の方針】 ①和泉市の景観の特徴を守り、育む ②和泉市の景観の特徴に磨きをかける ③和泉市の景観形成の担い手を育み、活かす 【目指す景観構造】 景観形成の目標を実現するために、「①景観ゾーン・エリア」、「②景観軸」、「③景観形成拠点」の３つの構成をもとに、「和泉市の景観構造」を設定する。
景観形成の方策	【大規模行為の景観形成】 市域全域を対象に、景観計画に示す規模の建築物の建築等や外観の変更をする際には、届出を行い景観形成方針や基準に適合する必要がある。 【屋外広告の景観形成】 屋外広告物は、景観の重要な要素であることから、一定規模以上の屋外広告物の掲出について、行為の指針を定め、色彩等の適切な誘導を行う。

出典：「和泉市景観計画(素案)」(令和５年９月閲覧、和泉市ホームページより作成)

③岸和田市景観計画

「岸和田市景観計画」の概要は、表４－１－５６に示すとおりである。

本計画は、「岸和田市景観形成基本方針」に定める景観形成の目標等を実現するため、景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて、地域の景観特性に配慮しながら定めたものである。

岸和田市の恵まれた自然、歴史、文化資産を活かし、岸和田市にふさわしい風格ある景観づくりに努めることで、更に岸和田らしい魅力あふれた快適なまちとして、これを次代の市民、事業者に引き継いでいくために景観法に基づき「岸和田市景観計画」を策定したものである。

表４－１－５６　岸和田市景観計画の概要

項目	概要
景観計画の区域	区域：市域全域 面積：72.72km^2
良好な景観形成に関する方針	【基本目標】 豊かな自然環境と歴史的環境が織り成す「個性的快適環境都市」の創生 【景観形成基本指針】 (指針 1)歴史と伝統を感じさせる景観の創出 (指針 2)豊かな自然とのふれあいのある景観の創出 (指針 3)都市的魅力にあふれた景観の創出
景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いた上で指定 ・景観重要建造物 (1)地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけている建造物 (2)歴史的、文化的又は建築的な価値が高い建造物 (3)市民に親しまれている建造物 (4)良好な景観形成のため市長が必要と認める建造物 ・景観重要樹木 (1)地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけている樹木 (2)歴史的、文化的な価値が高い樹木 (3)市民に親しまれ愛されている樹木 (4)良好な景観形成のため市長が必要と認める樹木

出典：「岸和田市景観計画」（令和５年６月閲覧、岸和田市ホームページより作成）

（５）その他の計画

①大阪府ごみ処理広域化計画

「大阪府ごみ処理広域化計画」の概要は、表４－１－５７に示すとおりである。

本計画は、廃棄物処理法第５条の２第１項に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年環境省告示第７号）に示された基本的な事項及び同法第５条の３第１項に基づく「廃棄物処理施設整備計画」（平成 30 年６月 19 日閣議決定）に示された廃棄物処理施設整備事業に関する計画に沿って策定されている。

また、「大阪府循環型社会推進計画」（平成 28 年６月）に掲げるごみ処理の広域化に向けた施策を推進するための基本的な考え方を示すものとなっており、さらに、市町村域を越える広域的な災害廃棄物処理体制が確保されるよう、「大阪府災害廃棄物処理計画」（平成 29 年３月）と整合を図っている。

表４－１－５７　大阪府ごみ処理広域化計画の概要

項目	概要
計画期間	令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間
広域化･集約化の状況	ごみ処理事業に係る事務を行う一部事務組合は 13 団体(旧計画より 4 団体増) 府内のごみ焼却施設数は、旧計画策定時の 53 施設から 39 施設と約 3 割減少
広域化･集約化の方向性と推進方策	【広域化･集約化の方向性】 新設･更新に際しては、最低 100ｔ/日以上、可能なら 300ｔ/日　　以上 20 年後に少なくとも平成 30 年度比で 1 割削減することを目途に集約化を図る 【広域化･集約化にあたっての検討事項】 ･ごみ処理事業のコスト縮減 ･効率的な熱回収の推進 ･リサイクルの推進 ･ごみの収集運搬の効率 ･ごみの収集運搬や焼却等の処理による環境への負荷 ･ごみ処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減 ･廃止されるごみ処理施設の跡地の活用 【広域ブロックの基本的な考え方】 大阪府全域を 1 ブロックとして、市町村の意向を最優先に、柔軟に広域化･集約化を推進する 【広域化･集約化の方法】 一部事務組合や広域連合、事務の委託、連携協約等の制度/組合設立、ごみ種類別処理分担、大都市での受入、相互支援、他のインフラとの連携、民間活用 【広域化･集約化の推進のための取組み】 ＜市町村＞ 処理施設の整備に係る課題への積極的な検討、対応/近隣市町村等との処理施設の整備計画の調整･協議/一般廃棄物処理基本計画の策定、改定 ＜大阪府＞ 市町村等への情報提供、助言、調整等/国等への要望、調整等/本計画の進行管理

出典：「大阪府ごみ処理広域化計画」（令和 5 年 6 月閲覧、大阪府ホームページより作成）

②大阪府循環型社会推進計画

「大阪府循環型社会推進計画」の概要は、表４－１－５８に示すとおりである。

大阪府では、循環型社会の実現に向け、府民･事業者･行政のあらゆる主体が連携･協働し、3Ｒ(リデュース、リユース、リサイクル)及び適正処理の取組を推進するため、大阪府循環型社会推進計画を 5 年ごとに策定している。本計画は、プラスチックの資源循環の促進や海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、プラスチックごみ対策に重点的に取り組むこととし、新たに使い捨てプラスチックの排出削減やリサイクル等に関する目標を設定している。

表４－１－５８　大阪府循環型社会推進計画の概要

項目	概要
計画期間	2021 年度から 2025 年度までの 5 年間
計画の位置づけ	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく都道府県廃棄物処理計画 ・「2030 大阪府環境総合計画」の資源循環分野の個別計画 ・「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく施策の基本方針、各主体の行動指針
計画の目標	排出量：一般廃棄物 276 万ｔ、産業廃棄物 1,368 万ｔ、容器包装プラスチックごみ 21 万ｔ 再生利用率：一般廃棄物 17.7%、産業廃棄物 33.2%、容器包装プラスチックごみ 50% 最終処分量：一般廃棄物 31 万ｔ、産業廃棄物 33 万ｔ 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量：400ｇ/人･日 プラスチック焼却量：36 万ｔ プラスチック有効利用率：94%
主な施策	【1. リデュース･リユースの推進】 ・ごみを出さないライフスタイルの促進 ・ごみ処理有料化の促進 ・食品ロス削減推進計画に基づく取組 ・事業系の資源化可能な紙や一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の削減 ・事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進 【2. リサイクルの推進】 ・資源化できる紙の分別･リサイクルの促進 ・建設廃棄物の再資源化の促進 【3. プラスチックごみ対策の推進】 ・マイ容器使用可能店舗の情報発信等によるワンウェイプラスチックの削減 ・プラスチック製容器包装の分別･リサイクルの一層の推進 ・製品プラスチックの分別･リサイクルの実施 ・より質の高いリサイクルの促進 【4. 適正処理の推進】 ・一般廃棄物処理の広域化、最終処分場の確保 ・産業廃棄物適正処理の徹底 ・災害発生時における廃棄物処理の備え
計画の進行管理	各主体の取組を推進するため、目標項目及び進行管理指標の進捗状況を毎年度（産業廃棄物は目標年度）ホームページ等で公表 【進行管理指標】 一般廃棄物：1 人 1 日当たり事業系ごみ排出量、事業系資源物を含めた再生利用率 産業廃棄物：排出量から減量化量を除いた再生利用率･最終処分率 プラスチックごみ：プラスチック排出量･再生利用量･最終処分量･単純焼却量、生活系焼却ごみのプラスチック混入率

出典：「大阪府循環型社会推進計画」（令和 5 年 6 月閲覧、大阪府ホームページより作成）

４－２ 生活環境

４－２－１ 大気環境

事業計画地周辺の大気測定局における大気質の測定結果を収集･整理することにより、大気汚染の現況、経年変化及び環境基準の達成状況について調査を行った。

調査対象とする測定局は､和泉市及び岸和田市の一般環境大気測定局(以下｢一般局｣という｡)2局、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)1局とした。

なお、ダイオキシン類においては、ダイオキシン類常時監視調査以外の測定結果(岸和田市実施)も併せて取りまとめを行った。

各測定局の測定項目等の概要及び位置は、表４－２－１及び図４－２－１に示すとおりである。

表４－２－１　調査対象測定局の概要

図中番号	測定局名		所在地	用途地域	測定項目						
					二酸化硫黄	一酸化窒素・二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類
1	一般局	緑ケ丘小学校	和泉市 緑ケ丘３－４－１	住	－	●	－	●	●	●	●
2		岸和田中央公園	岸和田市 西之内町 279－2	住	●	●	－	●	●	●	●
3	自排局	天の川下水ポンプ場	岸和田市 春木大国町８－20	住	－	●	－	●	－	－	－
4	大北下水ポンプ場		岸和田市 地蔵浜町９	準工	－	－	－	－	－	－	●

注1)表中の番号は、図４－２－１に対応
注2)「●」は測定を実施している項目、「－」は測定を実施していない項目を示す。
注3)住:第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域並びに準住居地域
準工:準工業地域
注4)大北下水ポンプ場については、ダイオキシン類常時監視調査以外の測定結果(岸和田市実施)である。
注5)大北下水ポンプ場については、測定局を調査地点と読み替える。
出典：「大阪府環境白書(2019年版～2022年版)」(令和5年10月閲覧、大阪府ホームページ)

出典：国土地理院ウェブサイト

：事業計画地

：測定局（記号中の番号は、表４－２－１の図中番号と対応）

0 500 1000 1500m

図４－２－１　調査対象測定局

（１）二酸化硫黄（SO_2）

二酸化硫黄の年平均値の経年変化は、表４－２－２及び図４－２－２に示すとおり、概ね横ばい傾向にあった。

二酸化硫黄の令和 4 年度の測定結果は、表４－２－３に示すとおり、環境基準（長期的評価）を下回っていた。

表４－２－２　二酸化硫黄の年平均値の経年変化

（単位：ppm）

測定局 ＼ 年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
一般局	岸和田中央公園	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001

出典：「大阪府環境白書（2019 年版～2022 年版）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）
「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2022 年度）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

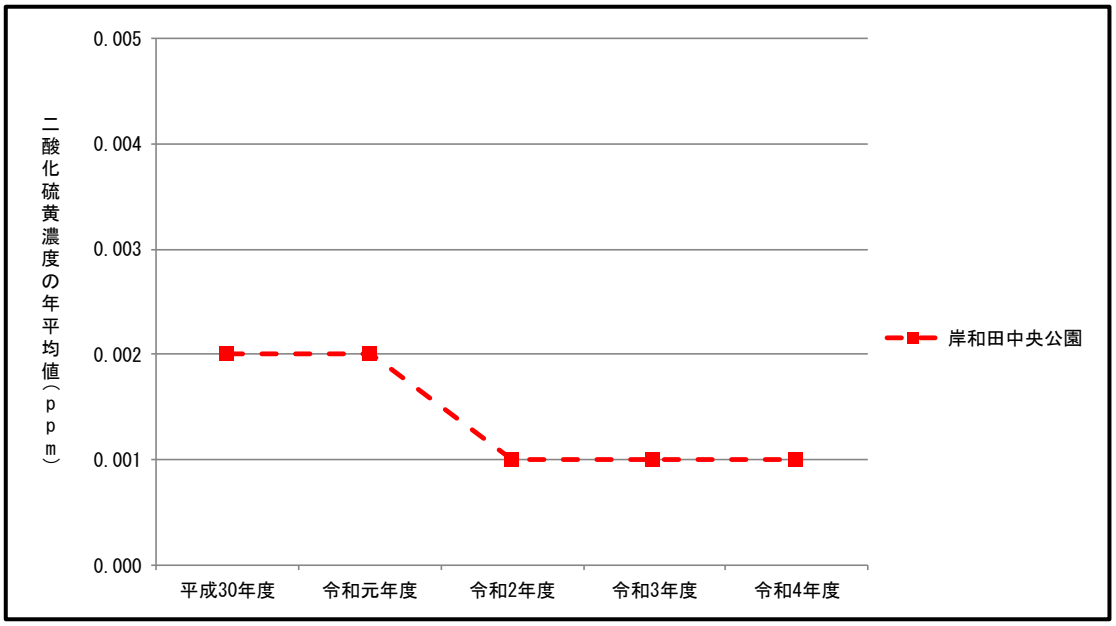

図４－２－２　二酸化硫黄の年平均値の経年変化

表４－２－３　二酸化硫黄の年間測定結果（令和 4 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.10ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
	（日）	（時間）	（ppm）	（時間）	（%）	（日）	（%）	（ppm）	（ppm）	（有×・無○）	（日）
岸和田中央公園	341	8112	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	○	0

注 1）「長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%範囲の日平均値を除外した後の日平均のうち 0.04ppm を超えた日数である。
注 2）「長期的評価による環境基準の適否」の適合は長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数が 0 であること。
出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2022 年度）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

（２）二酸化窒素（NO_2）

二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表４－２－４及び図４－２－３に示すとおり、各局とも概ね横ばい傾向にあった。二酸化窒素の令和４年度の測定結果は、表４－２－５に示すとおり、各局とも環境基準（長期的評価）を下回っていた。

表４－２－４　二酸化窒素の年平均値の経年変化

（単位：ppm）

測定局 ＼ 年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
一般局	緑ケ丘小学校	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
	岸和田中央公園	0.011	0.011	0.009	0.009	0.009
自排局	天の川下水ポンプ場	0.017	0.016	0.014	0.014	0.014

出典：「大阪府環境白書（2019 年版～2022 年版）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）
「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2022 年度）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

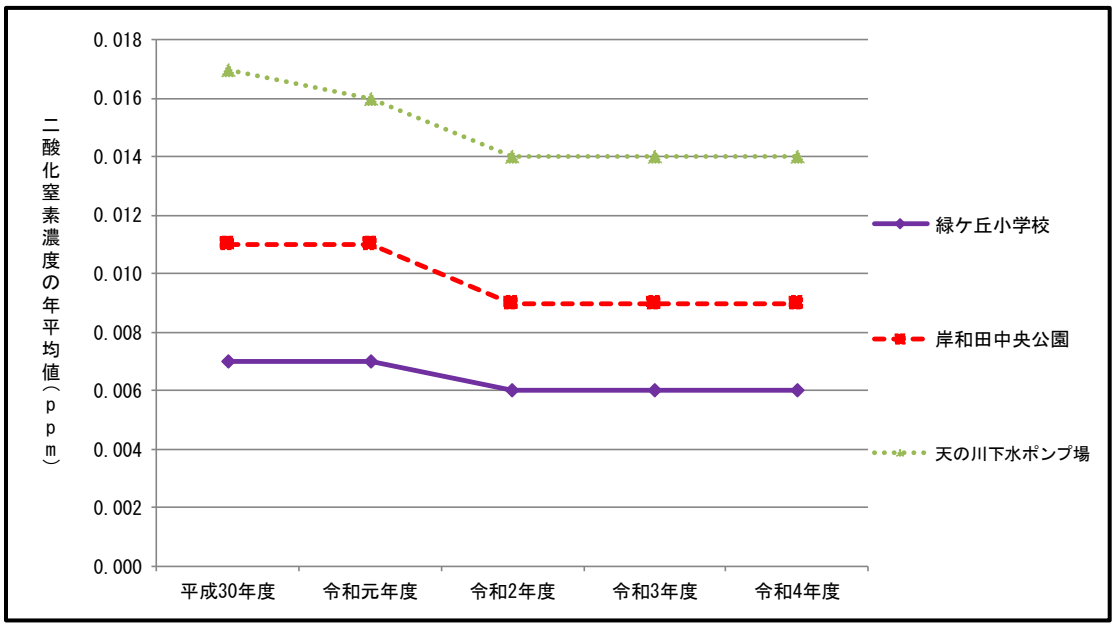

図４－２－３　二酸化窒素の年平均値の経年変化

表４－２－５　二酸化窒素の年間測定結果（令和４年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合		1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合		日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値の年間 98%値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	環境基準の適否
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（時間）	（%）	（時間）	（%）	（日）	（%）	（日）	（%）	（ppm）	（日）	（適○否×）
緑ケ丘小学校	365	8661	0.006	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0	○
岸和田中央公園	340	8101	0.009	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○
天の川下水ポンプ場	364	8638	0.014	0.068	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	○

注 1）「98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98%に相当する値で、かつ、0.06ppm を超えた日数である。
注 2）「環境基準の適否」の適合は、98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 0 であること。
出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2022 年度）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

（３）一酸化窒素(NO)及び窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素の年平均値の経年変化は、表４－２－６及び図４－２－４に示すとおりであり、天の川下水ポンプ場では減少傾向に、他２局においては概ね横ばい傾向にあった。

窒素酸化物の年平均値の経年変化は、表４－２－７及び図４－２－５に示すとおりであり、いずれも概ね横ばい傾向にあった。また、一酸化窒素(NO)及び窒素酸化物(NOx)の令和４年度の測定結果は、表４－２－８に示すとおりである。

表４－２－６　一酸化窒素の年平均値の経年変化

（単位：ppm）

測定局 ＼ 年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和２年度 2020 年度	令和３年度 2021 年度	令和４年度 2022 年度
一般局	緑ケ丘小学校	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001
	岸和田中央公園	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
自排局	天の川下水ポンプ場	0.008	0.007	0.006	0.006	0.005

出典：「大阪府環境白書(2019 年版～2022 年版)」（令和５年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）
「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)(2022 年度)」（令和５年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

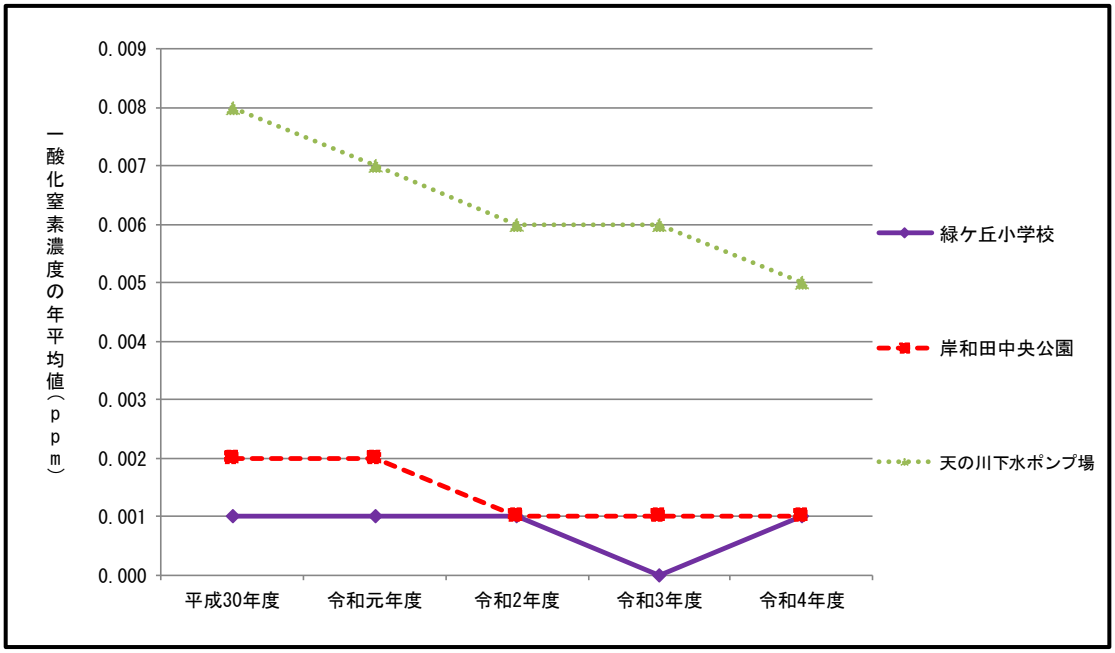

図４－２－４　一酸化窒素の年平均値の経年変化

表４－２－７　窒素酸化物の年平均値の経年変化

（単位：ppm）

測定局 ＼ 年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和２年度 2020 年度	令和３年度 2021 年度	令和４年度 2022 年度
一般局	緑ケ丘小学校	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006
	岸和田中央公園	0.012	0.012	0.011	0.010	0.011
自排局	天の川下水ポンプ場	0.025	0.023	0.020	0.020	0.020

出典：「大阪府環境白書(2019 年版～2022 年版)」（令和５年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）
「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)(2022 年度)」（令和５年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

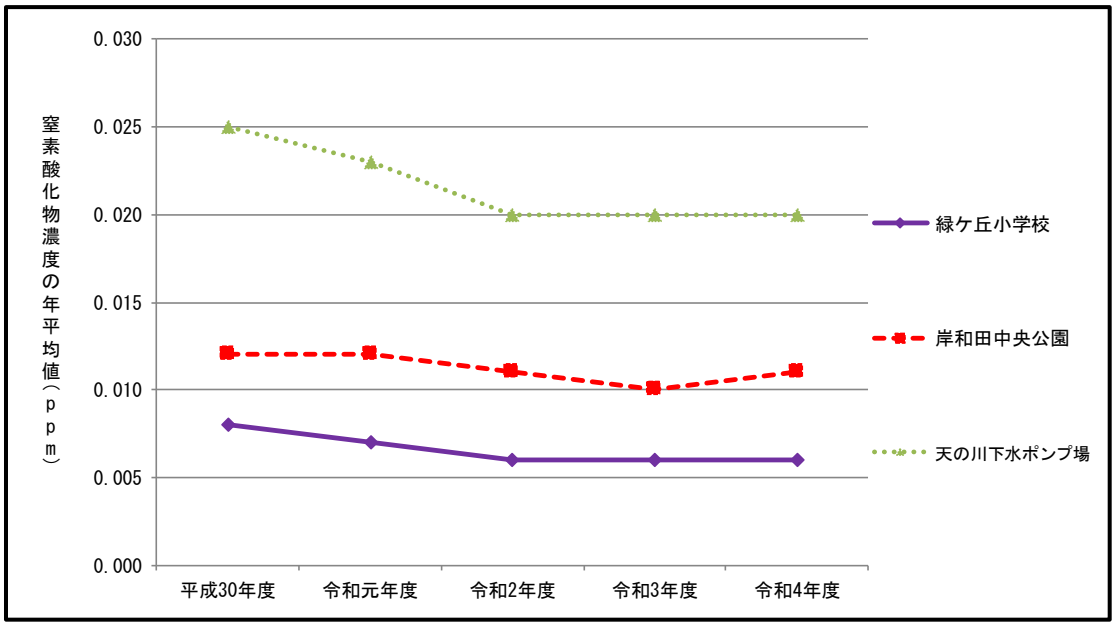

図４－２－５　窒素酸化物の年平均値の経年変化

表４－２－８　一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果（令和４年度）

項目 / 測定局	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素（NO）			窒素酸化物（NO＋NO_2）			
			年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	年平均値のNO_2/（NO+NO_2）
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（%）
緑ケ丘小学校	365	8661	0.001	0.032	0.002	0.006	0.059	0.016	91.2
岸和田中央公園	340	8101	0.001	0.046	0.005	0.011	0.085	0.027	88.1
天の川下水ポンプ場	364	8638	0.005	0.287	0.015	0.020	0.344	0.041	72.6

出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2022年度）」（令和５年10月閲覧、大阪府ホームページ）

（４）一酸化炭素（CO）

調査対象である大気測定局では、一酸化炭素の測定は実施されていない。

（５）浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表４－２－９及び図４－２－６に示すとおりであり、各局とも概ね減少傾向にあったが、岸和田中央公園では令和４年度に若干上昇していた。

浮遊粒子状物質の令和４年度の測定結果は、表４－２－１０に示すとおりであり、各局とも環境基準（長期的評価）を下回っていた。

表４－２－９　浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

（単位：mg/m³）

測定局 ＼ 年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
一般局	緑ケ丘小学校	0.016	0.014	0.014	0.013	0.013
	岸和田中央公園	0.016	0.014	0.013	0.012	0.014
自排局	天の川下水ポンプ場	0.023	0.020	0.019	0.018	0.015

出典：「大阪府環境白書（2019 年版～2022 年版）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）
「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2022 年度）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

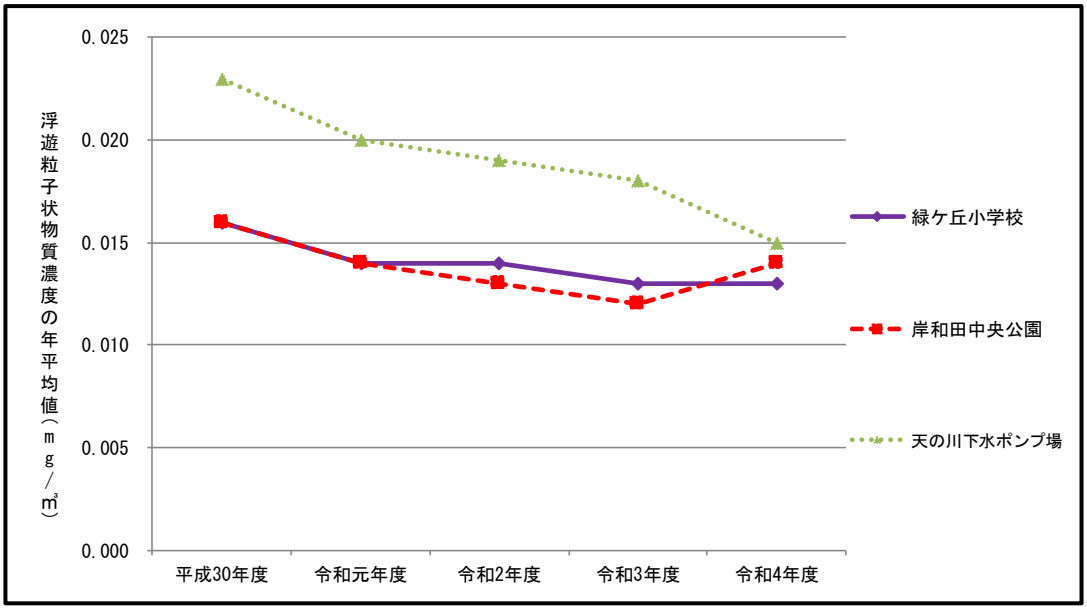

図４－２－６　浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

表４－２－１０　浮遊粒子状物質の年間測定結果（令和４年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	長期的評価による環境基準の適否
	（日）	（時間）	（mg/m³）	（時間）	（%）	（日）	（%）	（mg/m³）	（mg/m³）	（適○否×）	（日）	（適○否×）
緑ケ丘小学校	362	8657	0.013	0	0.0	0	0.0	0.092	0.025	○	0	○
岸和田中央公園	339	8130	0.014	0	0.0	0	0.0	0.089	0.026	○	0	○
天の川下水ポンプ場	361	8663	0.015	0	0.0	0	0.0	0.075	0.030	○	0	○

注 1）「長期的評価による日平均値 0.10mg/m³ を超えた日数」とは日平均値の高い方から 2%範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.10mg/m³ を超えた日数である。
注 2）「長期的評価による環境基準の適否」の適合は長期的評価による日平均値 0.10mg/m³ を超えた日数が 0 であること。
出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2022 年度）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

（６）微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表４－２－１１及び図４－２－７に示すとおりであり、各局とも概ね減少傾向にあった。

微小粒子状物質の令和４年度の測定結果は、表４－２－１２に示すとおりであり、各局とも環境基準（長期的評価）を下回っていた。

表４－２－１１　微小粒子状物質の年平均値の経年変化

（単位：μg/m3）

測定局＼年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
一般局	緑ケ丘小学校	12.3	10.8	9.4	7.9	8.0
	岸和田中央公園	10.8	9.2	9.2	7.2	7.0

出典：「大阪府環境白書（2019 年版～2022 年版）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）
「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2022 年度）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

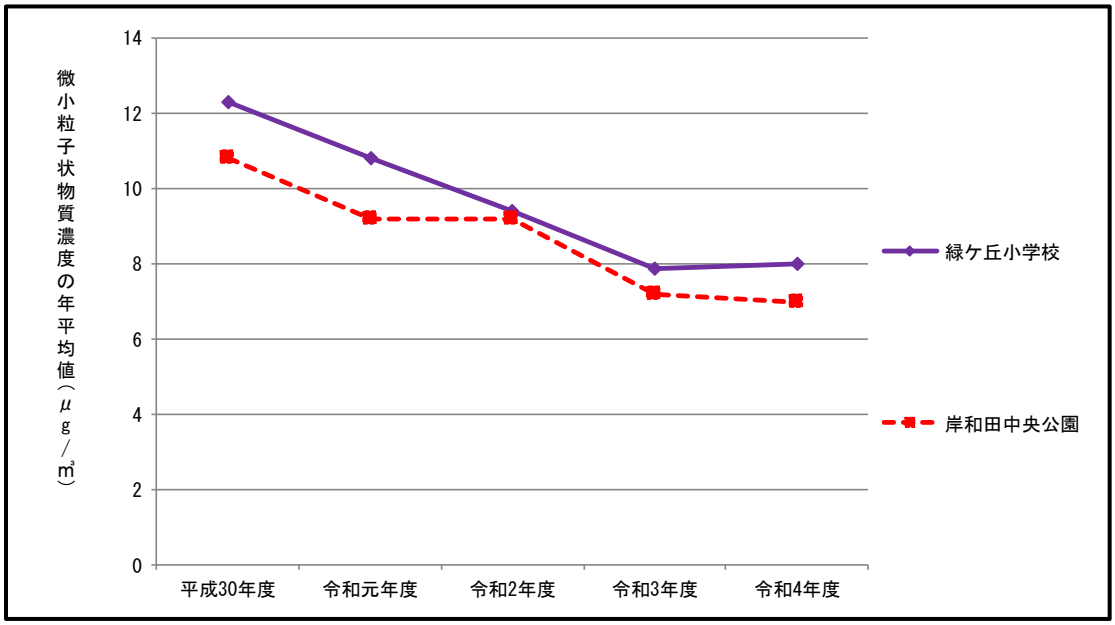

図４－２－７　微小粒子状物質の年平均値の経年変化

表４－２－１２　微小粒子状物質の年間測定結果（令和４年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が35μg/m³を超えた日数	環境基準達成状況	
	（日）	（時間）	（μg/m³）	（μg/m³）	（日）	（%）	（日）	（長期基準）	（短期基準）
緑ケ丘小学校	361	8668	8.0	17.2	0	0.0	0	○	○
岸和田中央公園	359	8613	7.0	15.5	0	0.0	0	○	○

注 1）「98%値評価による日平均値が 35μg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 35μg/m³を超えた日数である。
注 2）「環境基準達成状況」の適合は、長期基準として、年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ短期基準として日平均値の年間 98%値が 35μg/m³以下であること。
出典：「大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）（2022 年度）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

（7）光化学オキシダント

光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は、表４-２-１３及び図４-２-８に示すとおりであり、各局とも概ね横ばい傾向にあった。

光化学オキシダントの令和 3 年度の測定結果は、表４-２-１４に示すとおりであり、各局とも環境基準を上回っていた。

表４-２-１３　昼間の光化学オキシダントの昼間の１時間値の年平均値の経年変化

（単位：ppm）

測定局 ＼ 年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
一般局	緑ケ丘小学校	0.038	0.036	0.035	0.038	0.037
	岸和田中央公園	0.033	0.032	0.032	0.037	0.035

出典：「大阪府環境白書(2019 年版～2022 年版)」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）
「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)(2022 年度)」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

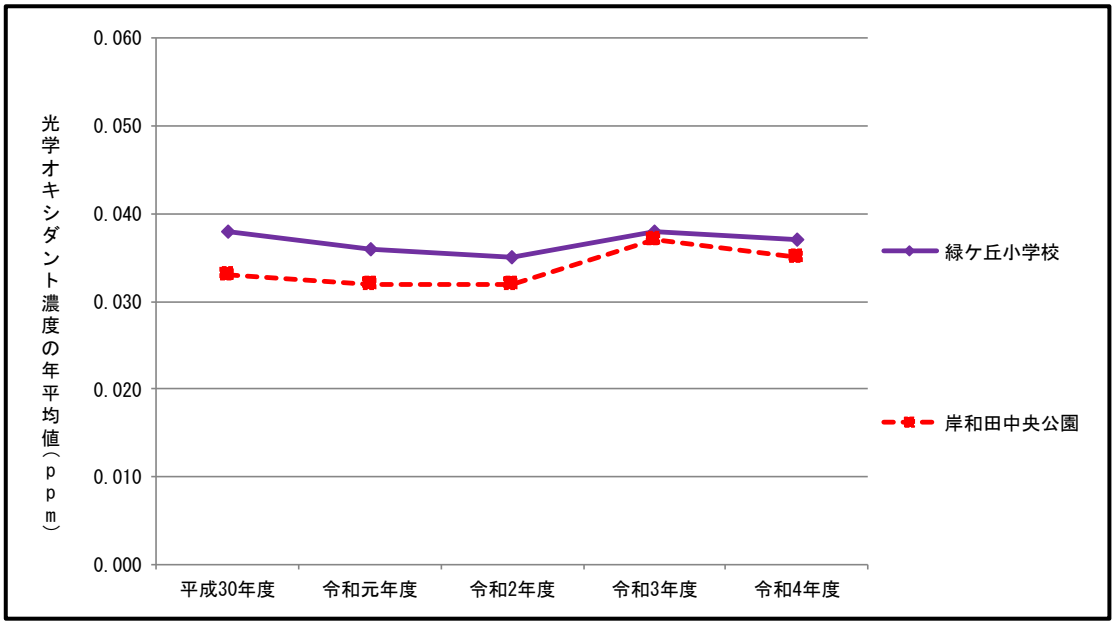

図４-２-８　昼間の光化学オキシダントの昼間の１時間値の年平均値の経年変化

表４-２-１４　昼間の光化学オキシダントの年間測定結果（令和４年度）

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm を超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の適否
	（日）	（時間）	（ppm）	（日）	（時間）	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（適○否×）
緑ケ丘小学校	365	5428	0.037	111	593	1	3	0.128	0.052	×
岸和田中央公園	344	5075	0.035	83	416	1	1	0.137	0.049	×

注 1)昼間とは 6 時から 20 時までの時間帯をいう。
注 2)「環境基準の適否」の適合は、1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 0 であること。
出典:「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)(2022 年度)」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）

（８）ダイオキシン類

ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表４－２－１５及び図４－２－９に示すとおりであり、各局（各地点）とも環境基準値を下回っていた。

表４－２－１５　ダイオキシン類の年平均値の経年変化

（単位：pg-TEQ/m³）

年度 測定局	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	環境基準
緑ケ丘小学校	0.013	—	0.011	—	0.010	年平均値 0.6pg-TEQ /m³以下
岸和田中央公園	0.021	—	0.015	—	—	
大北下水ポンプ場	0.032	0.13	0.067	0.016	0.053	

注 1）大北下水ポンプ場については、ダイオキシン類常時監視調査以外の測定結果（岸和田市実施）である。
注 2）大北下水ポンプ場については、測定局を調査地点と読み替える。
注 3）「－」は測定を実施していないことを示す。
出典：「大阪府環境白書（2018 年版～2022 年版）」（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府ホームページ）
「岸和田市環境白書（平成 29 年度～令和 3 年度）」（令和 5 年 10 月閲覧、岸和田市ホームページ）

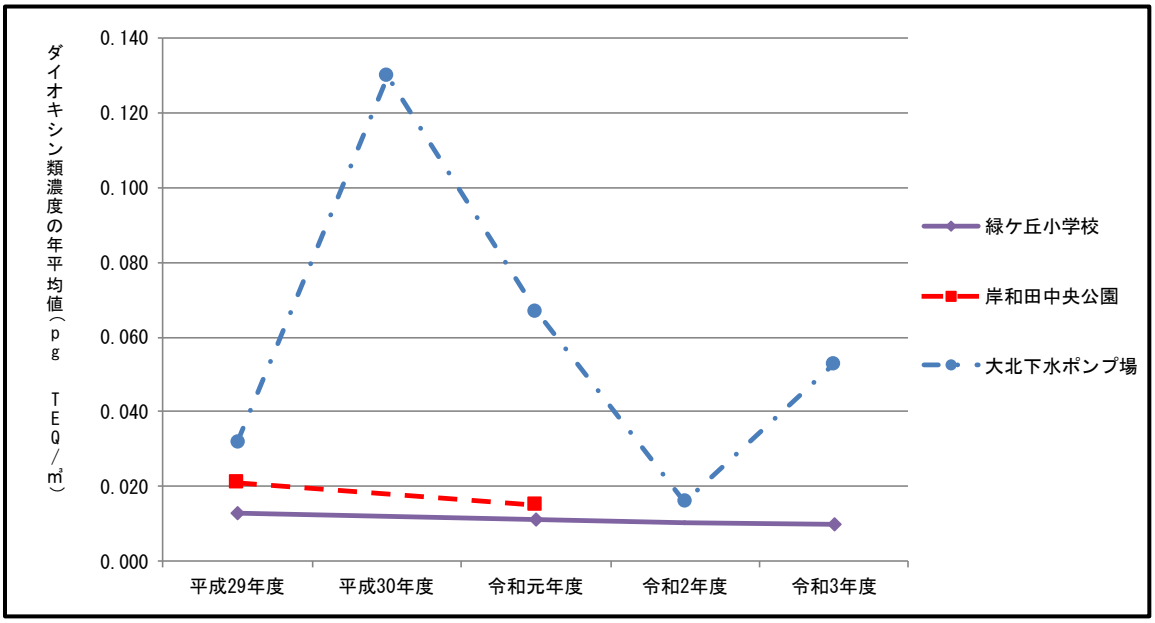

図４－２－９　ダイオキシン類の年平均値の経年変化

（９）温室効果ガス

大阪府域における温室効果ガス排出推定量の推移は、図４－２－１０に示すとおりである。

2020 年度の府域の温室効果ガス排出量は 4,395 万 t-CO_2 であり、前年度と比べると 2.1%増加していた。その主な要因として電気の排出係数※の増加が挙げられた。

（※使用電力量 1kWh 当たりの二酸化炭素排出量を表す係数。発電時の電源構成（火力発電や再生可能エネルギー等による発電のバランス）により変動。火力発電の割合が減少すると係数は小さくなる。）

2021 年 3 月に策定された「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、2030 年度の府域の温室効果ガス排出量を 2013 年度（計画基準年度）と比較して 40%削減が目標として設定されている。

2020 年度の府域の温室効果ガス排出量は 4,395 万 t-CO_2 であり、2013 年度比で 21.8%削減していた。

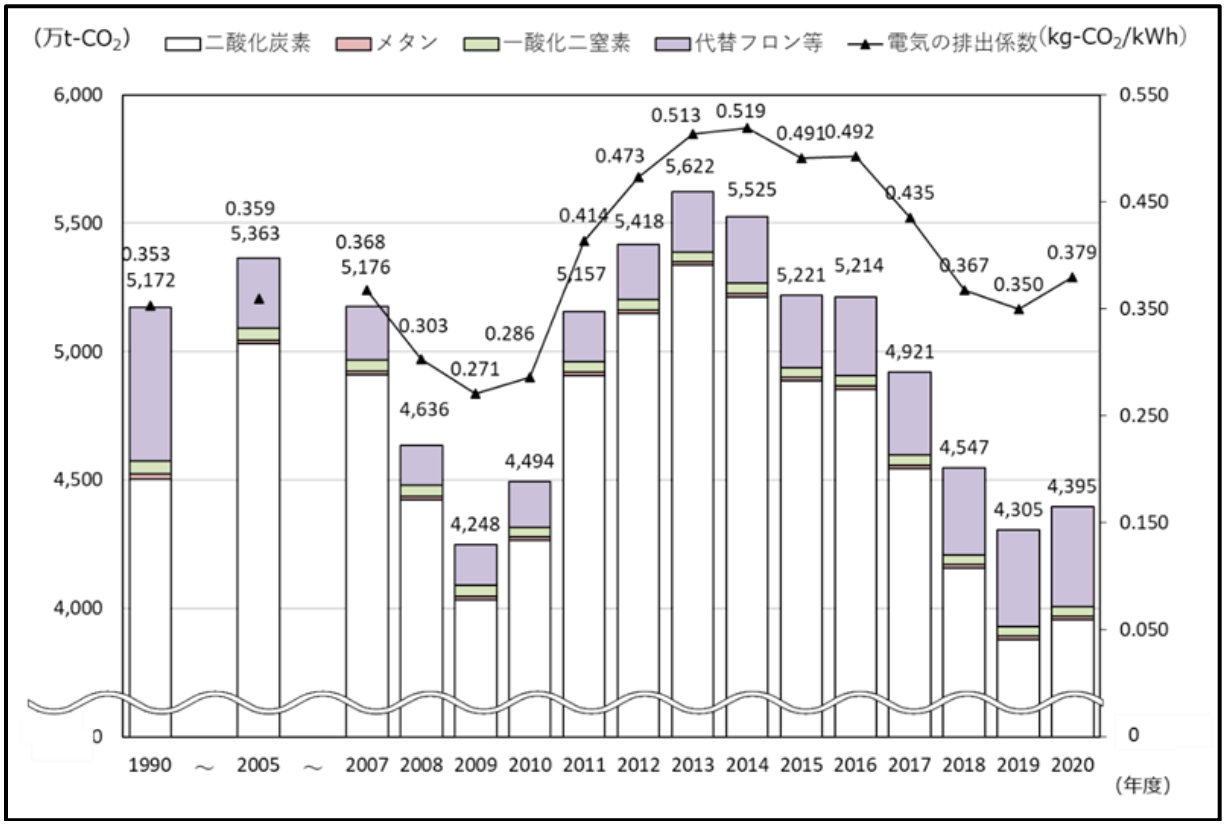

注 1）電気の排出係数は、2005 年度は一般電気事業者等（現行制度における小売電気事業者）に対して大阪府が行った調査等により府内基礎排出係数を推計し、2010 年度以降は同様の調査等により府内調整後排出係数を推計し、算定に用いた。

注 2）四捨五入の関係で、各値の合計と合計値が一致しないものがある。

出典：「大阪府環境白書（2022 年版）」（令和 5 年 6 月閲覧、大阪府ホームページ）

図４－２－１０　大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

4－2－2 水環境

（1）水質

事業計画地周辺の河川における水質調査地点の位置は、図４－２－１１に示すとおりである。

図４－２－１１　事業計画地周辺の河川における調査地点（水質）

①生活環境項目

生活環境項目の令和３年度における調査結果は、表４－２－１６(1)～(6)に示すとおりである。

表４－２－１６(1)　生活環境項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値*	牛滝川(B類型) ①高橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
pH	(－)	6.5～8.5	4/24	7.4～9.2	－
DO	(mg/L)	5以上	0/12	7.7～14	10
BOD	(mg/L)	3以下	1/12	<0.5～3.5	1.1
COD	(mg/L)	－	－/12	1.9～6.4	3.3
SS	(mg/L)	25以下	1/12	1～29	6
大腸菌群数	(MPN/100mL)	5.0×10^3以下	9/12	7.9×10^2～9.2×10^4	1.8×10^4
全窒素	(mg/L)	－	－/4	1.0～1.2	1.1
全燐	(mg/L)	－	－/4	0.030～0.086	0.053
全亜鉛	(mg/L)	0.03以下	0/4	0.001～0.004	0.002
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	0.002以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05以下	0/2	0.0007～0.0027	0.0017

調査項目及び単位		環境基準値*	松尾川(B類型) ②新緑田橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
pH	(－)	6.5～8.5	9/24	7.7～9.3	－
DO	(mg/L)	5以上	0/12	9.1～15	11
BOD	(mg/L)	3以下	4/12	1.3～3.8	2.5
COD	(mg/L)	－	－/12	4.6～7.0	5.3
SS	(mg/L)	25以下	0/12	1～9	3
大腸菌群数	(MPN/100mL)	5.0×10^3以下	8/12	2.4×10^3～4.9×10^4	1.6×10^4
全窒素	(mg/L)	－	－/4	0.55～1.2	0.94
全燐	(mg/L)	－	－/4	0.040～0.062	0.049
全亜鉛	(mg/L)	0.03以下	0/4	0.008～0.015	0.012
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	0.002以下	0/2	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05以下	0/2	0.0037～0.0044	0.0041

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は定量下限値未満を示す。
*全亜鉛、ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ、LASの環境基準値は、生物B類型の値を示す。
出典:「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(令和3年度の調査結果)(令和5年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－１６(2)　生活環境項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値*	槇尾川(B類型) ③繁和橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
pH	(－)	6.5～8.5	14/24	7.3～9.9	－
DO	(mg/L)	5以上	0/12	10～17	14
BOD	(mg/L)	3以下	2/12	0.6～3.3	2.2
COD	(mg/L)	－	－/12	3.4～5.4	4.5
SS	(mg/L)	25以下	0/12	<1～5	3
大腸菌群数	(MPN/100mL)	5.0×10^3以下	4/12	2.4×10^2～2.4×10^4	8.5×10^3
全窒素	(mg/L)	－	－/4	0.87～1.2	1.0
全燐	(mg/L)	－	－/4	0.031～0.071	0.055
全亜鉛	(mg/L)	0.03以下	0/4	0.007～0.015	0.010
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	0.002以下	0/2	<0.00006～0.00006	0.00006
LAS	(mg/L)	0.05以下	0/2	0.0029～0.0040	0.0035

調査項目及び単位		環境基準値*	父鬼川(A類型) ④神田橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
pH	(－)	6.5～8.5	6/24	6.9～8.8	－
DO	(mg/L)	7.5以上	0/12	8.6～15	11
BOD	(mg/L)	2以下	3/12	<0.5～2.6	1.6
COD	(mg/L)	－	－/12	2.1～3.5	2.6
SS	(mg/L)	25以下	0/12	<1～3	1
大腸菌群数	(MPN/100mL)	1.0×10^3以下	12/12	2.4×10^3～2.4×10^4	1.0×10^4
全窒素	(mg/L)	－	－/4	0.86～1.1	0.99
全燐	(mg/L)	－	－/4	0.036～0.054	0.043
全亜鉛	(mg/L)	0.03以下	0/4	0.005～0.020	0.011
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	0.002以下	0/2	<0.00006～0.00031	0.00019
LAS	(mg/L)	0.05以下	0/2	0.0040～0.0065	0.0053

調査項目及び単位		環境基準値	東槇尾川(類型指定無) ⑤東条橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
pH	(－)	－	－/8	7.3～8.8	－
DO	(mg/L)	－	－/4	9.8～15	11
BOD	(mg/L)	－	－/4	1.1～2.6	2.0
COD	(mg/L)	－	－/4	2.2～3.5	2.9
SS	(mg/L)	－	－/4	1～1	1
大腸菌群数	(MPN/100mL)	－	－	－	－
全窒素	(mg/L)	－	－/2	1.0～1.1	1.1
全燐	(mg/L)	－	－/2	0.023～0.077	0.050
全亜鉛	(mg/L)	－	－/1	0.015～0.015	0.015
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	－	－	－	－
LAS	(mg/L)	－	－	－	－

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は定量下限値未満を示す。
*全亜鉛、ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ、LASの環境基準値は、生物B類型の値を示す。
出典:「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(令和3年度の調査結果)(令和5年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－１６(3)　生活環境項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値*	春木川(D類型)		
			⑥春木橋		
			m/n	m/n	m/n
pH	(－)	6.0～8.5	0/24	7.1～8.2	－
DO	(mg/L)	2以上	0/12	7.5～16	9.9
BOD	(mg/L)	8以下	0/12	1.6～5.6	2.7
COD	(mg/L)	－	－/12	5.6～9.4	6.3
SS	(mg/L)	100以下	0/12	3～27	10
大腸菌群数	(MPN/100mL)	－	－/4	7.0×10^{3}～9.2×10^{4}	5.3×10^{4}
全窒素	(mg/L)	－	－/4	1.8～3.4	2.4
全燐	(mg/L)	－	－/4	0.12～0.16	0.14
全亜鉛	(mg/L)	－	－/1	0.037～0.037	0.037
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	－	－	－	－
LAS	(mg/L)	－	－	－	－

調査項目及び単位		環境基準値*	津田川(E類型)		
			⑦昭代橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
pH	(－)	6.0～8.5	3/24	7.0～8.9	－
DO	(mg/L)	2以上	0/12	8.3～13	10
BOD	(mg/L)	10以下	0/12	2.0～10	5.1
COD	(mg/L)	－	－/12	5.0～11	7.7
SS	(mg/L)	ごみ等の浮遊が認められないこと	－/12	3～16	8
大腸菌群数	(MPN/100mL)	－	－	－	－
全窒素	(mg/L)	－	－/4	1.7～4.8	2.8
全燐	(mg/L)	－	－/4	0.20～0.59	0.37
全亜鉛	(mg/L)	－	－/2	0.023～0.044	0.034
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	－	－	－	－
LAS	(mg/L)	－	－	－	－

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“く”は定量下限値未満を示す。
*春木橋及び昭代橋は、全亜鉛、ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ、LASについては類型が指定されていない。
出典:「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(令和3年度の調査結果)
(令和5年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－１６(4)　生活環境項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値*	松尾川(B 類型) ⑧冬堂橋		
			測定回数	最小値～最大値	平均値
pH	(－)	6.5～8.5	4	8.1～9.2	8.8
DO	(mg/L)	5 以上	4	10～13	11
BOD	(mg/L)	3 以下	4	0.8～1.3	1.0
COD	(mg/L)	－	4	4.2～5.2	4.8
SS	(mg/L)	25 以下	4	2～13	6
大腸菌群数	(MPN/100mL)	5.0×10^3 以下	4	1.7×10^2～2.4×10^4	9.6×10^3
全窒素	(mg/L)	－	4	0.98～1.6	1.2
全燐	(mg/L)	－	4	0.046～0.10	0.070
全亜鉛	(mg/L)	0.03 以下	1	0.005～0.005	0.005
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	0.002 以下	1	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05 以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006

調査項目及び単位		環境基準値*	松尾川(B 類型) ⑨箕形橋		
			測定回数	最小値～最大値	平均値
pH	(－)	6.5～8.5	4	7.6～8.5	8.1
DO	(mg/L)	5 以上	4	10～13	11
BOD	(mg/L)	3 以下	4	0.7～1.3	1.0
COD	(mg/L)	－	4	4.0～5.4	4.9
SS	(mg/L)	25 以下	4	1～4	3
大腸菌群数	(MPN/100mL)	5.0×10^3 以下	4	7.9×10^2～7.9×10^3	3.8×10^3
全窒素	(mg/L)	－	4	0.45～1.5	1.1
全燐	(mg/L)	－	4	0.018～0.061	0.045
全亜鉛	(mg/L)	0.03 以下	1	0.005～0.005	0.005
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	0.002 以下	1	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05 以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006

調査項目及び単位		環境基準値*	父鬼川(A 類型) ⑩阿弥陀橋		
			測定回数	最小値～最大値	平均値
pH	(－)	6.5～8.5	4	8.0～8.4	8.1
DO	(mg/L)	7.5 以上	4	8.3～13	10
BOD	(mg/L)	2 以下	4	0.5～0.7	0.6
COD	(mg/L)	－	4	1.2～2.2	1.7
SS	(mg/L)	25 以下	4	<1～1	1
大腸菌群数	(MPN/100mL)	1.0×10^3 以下	4	4.9×10^2～4.6×10^3	2.0×10^3
全窒素	(mg/L)	－	4	0.55～1.0	0.71
全燐	(mg/L)	－	4	0.014～0.020	0.018
全亜鉛	(mg/L)	0.03 以下	1	<0.001～<0.001	<0.001
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	0.002 以下	1	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05 以下	1	0.0009～0.0009	0.0009

注)表中の“<”は定量下限値未満を示す。
*全亜鉛、ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ、LASの環境基準値は、生物B類型の値を示す。
出典:「和泉市の環境」(令和5年3月)(令和5年6月閲覧、和泉市ホームページ)

表４－２－１６(5)　生活環境項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値*	槇尾川(B 類型) ⑪城前橋		
			測定回数	最小値～最大値	平均値
pH	(－)	6.5～8.5	4	7.7～9.2	8.7
DO	(mg/L)	5 以上	4	10～14	11
BOD	(mg/L)	3 以下	4	0.7～1.0	0.8
COD	(mg/L)	－	4	2.8～5.4	4.3
SS	(mg/L)	25 以下	4	1～8	4
大腸菌群数	(MPN/100mL)	5.0×10^3以下	4	7.9×10^1～3.3×10^4	1.1×10^4
全窒素	(mg/L)	－	4	1.0～1.5	1.2
全燐	(mg/L)	－	4	0.037～0.10	0.071
全亜鉛	(mg/L)	0.03 以下	1	0.002～0.002	0.002
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	0.002 以下	1	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05 以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006

調査項目及び単位		環境基準値*	槇尾川(B 類型) ⑫桑原大橋		
			測定回数	最小値～最大値	平均値
pH	(－)	6.5～8.5	4	7.4～9.0	8.3
DO	(mg/L)	5 以上	4	11～13	12
BOD	(mg/L)	3 以下	4	0.5～0.9	0.7
COD	(mg/L)	－	4	3.6～5.4	4.6
SS	(mg/L)	25 以下	4	1～4	3
大腸菌群数	(MPN/100mL)	5.0×10^3以下	4	7.0×10^2～3.3×10^4	9.7×10^3
全窒素	(mg/L)	－	4	1.0～1.6	1.3
全燐	(mg/L)	－	4	0.039～0.11	0.078
全亜鉛	(mg/L)	0.03 以下	1	0.003～0.003	0.003
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	0.002 以下	1	<0.00006～<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05 以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006

注)表中の“<”は定量下限値未満を示す。
*全亜鉛、ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ、LASの環境基準値は、生物B類型の値を示す。
出典:「和泉市の環境」(令和5年3月)(令和5年6月閲覧、和泉市ホームページ)

表４－２－１６(6)　生活環境項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	牛滝川(B類型)	
			⑬松瀬橋	⑭山直中橋
			年平均値	年平均値
pH	(－)	6.5～8.5	7.9	8.5
DO	(mg/L)	5以上	10	11
BOD	(mg/L)	3以下	0.7 (75%値：0.8)	1.1 (75%値：1.2)
SS	(mg/L)	25以下	2	4
大腸菌群数	(MPN/100mL)	5.0×10^3以下	7.9×10^3	2.6×10^4
全亜鉛	(mg/L)	0.03以下	0.002	0.004
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	(mg/L)	0.002以下	<0.00006	<0.00006
LAS	(mg/L)	0.05以下	<0.0006	0.0018

調査項目及び単位		環境基準値*	春木川(D類型)	
			轟川(類型指定無) ⑮陽代橋	⑯上轟橋
			年平均値	年平均値
pH	(－)	6.0～8.5	8.3	8.1
DO	(mg/L)	2以上	12	9.9
BOD	(mg/L)	8以下	1.3 (75%値：1.4)	3.0 (75%値：2.7)
SS	(mg/L)	100以下	5	13

調査項目及び単位		環境基準値*	津田川(E類型)		
			⑰諸井堰	⑱虎橋	小渕川(類型指定無) ⑲小渕橋
			年平均値	年平均値	年平均値
pH	(－)	6.0～8.5	8.0	8.7	7.7
DO	(mg/L)	2以上	10	13	10
BOD	(mg/L)	10以下	1.0 (75%値：1.1)	1.2 (75%値：1.4)	3.6 (75%値：1.5)
SS	(mg/L)	ごみ等の浮遊が認められないこと	1	5	23

調査項目及び単位		環境基準値	新天ノ川(類型指定無)	古城川(類型指定無)
			⑳天川橋	㉑上町橋
			年平均値	年平均値
pH	(－)	－	8.1	8.2
DO	(mg/L)	－	9.9	11
BOD	(mg/L)	－	3.0 (75%値：3.3)	3.9 (75%値：2.7)
SS	(mg/L)	－	38	14

注)表中の“<”は定量下限値未満を示す。
*陽代橋及び小渕橋の環境基準値は、設定されていない。
出典:「令和3年度岸和田市環境白書」(令和5年6月閲覧、岸和田市ホームページ)

②健康項目

健康項目について、令和３年度における調査結果は表４－２－１７(1)～(12)に示すとおりである。

表４－２－１７(1)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	牛滝川(B類型) ①高橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.02～<0.02	<0.02
ヒ素	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L以下	0/2	<0.004～0.008	0.006
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L以下	0/4	0.63～0.83	0.73
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L以下	0/4	0.15～0.17	0.16
ほう素	(mg/L)	1mg／L以下	0/4	0.05～0.06	0.06
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(令和3年度の調査結果)
(令和5年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－１７(2)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	松尾川(B類型)		
			②新緑田橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.02～<0.02	<0.02
ヒ素	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L以下	0/2	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L以下	0/2	0.21～1.2	0.71
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L以下	0/2	0.16～0.17	0.17
ほう素	(mg/L)	1mg／L以下	0/2	0.10～0.10	0.10
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(令和3年度の調査結果)
(令和5年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－１７(3)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	槇尾川(B類型)		
			③繁和橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.02～<0.02	<0.02
ヒ素	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L以下	0/2	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L以下	0/2	0.75～0.93	0.84
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L以下	0/2	0.13～0.16	0.15
ほう素	(mg/L)	1mg／L以下	0/2	0.09～0.18	0.14
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(令和3年度の調査結果)
(令和5年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－１７(4)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	父鬼川(A類型)		
			④神田橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.02～<0.02	<0.02
ヒ素	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L以下	0/2	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L以下	0/2	0.74～0.89	0.82
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L以下	0/2	0.10～0.11	0.11
ほう素	(mg/L)	1mg／L以下	0/2	0.08～0.14	0.11
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(令和3年度の調査結果)
(令和5年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－１７(5)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	東槇尾川(類型指定無)		
			⑤東条橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	0/2	<0.02～<0.02	<0.02
ヒ素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L 以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	0/2	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	0/1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	0/1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	0/1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	0/1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L 以下	0/2	0.79～1.1	0.95
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	0/2	0.15～0.15	0.15
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	1/4	0.40～1.1	0.73
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L 以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(令和3年度の調査結果)
(令和5年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－１７(6)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	春木川(D類型)		
			⑥春木橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.02～<0.02	<0.02
ヒ素	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L以下	0/2	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L以下	0/2	0.84～1.0	0.92
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L以下	0/2	0.16～0.17	0.17
ほう素	(mg/L)	1mg／L以下	0/2	0.04～0.05	0.05
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(令和3年度の調査結果)
(令和5年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－１７(7)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	津田川(E類型)		
			⑦昭代橋		
			m/n	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/2	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	0/2	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.02～<0.02	<0.02
ヒ素	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/2	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L以下	0/2	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L以下	0/2	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/2	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L以下	0/1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L以下	0/1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L以下	0/1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L以下	0/1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L以下	0/2	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L以下	0/2	1.4～1.8	1.6
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L以下	0/2	0.14～0.20	0.17
ほう素	(mg/L)	1mg／L以下	0/2	0.05～0.05	0.05
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L以下	0/2	<0.005～<0.005	<0.005

注1)m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「水質測定計画に基づく水質等調査結果」(令和3年度の調査結果)
(令和5年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－１７(8)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	松尾川(B類型)		
			⑧冬堂橋		
			測定回数	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L以下	1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.1～<0.1	<0.1
鉛	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L以下	1	<0.02～<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L以下	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
PCB	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L以下	1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L以下	1	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L以下	1	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L以下	1	<0.1～<0.1	<0.1
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L以下	1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L以下	1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L以下	1	<0.08～<0.08	<0.08
ほう素	(mg/L)	1mg／L以下	1	0.11～0.11	0.11
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L以下	4	<0.005～<0.005	<0.005

注)表中の“－”は測定なし、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「和泉市の環境」(令和5年3月)(令和5年6月閲覧、和泉市ホームページ)

表４－２－１７(9)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	松尾川(B類型)		
			⑨箕形橋		
			測定回数	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L以下	1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.1～<0.1	<0.1
鉛	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L以下	1	<0.02～<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L以下	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
PCB	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L以下	1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L以下	1	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L以下	1	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L以下	1	<0.1～<0.1	<0.1
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L以下	1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L以下	1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L以下	1	<0.08～<0.08	<0.08
ほう素	(mg/L)	1mg／L以下	1	0.08～0.08	0.08
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L以下	4	<0.005～<0.005	<0.005

注)表中の“－”は測定なし、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「和泉市の環境」(令和5年3月)(令和5年6月閲覧、和泉市ホームページ)

表４－２－１７(10)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	父鬼川(A 類型)		
			⑩阿弥陀橋		
			測定回数	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.1～<0.1	<0.1
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	1	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	1	<0.02～<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	1	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
PCB	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L 以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	1	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	1	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	1	<0.1～<0.1	<0.1
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	1	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	1	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	1	<0.08～<0.08	<0.08
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	1	0.04～0.04	0.04
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L 以下	4	<0.005～<0.005	<0.005

注)表中の“－”は測定なし、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「和泉市の環境」(令和5年3月)(令和5年6月閲覧、和泉市ホームページ)

表４－２－１７(11)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	槇尾川(B類型)		
			⑪城前橋		
			測定回数	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L以下	1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.1～<0.1	<0.1
鉛	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L以下	1	<0.02～<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L以下	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
PCB	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L以下	1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L以下	1	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L以下	1	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L以下	1	<0.1～<0.1	<0.1
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L以下	1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L以下	1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L以下	1	<0.08～<0.08	<0.08
ほう素	(mg/L)	1mg／L以下	1	0.18～0.18	0.18
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L以下	4	<0.005～<0.005	<0.005

注)表中の“－”は測定なし、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「和泉市の環境」(令和5年3月)(令和5年6月閲覧、和泉市ホームページ)

表４－２－１７(12)　健康項目水質調査結果(令和３年度)

調査項目及び単位		環境基準値	槇尾川(B類型)		
			⑫桑原大橋		
			測定回数	最小値～最大値	平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L以下	1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.1～<0.1	<0.1
鉛	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L以下	1	<0.02～<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L以下	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
PCB	(mg/L)	検出されないこと	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L以下	1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L以下	1	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L以下	1	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L以下	1	<0.1～<0.1	<0.1
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.001～<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L以下	1	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L以下	1	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L以下	1	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L以下	1	<0.002～<0.002	<0.002
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L以下	1	<0.08～<0.08	<0.08
ほう素	(mg/L)	1mg／L以下	1	0.13～0.13	0.13
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg／L以下	4	<0.005～<0.005	<0.005

注)表中の“－”は測定なし、“<”は定量下限値未満を示す。
出典:「和泉市の環境」(令和5年3月)(令和5年6月閲覧、和泉市ホームページ)

③ダイオキシン類

令和元年度～令和 3 年度におけるダイオキシン類の調査結果は、表４-２-１８及び表４-２-１９に示すとおりであり、環境基準値を下回っている。

表４-２-１８　ダイオキシン類水質調査結果

（単位：pg-TEQ/L）

年度	調査地点	測定値	環境基準
令和元年度	高橋	0.11	1pg-TEQ/L 以下
	春木橋	0.25	
	昭代橋	0.64	
令和 2 年度	高橋	0.10	
	春木橋	0.28	
	昭代橋	0.40	
令和 3 年度	高橋	0.091	
	昭代橋	0.46	

出典：「大阪府環境白書(2020～2022 年版)」（令和 5 年 5 月閲覧、大阪府ホームページ）
「岸和田市環境白書(令和元年度～令和 3 年度)」（令和 5 年 6 月閲覧、岸和田市ホームページ）

表４-２-１９　ダイオキシン類底質調査結果

（単位：pg-TEQ/g）

年度	調査地点	測定値	環境基準
令和元年度	高橋	0.45	150pg-TEQ/g 以下
	春木橋	0.20	
	昭代橋	0.23	
令和 2 年度	高橋	0.27	
	春木橋	0.62	
	昭代橋	0.67	
令和 3 年度	高橋	0.19	
	昭代橋	0.41	

出典：「大阪府環境白書(2020～2022 年版)」（令和 5 年 6 月閲覧、大阪府ホームページ）
「岸和田市環境白書(令和元年度～令和 3 年度)」（令和 5 年 6 月閲覧、岸和田市ホームページ）

（２）地下水質

事業計画地周辺における地下水調査は、令和元年度～令和３年度において、概況調査地点として和泉市３地点、岸和田市９地点で、継続監視調査としては、和泉市４地点、岸和田市８地点(10 ヶ所)で行われている。調査地点については図４－２－１２に、調査結果については表４－２－２０(1)～(3)及び表４－２－２１(1)～(7)に示すとおりである。

また、令和元年度～令和３年度におけるダイオキシン類地下水質調査結果については、表４－２－２２に示す。

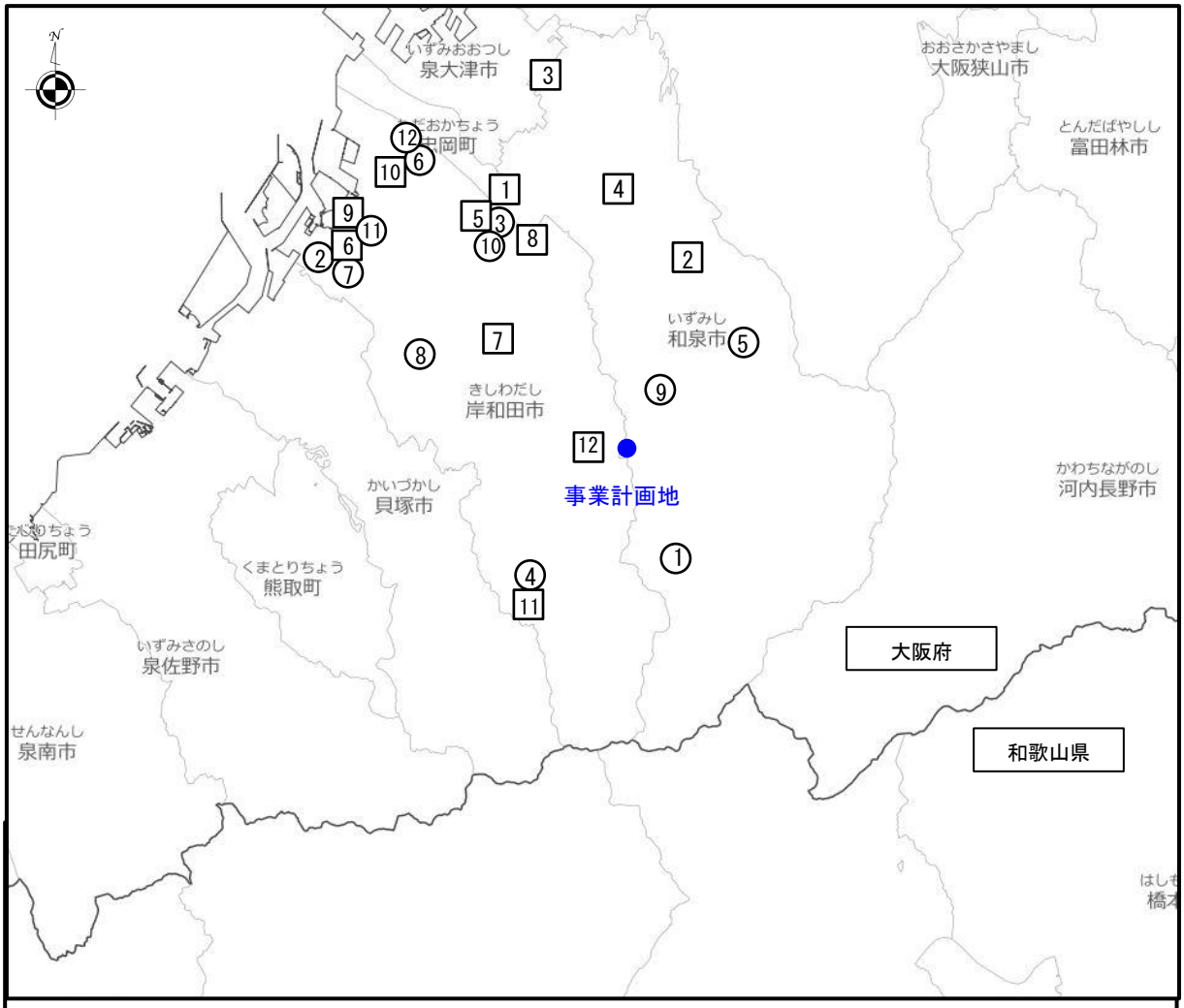

出典：地理院地図電子国土 Web

0 1 2 3km

○：地下水質概況調査地点(記号中の番号は表４－２－２０(1)～(3)の町名番号と対応)

□：地下水質継続監視調査地点(記号中の番号は表４－２－２１(1)～(7)の町名番号と対応)

図４－２－１２　事業計画地周辺における地下水調査地点

表４－２－２０(1)　地下水質概況調査結果一覧(令和元年度)

調査項目	単位	環境基準値	和泉市	岸和田市		
			①父鬼町	②大工町	③東大路町	④相川町
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	N.D	N.D	N.D.	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	―	―	―	―
PCB	(mg/L)	検出されないこと	N.D	N.D	N.D	N.D
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3－ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L 以下	#9.6	<0.08	#2.8	#0.10
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	#0.12	#0.12	#0.17	#0.09
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	#0.02	#0.08	#0.05	#0.03
1,4－ｼﾞｵｷｻﾝ	(mg/L)	0.05mg／L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注1)測定地点の年間評価は平均値で行う。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。また、“#”は検出したが環境基準値以下、“*”は環境基準値を超えて検出を示す。
注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合測定を行うこととしている。
出典：「大阪府環境白書(2020 年版)」(令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－２０(2)　地下水質概況調査結果一覧(令和２年度)

調査項目	単位	環境基準値	和泉市	岸和田市		
			⑤平井町	⑥磯上町	⑦上町	⑧畑町
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	N.D	N.D	N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	―	―	―	―
PCB	(mg/L)	検出されないこと	N.D	N.D	N.D	N.D
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L 以下	#2.6	#4.1	#0.15	#1.8
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	#0.15	#0.16	#0.16	<0.08
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	#0.15	#0.11	#0.40	#0.02
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	(mg/L)	0.05mg／L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注1)測定地点の年間評価は平均値で行う。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。また、“#”は検出したが環境基準値以下、“*”は環境基準値を超えて検出を示す。
注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合測定を行うこととしている。
出典：「大阪府環境白書(2021 年版)」(令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－２０(3)　地下水質概況調査結果一覧(令和３年度)

調査項目	単位	環境基準値	和泉市	岸和田市		
			⑨松尾寺町	⑩池尻町	⑪沼町	⑫磯上町
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	N.D	N.D	N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	―	―	―	―
PCB	(mg/L)	検出されないこと	N.D	N.D	N.D	N.D
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	<0.0002	#0.0017	<0.0002
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3－ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L 以下	#0.4	#2.1	#1.5	#5.4
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	<0.08	<0.08	#0.16	#0.33
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	<0.02	#0.03	#0.12	#0.07
1,4－ｼﾞｵｷｻﾝ	(mg/L)	0.05mg／L 以下	<0.005	<0.005	#0.016	<0.005

注1)測定地点の年間評価は平均値で行う。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。また、“#”は検出したが環環境基準値以下、“*”は環境基準値を超えて検出を示す。
注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合測定を行うこととしている。
出典：「大阪府環境白書(2022 年版)」(令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－２１(1)　地下水質継続監視調査結果一覧

調査項目	単位	環境基準値	和泉市					
			①小田町			②三林町		
			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
砒素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	*0.013	－	－	－	－	－
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1,1－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1,2－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,3－ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	－	－	－	#0.59	－	－
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,4－ｼﾞｵｷｻﾝ	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－

注1)測定地点の年間評価は平均値で行う。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。また、“#”は検出したが環境基準値以下、“*”は環境基準値を超えて検出を示す。
注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合測定を行うこととしている。
出典：「大阪府環境白書(2020年版～2022年版)」(令和5年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－２１(2)　地下水質継続監視調査結果一覧

調査項目	単位	環境基準値	和泉市					
			③池上町			④池田下町		
			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
砒素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	#0.008	#0.007	*0.013	－	－	－
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1,1－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1,2－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,3－ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L 以下	－	－	－	*12	*23	*15
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,4－ｼﾞｵｷｻﾝ	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－

注1)測定地点の年間評価は平均値で行う。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。また、“#”は検出したが環境基準値以下、“*”は環境基準値を超えて検出を示す。
注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合測定を行うこととしている。
出典：「大阪府環境白書(2020 年版～2022 年版)」(令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－２１(3)　地下水質継続監視調査結果一覧

調査項目	単位	環境基準値	岸和田市					
			⑤西大路町			⑥-1 岸城町		
			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	―	―	―	―	―	―
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
砒素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	―	―	―	―	―	―
PCB	(mg/L)	検出されないこと	―	―	―	―	―	―
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	#0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	#0.035	*0.058	*0.065	*0.045	#0.040	*0.043
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	#0.001	#0.001	#0.002
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	#0.0010	#0.0007	#0.0010
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L 以下	―	―	―	#3.4	#4.1	#4.4
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	―	―	―	―	―	―
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	(mg/L)	0.05mg／L 以下	―	―	―	―	―	―

注1)測定地点の年間評価は平均値で行う。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。また、“#”は検出したが環境基準値以下、“*”は環境基準値を超えて検出を示す。
注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合測定を行うこととしている。
出典：「大阪府環境白書(2020 年版～2022 年版)」(令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－２１(4)　地下水質継続監視調査結果一覧

調査項目	単位	環境基準値	岸和田市					
			⑥-2 南町			⑦尾生町		
			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
砒素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	－	－	－	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	－	－	－
1,1,1－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	－	－
1,1,2－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	－	－	－
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	－	－
1,3－ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L 以下	#4.0	#3.7	#5.1	#5.0	#5.0	#5.4
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,4－ｼﾞｵｷｻﾝ	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－

注1)測定地点の年間評価は平均値で行う。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。また、“#”は検出したが環境基準値以下、“*”は環境基準値を超えて検出を示す。
注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合測定を行うこととしている。
出典：「大阪府環境白書(2020 年版～2022 年版)」(令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－２１(5)　地下水質継続監視調査結果一覧

調査項目	単位	環境基準値	岸和田市					
			⑧田治米町			⑨並松町		
			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	N.D	N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	#0.007	<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
砒素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	(mg/L)	0.002mg／L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	－	－	－
1,1,1－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	－	－
1,1,2－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	－	－	－
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	－	－
1,3－ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	－	－	－	#0.18	#0.13	#0.10
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,4－ｼﾞｵｷｻﾝ	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－

注1)測定地点の年間評価は平均値で行う。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。また、“#”は検出したが環境基準値以下、“*”は環境基準値を超えて検出を示す。
注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合測定を行うこととしている。
出典：「大阪府環境白書(2020 年版～2022 年版)」(令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－２１(6)　地下水質継続監視調査結果一覧

調査項目	単位	環境基準値	岸和田市					
			⑩-1 春木宮本町			⑩-2 春木宮川町		
			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
砒素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1,1－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1,2－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,3－ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L 以下	*11	#9.5	*12	#0.57	#0.78	#0.95
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,4－ｼﾞｵｷｻﾝ	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－

注1)測定地点の年間評価は平均値で行う。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。また、“#”は検出したが環境基準値以下、“*”は環境基準値を超えて検出を示す。
注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合測定を行うこととしている。
出典：「大阪府環境白書(2020 年版～2022 年版)」(令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－２１(7)　地下水質継続監視調査結果一覧

調査項目	単位	環境基準値	岸和田市					
			⑪塔原町			⑫稲葉町		
			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
カドミウム	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
全シアン	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
鉛	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
砒素	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
総水銀	(mg/L)	0.0005mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
PCB	(mg/L)	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.004mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.04mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1,1－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,1,2－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,3－ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	0.002mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チウラム	(mg/L)	0.006mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
シマジン	(mg/L)	0.003mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
セレン	(mg/L)	0.01mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg／L 以下	#7.9	*12	#8.2	－	－	－
ふっ素	(mg/L)	0.8mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
ほう素	(mg/L)	1mg／L 以下	－	－	－	－	－	－
1,4－ｼﾞｵｷｻﾝ	(mg/L)	0.05mg／L 以下	－	－	－	－	－	－

注1)測定地点の年間評価は平均値で行う。
注2)表中の“－”は測定なし、“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。また、“#”は検出したが環境基準値以下、“*”は環境基準値を超えて検出を示す。
注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合測定を行うこととしている。
出典：大阪府環境白書(2020 年版～2022 年版)」(令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－２２　ダイオキシン類地下水質調査結果(令和元年度～令和３年度)

(単位：pg-TEQ/L)

年度	調査地点	測定値	環境基準
令和元年度	和泉市室堂町	0.050	1 以下
令和２年度	和泉市舞町	0.050	
令和３年度	岸和田市土生滝町	0.085	

出典：「大阪府環境白書(2020～2022 年版)」(令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ)

４－２－３ 土壌環境

事業計画地周辺におけるダイオキシン類の土壌調査結果は表４－２－２３に、調査地点については図４－２－１３に示すとおりである。平成 23 年度～令和 3 年度において、和泉市 3 地点、岸和田市 15 地点で調査が実施されていた。なお、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

表４－２－２３　ダイオキシン類の土壌調査結果

（単位：pg-TEQ/g）

地点番号	年度	所在地	地点名	調査結果
1	平成 23 年	和泉市はつが野	はつが野 2 号公園	0.021
2		岸和田市南上町	南公園	1.1
3	平成 24 年	岸和田市大沢町	岸和田市立大沢山荘	0.00042
4		岸和田市流木町	岸和田市墓苑	20
5	平成 25 年	岸和田市東ヶ丘町	東ヶ丘第 3 公園	3.7
6	平成 26 年	和泉市黒鳥町	黒鳥山公園	0.61
7		岸和田市磯上町	新開地公園	4.5
8	平成 27 年	岸和田市土生町	旭公園	8.4
9		岸和田市上松町	上松台第一公園	6.8
10	平成 28 年	岸和田市荒木町	北公園	1.5
11	平成 29 年	岸和田市岡山町	黄金塚第 1 公園	10
12	平成 30 年	岸和田市内畑町	岸和田市立山滝中学校	0.063
13		岸和田市土生町	今池公園	0.43
14	令和元年	和泉市鶴山台	鶴山台惣ヶ池公園	9.1
15		岸和田市春木泉町	春木台場青少年広場	1.5
16	令和 2 年	岸和田市上松町	桜ヶ丘児童遊園	3.7
17	令和 3 年	岸和田市河合町	岸和田市立東葛城小学校	0.085
18		岸和田市上松町	桜ヶ丘児童遊園	4.9

注 1)表中の番号は、図４－２－１３に対応
注 2)環境基準：1000pg-TEQ/g 以下
出典：「大阪府環境白書　平成 24 年度～2022 年度」（令和 5 年 6 月閲覧、大阪府ホームページ）
「岸和田市環境白書　平成 23 年度～令和 3 年度」（令和 5 年 6 月閲覧、岸和田市ホームページ）

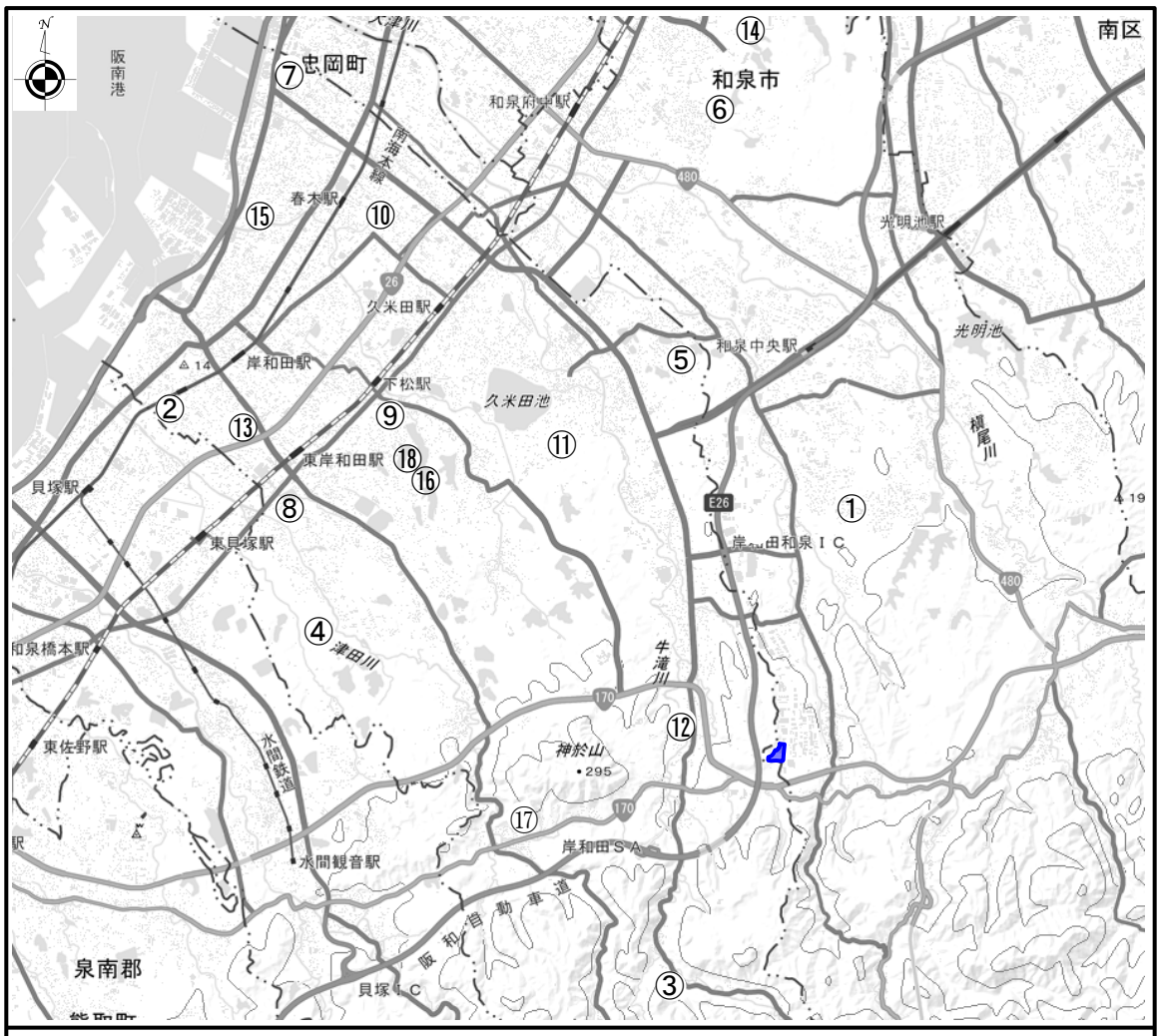

出典：国土地理院ウェブサイト

0　500　1000　1500m

：事業計画地

：土壌調査地点（記号中の番号は、表４－２－２３の地点番号と対応）

図４－２－１３　事業計画地周辺のダイオキシン類における土壌調査

４－２－４ その他生活環境

（１）騒音

①環境騒音（道路に面しない地域）

事業計画地周辺における環境騒音の調査結果は表４－２－２４に、調査地点は図４－２－１４に示すとおりであり、和泉市で５地点、岸和田市で４地点の計９地点で調査は実施されていた。

調査結果は、地点番号３及び地点番号８は環境基準値（夜間）を上回っていたが、その他の地点については環境基準値を下回っていた。

表４－２－２４　環境騒音調査結果

地点番号	測定場所		地域類型	騒音レベル（単位：ｄＢ）		環境基準値 ○：基準値以下 ×：基準値超過		支配的音源					
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間			夜間		
1	和泉市	まなび野	A	46	36	○	○	1	5	8	4	5	8
2		和気町４	A	52	41	○	○	1	4	8	1	4	8
3		室堂町	A	52	48	○	×	1	4	8	1	4	5
4		みずき台	A	53	36	○	○	1	4	8	1	4	5
5		小田町１	C	49	44	○	○	1	3	4	1	2	4
6	岸和田市	五軒屋町５	C	58	47	○	○	1	2	3	1	2	4
7		土生町 2-32	C	56	45	○	○	1	2	6	1	2	6
8		並松町 24	C	57	52	○	×	1	2	4	1	2	4
9		上野町東３	C	57	47	○	○	1	2	5	1	4	6

注 1）表中の番号は、図４－２－１４に対応
注 2）和泉市においては、平成 26 年度の調査結果である。（平成 27 年度～令和３年度は調査が実施されていない）
※一般地域に係る支配的音源コードについては以下に示すとおり。

コード	支配的音源	コード	支配的音源
1	自動車音	5	自然音
2	自動車以外の道路音	6	特殊音
3	工場･事業場音	7	その他の音
4	家庭音	8	不特定音

出典：「平成 26 年度　環境騒音モニタリング調査報告書」（令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ）
「令和３年度　環境騒音モニタリング調査報告書」（令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ）

②自動車騒音（道路に面する地域）

事業計画地周辺における自動車騒音の調査結果は表４－２－２５に、調査地点は図４－２－１４に示すとおりであり、和泉市で７地点、岸和田市で 10 地点の計 17 地点で調査は実施されていた。

調査結果は、地点番号２、地点番号８及び地点番号 14 では終日、環境基準値を上回っていた。その他の地点については環境基準値を下回っていた。

表４－２－２５　自動車騒音調査結果

地点番号	道路名	測定場所		車線数	道路端からの距離(m)	高さ(m)	地域類型	騒音レベル(単位:dB)		環境基準値 ○：基準値以下 ×：基準値超過	
								昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 26 号	和泉市	池上町 4-15	6	0.0	1.2	近	70	65	○	○
2	一般国道 170 号(新)		福瀬町	4	0.0	1.2	近	73	66	×	×
3	府道泉大津美原線(新)		上町	4	0.0	1.2	近	70	63	○	○
4	府道富田林泉大津線(新)		幸町 3-1	4	2.2	1.2	近	65	57	○	○
5	府道富田林泉大津線		阪本町	2	0.0	1.2	近	66	59	○	○
6	府道堺泉北環状線		伏屋町 3-21	4	0.0	1.2	近	66	57	○	○
7	府道三林岡山線(新)		いぶき野 4-6	4	0.0	1.2	近	69	62	○	○
8	一般国道 26 号	岸和田市	八阪町 1-4-7	6	0.0	1.2	近	75	69	×	×
9	一般国道 170 号(新)		内畑町 334-2	4	0.0	1.2	近	70	62	○	○
10	府道大阪臨海線岸		春木泉町 20-1	6	0.0	1.2	近	70	64	○	○
11	府道大阪泉泉南線		小松里町 598	2	0.0	1.2	近	67	59	○	○
12	府道岸和田港塔原線		野田町 2-20-18	4	0.0	1.2	近	68	60	○	○
13	府道岸和田港塔原線		相川町	2	0.0	1.2	近	61	51	○	○
14	府道岸和田牛滝山貝塚線(新)		三田町 81-1	4	0.0	1.2	近	75	69	×	×
15	府道堺阪南線		加守町 1-1-24	2	0.0	1.2	近	63	56	○	○
16	府道和気岸和田線		箕土路町 2-20	2	0.0	1.2	近	61	53	○	○
17	府道春木大町線(旧)		下池田町 1-3	2	0.0	1.2	近	65	58	○	○

注 1)表中の番号は、図４－２－１４に対応
注 2)地点番号 8 及び 14 については、道路交通振動調査も実施された。
出典：「令和 3 年度　環境騒音モニタリング調査報告書」（令和 5 年 6 月閲覧、大阪府ホームページ）

（２）振動

事業計画地周辺における道路交通振動測定の調査結果は表４－２－２６に、調査地点は図４－２－１４に示すとおりであり、岸和田市の 2 地点で調査は実施されていた。なお、和泉市における調査は、実施されていない。

調査結果は、すべての地点で要請限度を下回っていた。

表４－２－２６　道路交通振動調査結果

地点番号	道路名	測定場所	車線数	区域の区分	振動レベル(単位:dB)		要請限度値 ○：限度値以下 ×：限度値超過	
					昼間	夜間	昼間	夜間
8	一般国道 26 号	岸和田市八阪町 1-4-7	6	2	34	<30	○	○
14	府道岸和田牛滝山貝塚線(新)	岸和田市三田町 81-1	4	1	42	31	○	○

注 1)表中の番号は、図４－２－１４に対応
注 2)同地点において、自動車騒音調査も実施された。
出典：「令和 3 年度　環境騒音モニタリング調査報告書」（令和 5 年 6 月閲覧、大阪府ホームページ）

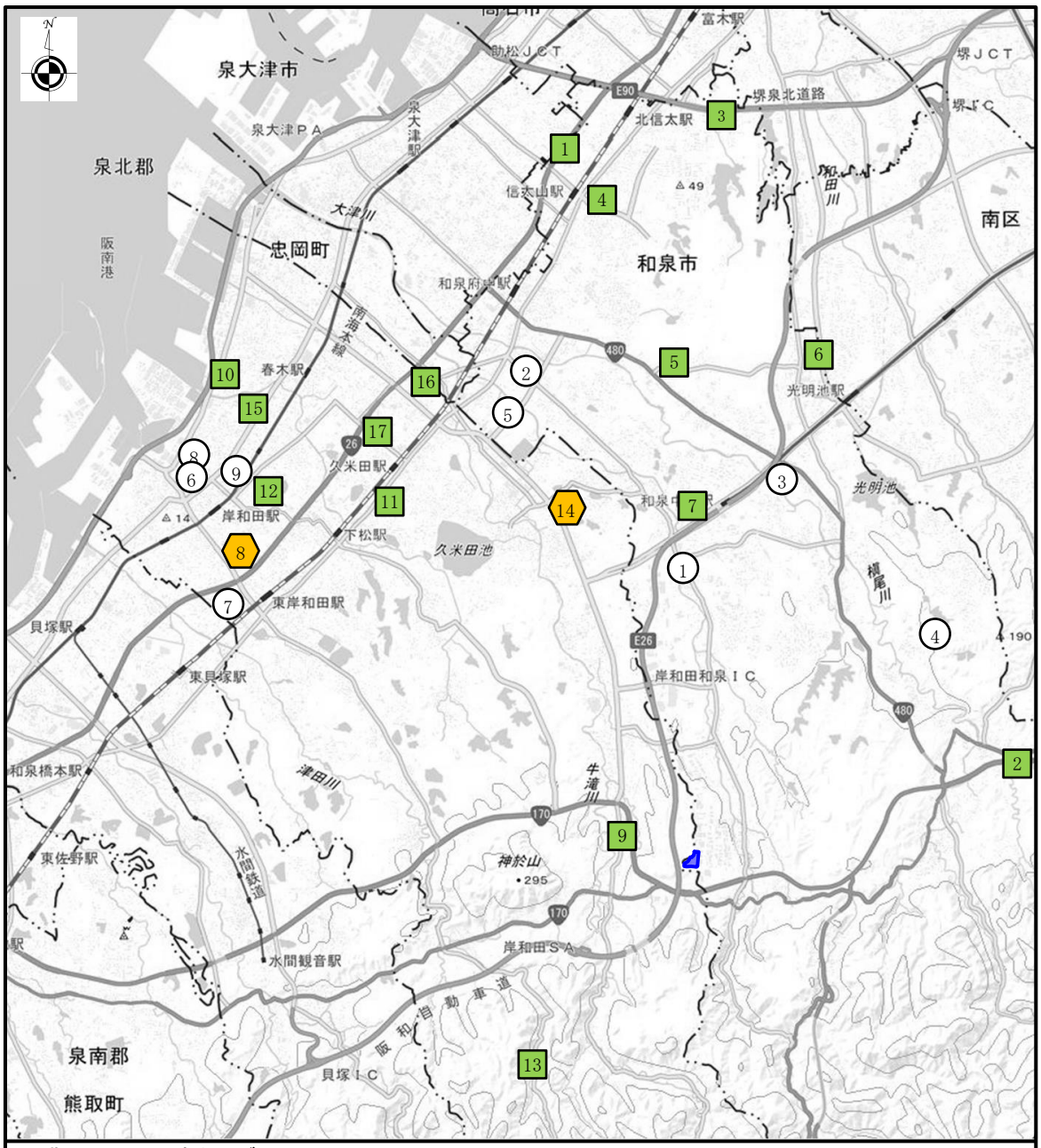

出典：国土地理院ウェブサイト

0　500　1000　1500m

：事業計画地

：環境騒音調査地点　（図中の番号は、表４－２－２４と対応）

：自動車騒音調査地点　（図中の番号は、表４－２－２５と対応）

：自動車騒音調査及び道路交通振動調査地点　（図中の番号は、表４－２－２６と対応）

図４－２－１４　事業計画地周辺の騒音･振動における調査地点

（３）低周波音

大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベルは、図４－２－１５に示すとおりである。高架道路沿道及び道路沿道が相対的に高い値であり、市街化調整区域及び住居専用地域が低い値となっていた。

また、低周波音による物的苦情に関する参照値は、表４－２－２７に示すとおりである。なお、低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、表４－２－２８に示すとおりであり、G特性音圧レベル(L_G)で92ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙである。

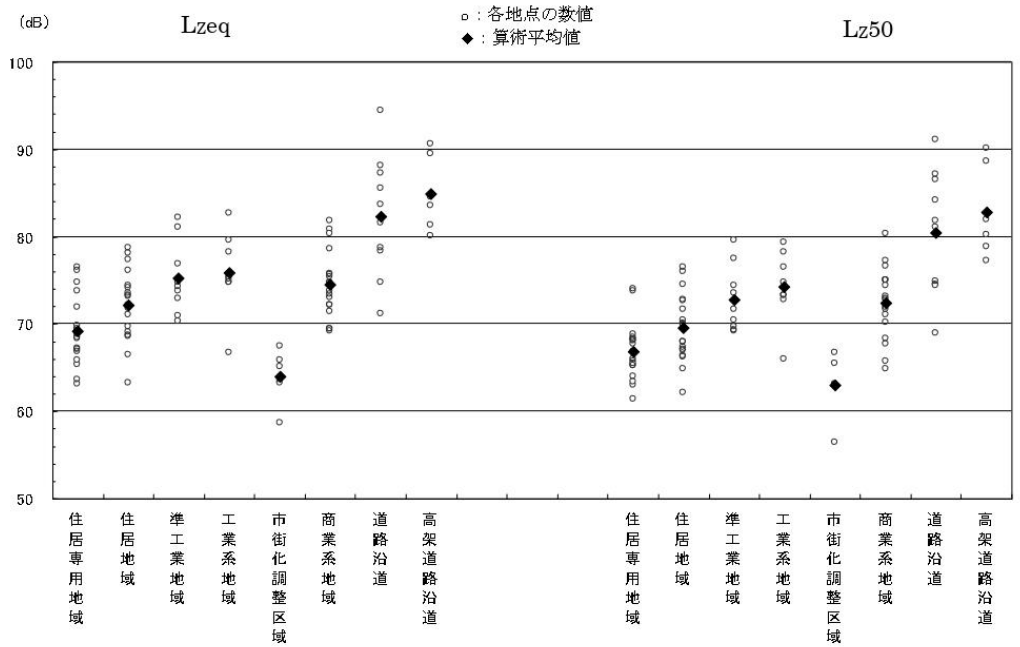

注 1)平成 14～16 年度に 93 地点で測定
注 2)図左側は、1～90Hz のオーバーオールの等価騒音レベル(L_{zeq})
注 3)図右側は、1～90Hz のオーバーオールの時間率騒音レベルの中央値(L_{z50})
注 4)両図とも平坦値(聴感補正なし)
出典：「大阪府環境白書　2022 年版」(令和 5 年 5 月閲覧、大阪府ホームページ)

図４－２－１５　大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

表４－２－２７　低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3 ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞ中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞ音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

出典：「低周波音問題対応の手引書　低周波音問題対応のための「評価指針」」(令和 5 年 6 月閲覧、環境省ホームページ)

表４－２－２８　低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞ中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞ音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

出典：「低周波音問題対応の手引書　低周波音問題対応のための「評価指針」」(令和 5 年 6 月閲覧、環境省ホームページ)

（４）公害苦情受付状況

令和３年度の和泉市及び岸和田市における公害の種類別苦情受付件数は、表４－２－２９に示すとおりである。

公害の種類別にみると、和泉市においても岸和田市においても騒音及び悪臭が多くなっていた。

表４－２－２９　公害の種類別苦情受付件数一覧

地域	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他
和泉市	18	1	0	0	9	0	8	0	0
岸和田市	152	12	8	0	31	2	47	0	52

出典:「和泉市の環境」（令和５年３月）（令和５年６月閲覧、和泉市ホームページ）
出典：「令和３年度岸和田市環境白書」（令和５年６月閲覧、岸和田市ホームページ）

４－３ 自然環境

４－３－１ 気象

事業計画地周辺の気象観測結果は、表４－３－１に示すとおりである。熊取地域気象観測所の平均気温はおよそ 16℃と温暖であり、降水量は年間約 1,022～1,750 ㎜程度である。また、堺地域気象観測所では、熊取地域気象観測所と比較して気温が高く、降水量は少なかった。

事業計画地周辺における一般環境大気測定局の風配図は、図４－３－１に示すとおりである。

表４－３－１　事業計画地周辺の気象観測結果

［熊取地域気象観測所］ 北緯 34 度 23.1 分　東経 135 度 21.0 分　標高 68m

年	降水量(㎜)	気温(℃)			平均風速(m/s)
		平均	最高	最低	
平成 30 年	1,750.0	16.3	36.1	-2.8	2.4
令和元年	1,380.0	16.4	36.1	-1.3	2.3
令和 2 年	1,535.0	16.5	35.4	-2.3	2.5
令和 3 年	1,638.0	16.4	34.6	-1.6	2.3
令和 4 年	1,022.5	16.5	36.7	-1.4	2.2
平均	1,465.1	16.4	35.8	-1.9	2.3

［堺地域気象観測所］ 北緯 34 度 33.3 分　東経 135 度 29.1 分　標高 20m

年	降水量(㎜)	気温(℃)			平均風速(m/s)
		平均	最高	最低	
平成 30 年	1,616.0	17.1	39.7	-2.8	1.7
令和元年	1,175.5	17.2	37.4	-2.3	1.7
令和 2 年	1,394.0	17.3	37.7	-2.1	1.7
令和 3 年	1,499.5	17.1	38.2	-1.3	1.7
令和 4 年	967.0	17.0	38.3	-2.7	1.7
平均	1,330.4	17.1	38.3	-2.2	1.7

出典：「気象統計情報」（令和 5 年 6 月閲覧、気象庁ホームページ）より作成

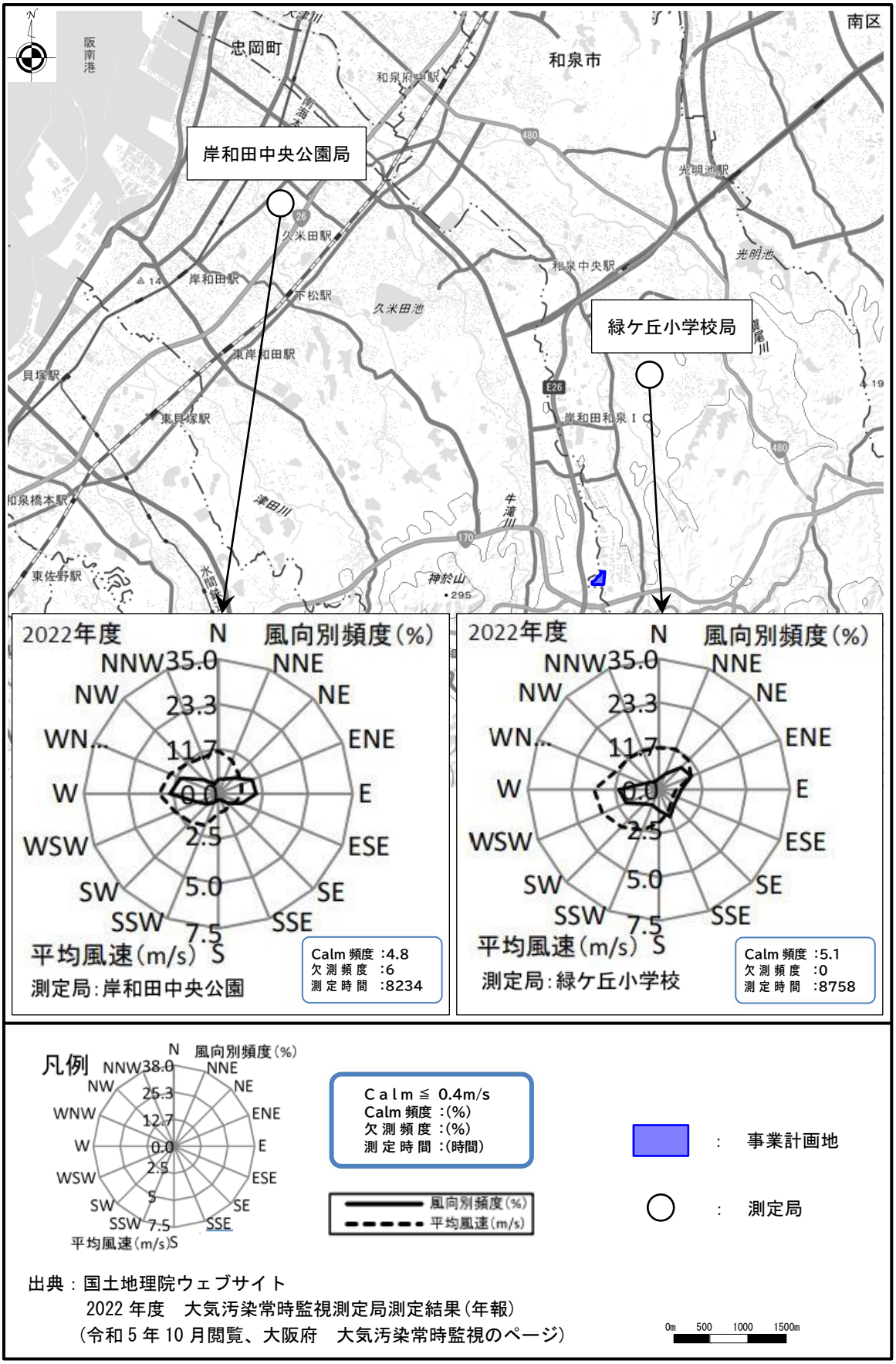

出典：国土地理院ウェブサイト
2022 年度　大気汚染常時監視測定局測定結果（年報）
（令和 5 年 10 月閲覧、大阪府　大気汚染常時監視のページ）

図４－３－１　事業計画地周辺における一般環境大気測定局の風配図

４－３－２ 地象

（１）地形

事業計画地周辺の地形分類は、図４－３－２に示すとおりである。

「国土地理院の地形分類図」によると、事業計画地周辺は主に、「切土地」「山地」「高い盛土地」により構成されている。また、北北東方向から南東方向及び南西方向に「氾濫平野」「台地･段丘」が位置している。なお、「日本の地形レッドデータブック第 1 集新装版」（平成 12 年、古今書院）によると、事業計画地周辺において、図４－３－３に示すとおり、保護上重要な地形は、「岸和田市福田の大阪層群模式地」が挙げられている。

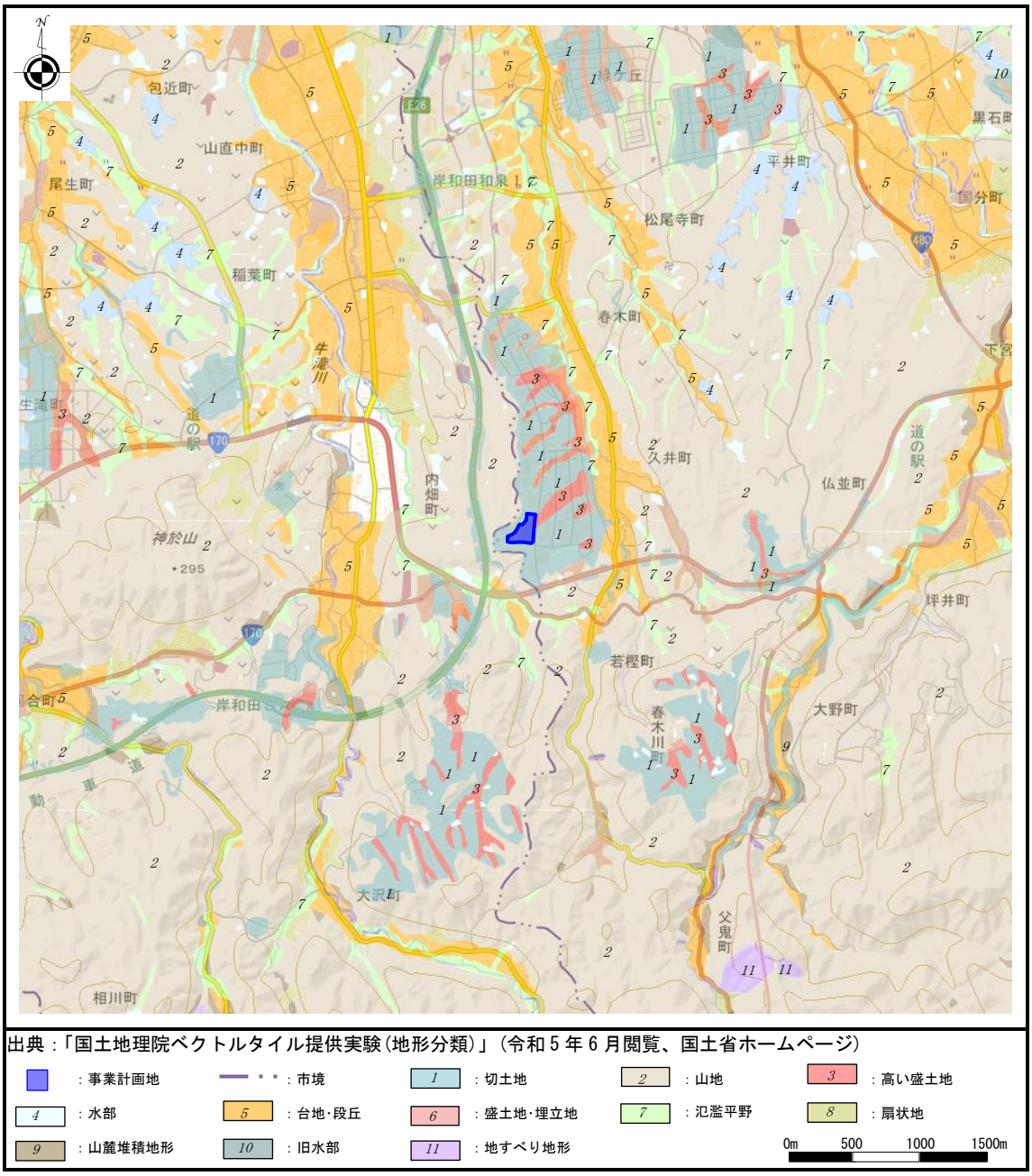

図４－３－２　事業計画地周辺の地形分類図

保存すべき地形	岸和田市福田の大阪層群模式地	
カテゴリーⅦ(その他の重要な地形)	ランクC(現在著しく破壊されつつある地形)	
選定基準③(多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形)		
保全状況:指定なし	地形図幅:岸和田東部	行政区分:岸和田市
地形の特性	大阪群層とは第三紀末－第四紀初めの地層で、当時の古環境を知るうえで欠くことができない。関西空港関連の開発によって破壊が進行した。	

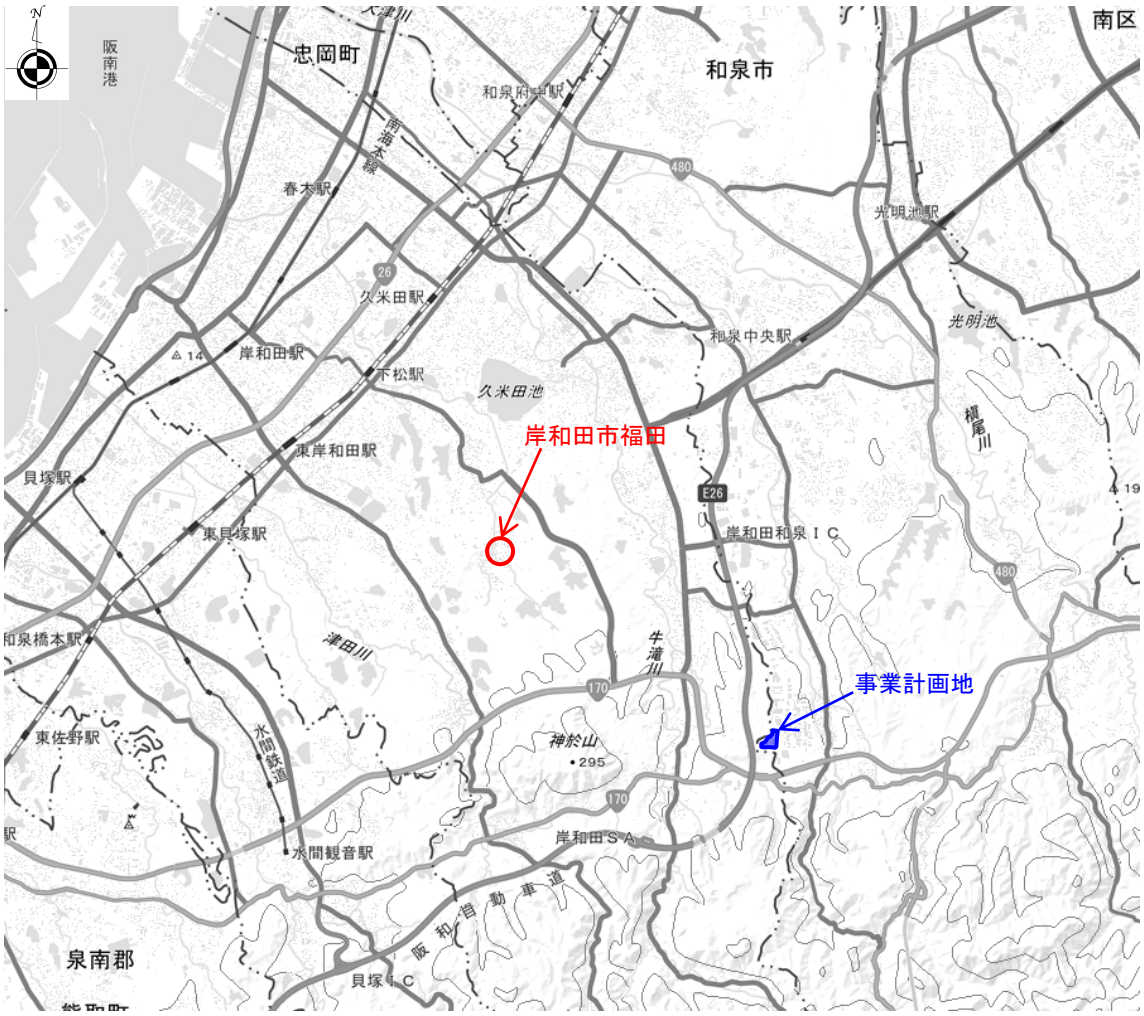

出典：国土地理院ウェブサイト
「日本の地形レッドデータブック第１集新装版」（平成 12 年、古今書院）

図４－３－３　保護上重要な地形

（２）地質

事業計画地周辺の表層地質は、図４－３－４に示すとおりである。

事業計画地周辺は、「地質図カタログ(産総研地質調査総合センターウェブサイト)」によると、「砂･礫及び･海成粘土及び淡水成粘土」及び「砂･礫及び淡水成粘土」からなっている。

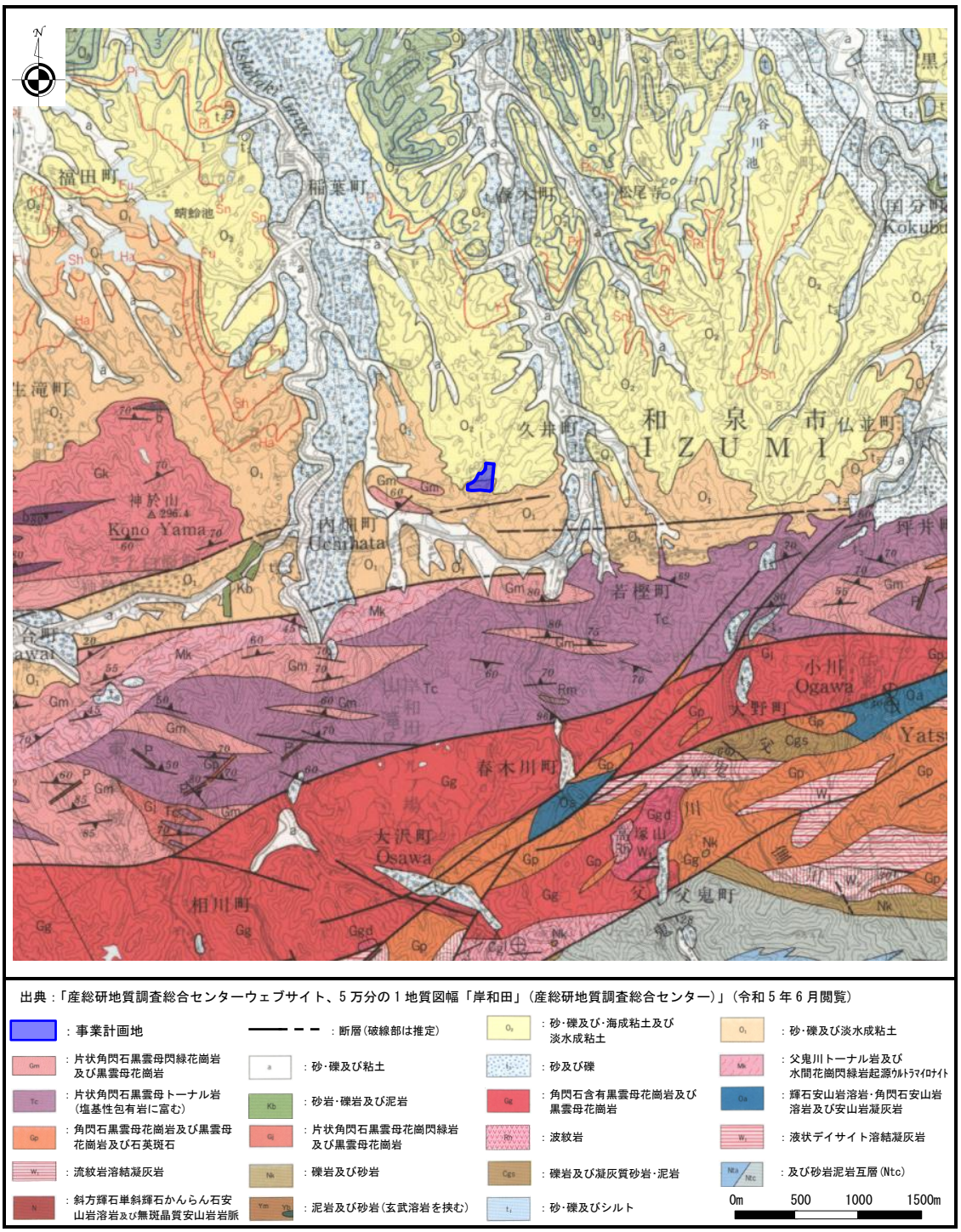

図４－３－４　事業計画地周辺の表層地質図

4－3－3 水象

事業計画地周辺における主な河川は、図４－３－５に示すとおりである。

事業計画地の西側には牛滝川が流れ、東側には牛滝川の支流である松尾川が流れている。さらに東側を流れる槇尾川と牛滝川が合流し、２級河川の大津川となり大阪湾に流れ込んでいる。

なお、現行施設の雨水排水については、和泉市テクノステージ内北側の調整池に一旦集水されたのち松尾川へ放流されている状況である。

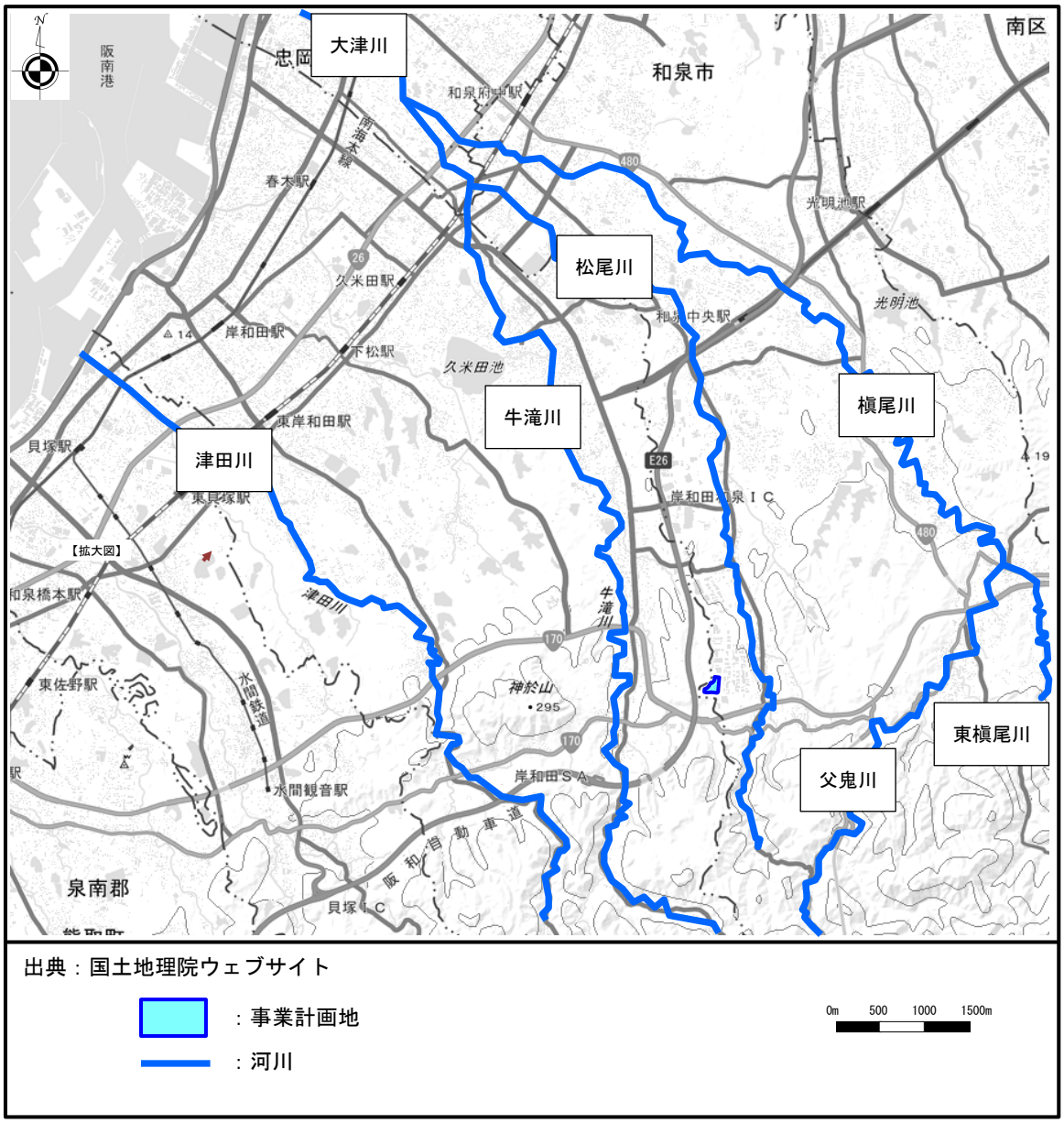

図４－３－５　事業計画地周辺の主な河川

４－３－４ 生態系

（１）動物

事業計画地周辺に生息する陸生動物の状況は、以下のとおりである。

哺乳類については、里山等に生息するノウサギ、ニホンアナグマ、カヤネズミ等の他、キクガシラコウモリ、ムササビ、キツネ等が確認されている。

鳥類については、市街地にも生息するスズメ及びムクドリ等、水辺を好むチュウサギ等のサギ類、イカルチドリ等のチドリ類、マガモ等のカモ類、平地から山地にかけて生息するコサメビタキ等のヒタキ類、猛禽類のハチクマ、オオタカ、サシバ、クマタカ等、多様な鳥類が確認されている。

爬虫類については、イシガメ、スッポン、トカゲ、カナヘビ、シマヘビ、ヒバカリ等が確認されている。

両生類については、主に丘陵地から山地等に生息するヤマトサンショウウオ及びコガタブチサンショウウオのほか、イモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル等が確認されている。

昆虫類については、ナニワトンボ及びオグマサナエ等のトンボ類、オオムラサキ等のチョウ類、ゲンジボタル等のコウチュウ類等が確認されている。

以上のとおり、事業計画地周辺には、和泉葛城山及び三国山等から成る和泉山脈、河川及び池沼、住宅地など多様な生息環境を反映した動物相が存在している。

出典：「生物多様性情報システム　自然環境保全調査」（令和５年６月閲覧、環境省ホームページ）
「岸和田市環境白書（平成 27 年度～令和２年度）」（令和５年６月閲覧、岸和田市ホームページ）
「和泉市の自然環境調査（平成 24 年～平成 29 年）」（令和５年６月閲覧、和泉市ホームページ）
「大阪府における保護上重要な野生生物」（令和５年６月閲覧、大阪府ホームページ）

（２）植物

事業計画地周辺の現存植生の状況は、図４－３－６に示すとおりである。

事業計画地は造成地であり、工業団地（テクノステージ和泉）の一角にある。事業計画地のすぐ西側は、モチツツジ―アカマツ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林となっているほか、周囲にはパッチ状に果樹園及び竹林が分布している。

「第２回自然環境保全基礎調査　植生調査報告書」（昭和 54 年、大阪府）によると、和泉葛城山において、自然植生は山頂にわずかに残存しているシラキ―ブナ群集及びクリ―ミズナラ群集のみであり、広く代償植生のスギ・ヒノキ・サワラ植林、モチツツジ-アカマツ群集となっている。

「令和２年度岸和田市環境白書」によると、事業計画地周辺で自然植生が残っている場所として、和泉葛城山頂のシラキ―ブナ群集や牛滝のシラカシ群落、意賀美神社のシイ林等が確認されている。

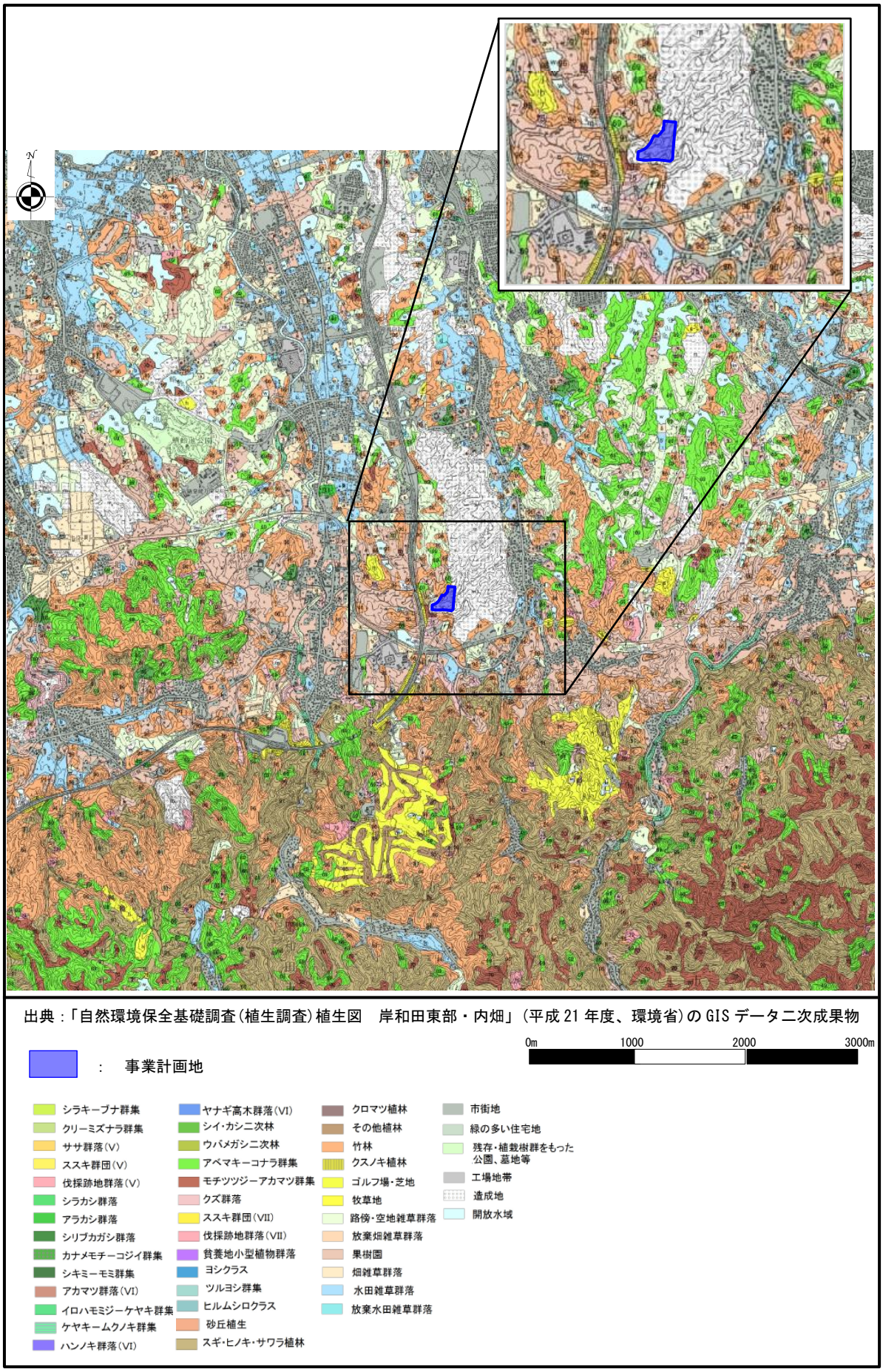

出典：「自然環境保全基礎調査（植生調査）植生図　岸和田東部・内畑」（平成 21 年度、環境省）の GIS データ二次成果物

図４－３－６　現存植生の状況

4－3－5 人と自然との触れ合いの活動の場

事業計画地周辺における主な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況は、図４－３－７に示すとおりである。

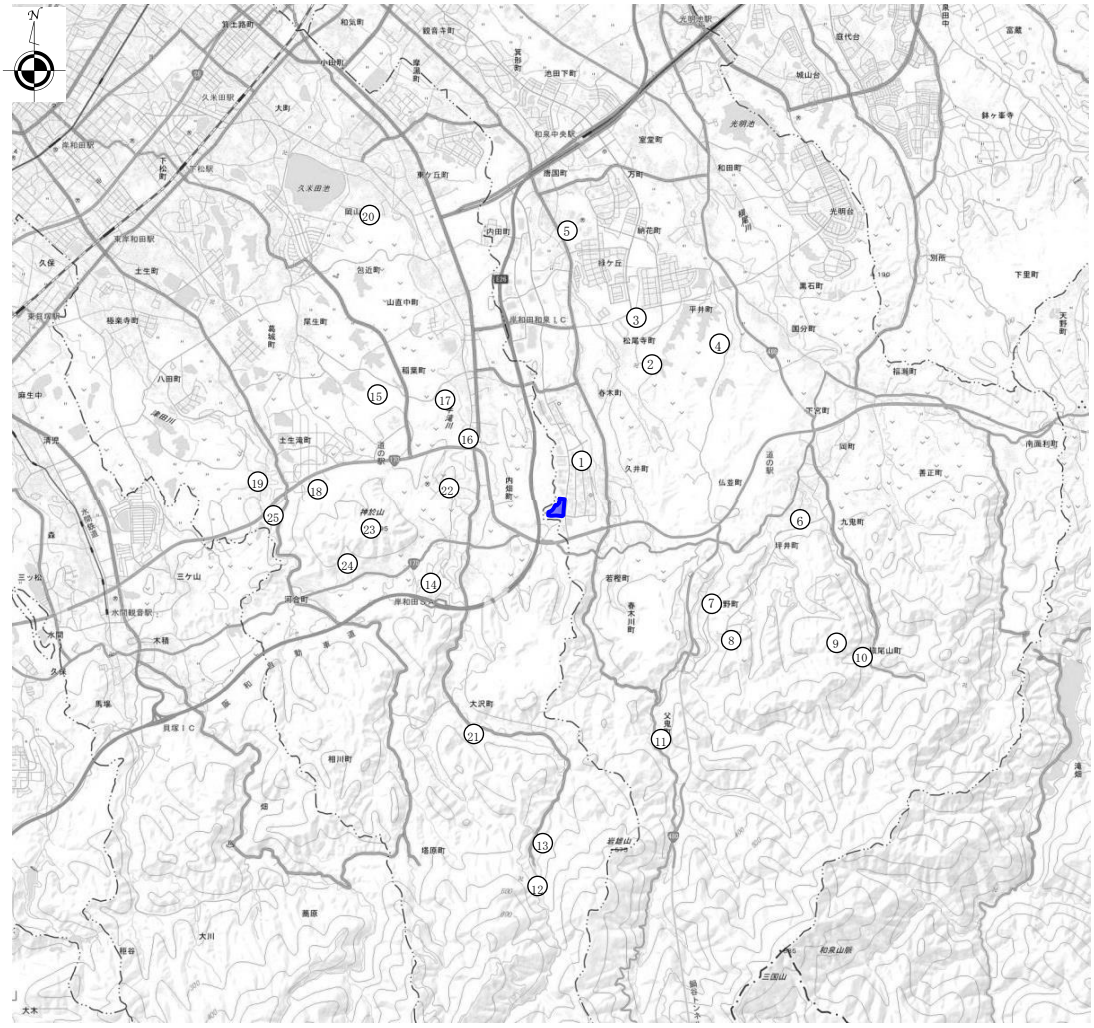

出典：和泉市観光特大マップ、岸和田市公式ウェブサイト（令和５年６月閲覧、和泉市･岸和田市ホームページ）

：事業計画地　　：市境

0　1000　2000　3000m

①コスモ中央公園	②松尾寺公園、松尾寺	③くすのき公園	④和泉リサイクル環境公園	⑤宮ノ上公園
⑥鳳林寺	⑦阿弥陀寺	⑧いずみふれあい農の里	⑨槙尾山グリーンランド（展望台）	⑩和泉市立青少年の家
⑪近畿自然歩道	⑫大威徳寺	⑬牛滝温泉	⑭岸和田観光農園	⑮蜻蛉池公園
⑯積川神社	⑰稲葉菅原神社叢	⑱意賀美神社･雨降りの滝	⑲奥家の椋	⑳岡山御坊跡
㉑大沢神社の杉	㉒山直神社	㉓神於山（展望台）	㉔神於寺	㉕北阪町観光農場

図４－３－７　人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

４－３－６ 自然景観

事業計画地周辺の自然景観は、図４－３－８に示すとおりである。

地域制緑地（農用地）および松尾寺公園、蜻蛉池公園、神於山地区自然再生事業地、意賀美神社自然環境保全地域が存在する。なお、事業計画地周辺は緑地保全区域や国定公園には指定されていない。

図４－３－８　事業計画地周辺の自然景観

4－3－7 洪水･内水氾濫

和泉市及び岸和田市の洪水ハザードマップは、図４－３－９(1)～(2)に示すとおりである。事業計画地において洪水、内水による被害の危険性は想定されていない。

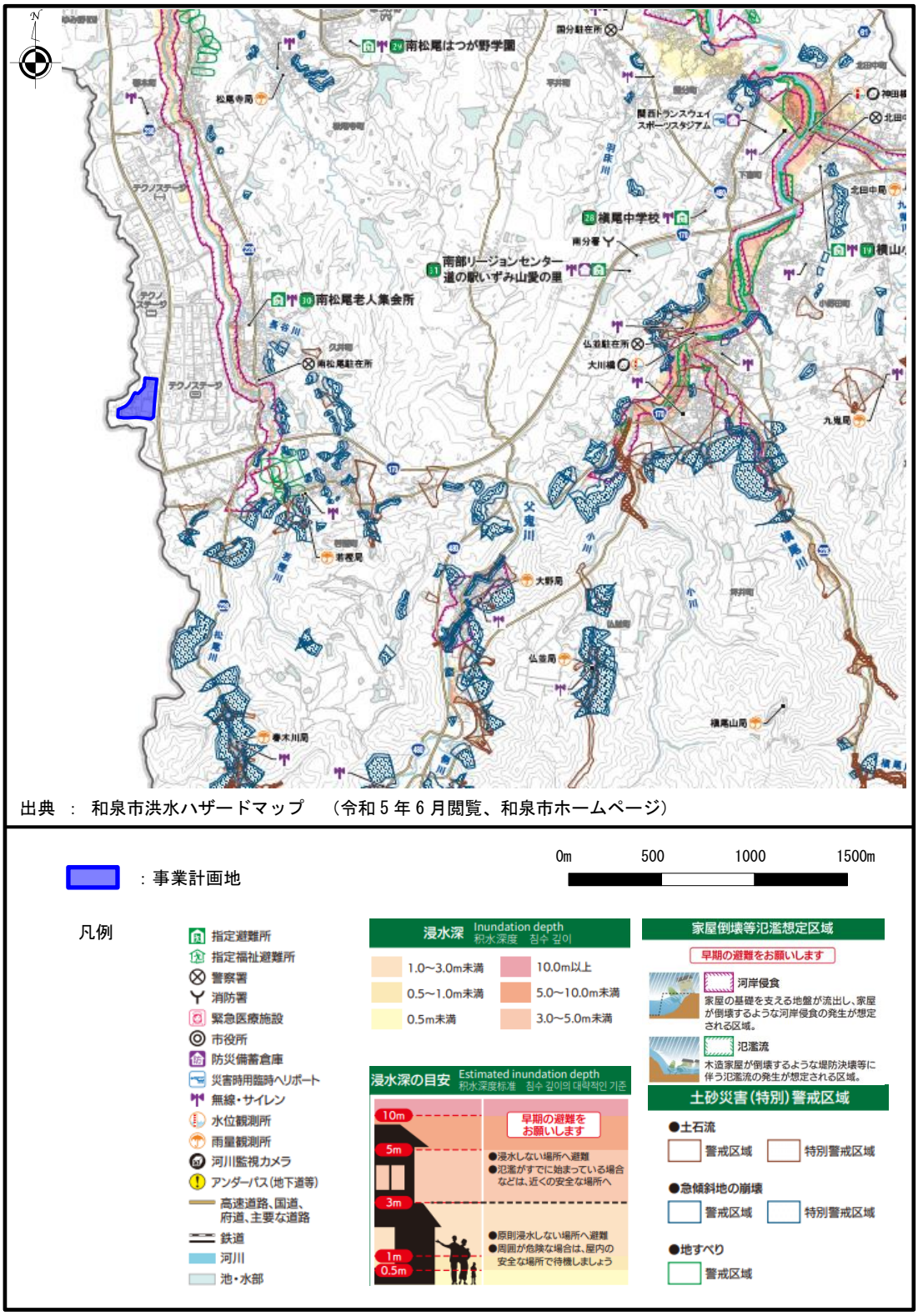

出典 ： 和泉市洪水ハザードマップ （令和５年６月閲覧、和泉市ホームページ）

図４－３－９(1)　和泉市洪水ハザードマップ

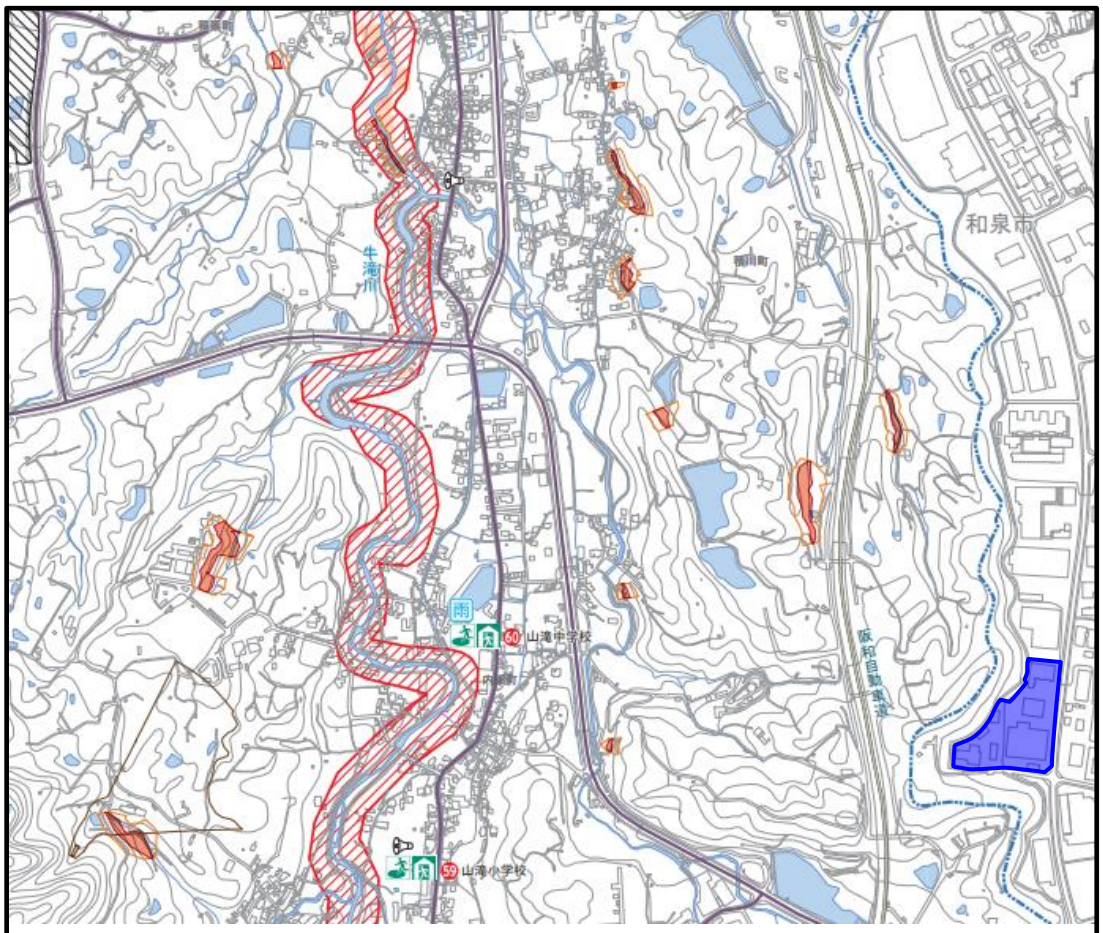

出典 ： 岸和田市総合防災マップ （令和５年６月閲覧、岸和田市ホームページ）

：事業計画地

0m 250 500 750m

凡例

施設
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所（番号は指定避難所一覧表（P53～57）に対応）
- 避難時要注意箇所（橋りょう）
- 避難時要注意箇所（地下道）
- 市役所
- 警察署・交番
- 消防署
- 病院
- 水位観測所
- 雨量観測所
- 防災行政無線
- 広域避難場所
- 主要道路
- 市界

最大浸水深（重ね合わせ最大）
- 10.0m以上
- 5.0～10.0m未満
- 3.0～5.0m未満
- 0.5～3.0m未満
- 0.5m未満
- 家屋倒壊等氾濫想定区域

土砂災害
- 急傾斜地
  - 土砂災害警戒区域
  - 土砂災害特別警戒区域
- 土石流
  - 土砂災害警戒区域
  - 土砂災害特別警戒区域

図４－３－９(2)　岸和田市洪水ハザードマップ

４－３－８ 高潮･高波

大阪府では、水防法の規定に基づき浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、高潮による浸水の危険性を府民に周知し府民による避難行動へとつなげるために「高潮浸水想定区域図」を公表している。「高潮浸水想定区域図について説明資料」（令和２年８月　大阪府港湾局）によると、高潮浸水シミュレーションにより浸水が想定される大阪府各市町の最大浸水面積は、表４－３－２に示すとおりである。

表４－３－２　浸水が想定される各市町の浸水面積

市区町	最大浸水面積(ha)
大阪市(計)	11,912.0
堺市(計)	2,931.5
岸和田市	650.1
豊中市	831.7
吹田市	440.3
泉大津市	922.0
貝塚市	450.7
泉佐野市	643.2
和泉市	12.3
高石市	844.2
泉南市	541.7
阪南市	115.7
泉北郡忠岡町	166.4
泉南郡田尻町	380.0
泉南郡岬町	188.0
計	21,029.7

注)浸水面積は、浸水深 1cm 以上となる範囲を集計し小数点以下第２位を四捨五入したものである。

４－３－９ 土砂災害

事業計画地周辺の土砂災害情報は、図４－３－１０に示すとおりである。

なお、事業計画地の近傍は、警戒区域は指定されていない。

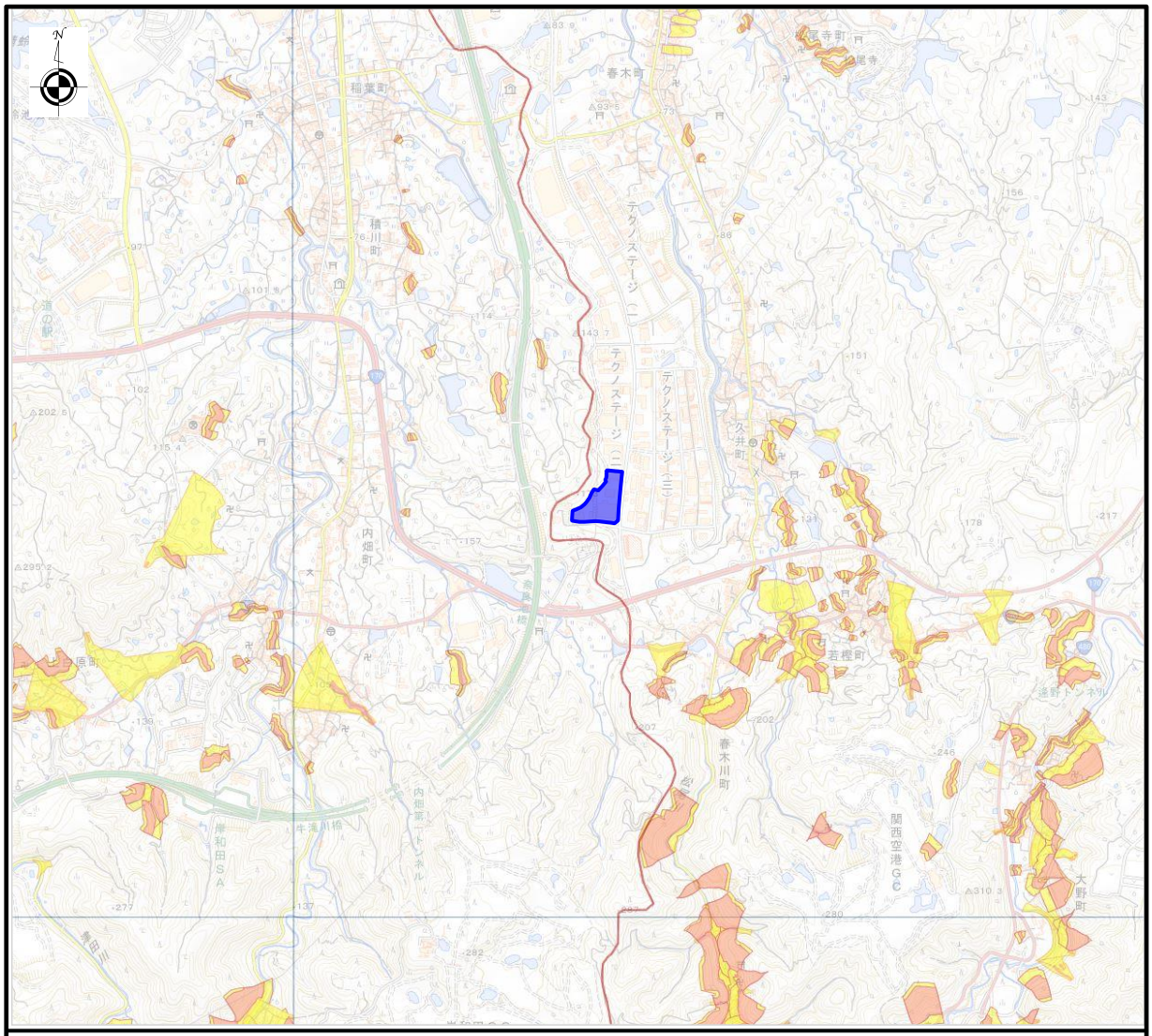

出典 ： 大阪府　土砂災害情報（令和５年８月閲覧、大阪府ホームページ）

：事業計画地

凡例　警戒区域・危険箇所等情報

急傾斜地の崩壊
- 特別警戒区域
- 警戒区域

土石流
- 特別警戒区域
- 警戒区域

地滑り
- 特別警戒区域
- 警戒区域

0m　500　1000　1500m

図４－３－１０　土砂災害の防災情報

４－３－１０ 暑熱

大阪府では 2005 年に、ヒートアイランド対策推進計画における優先対策地域(2000 年 8 月の人工衛星データから推定した地表面温度が 33℃以上の地域)を中心として、航空機から地表面温度を測定し、測定した地表面温度と人工排熱データ、土地利用データ、気象条件等のデータをあわせて解析し、地域における熱の特性と大きさの程度を求めた。その結果をもとに、大阪府域におけるヒートアイランド化の状況を 1km^2 毎にまとめたのが、図４－３－１１に示す熱環境(熱特性)マップである。なお、大気熱負荷の高い地域から類型 1(商業・業務集積地域)、類型 2(住宅地域)、類型 3(水面や緑地が多い地域)、類型 4(農地や山林が多い地域)と定められているが、事業計画地周辺は類型に定められていない。

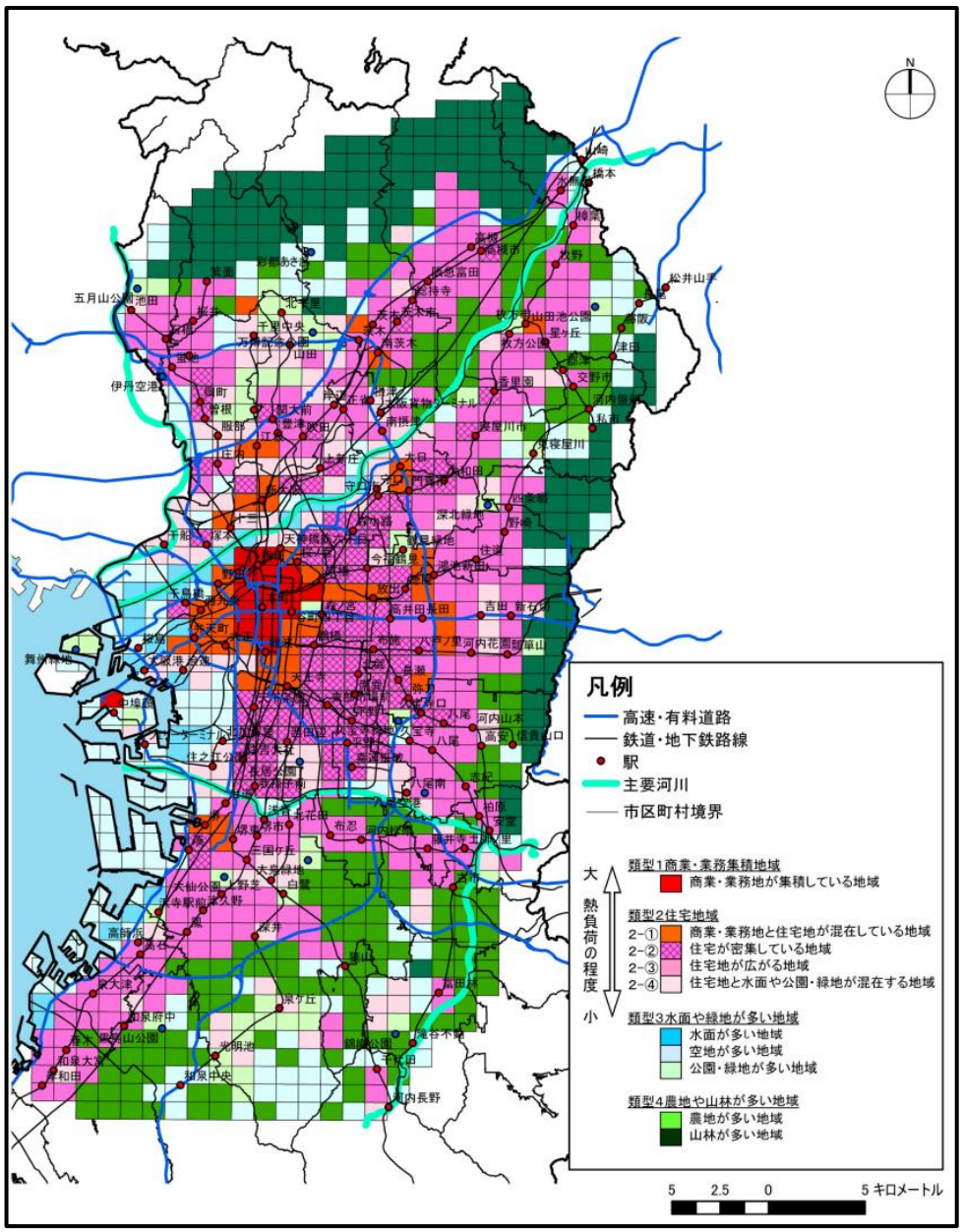

図４－３－１１　熱環境(熱特性)マップ

４－３－１１ 地震

和泉市及び岸和田市の地震ハザードマップによれば、両市域に影響を及ぼす可能性のある地震は、上町断層地震、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震とされている。この３つの地震が発生した場合に予測される想定震度は図４－３－１２(1)～(4)に示すとおりである。

上記３つの想定震度のうち、和泉市及び岸和田市で最も大きい震度が想定されるのは上町断層帯地震であり、事業計画地周辺ではこの地震の発生によって最大で震度６強以上の揺れが想定されている。

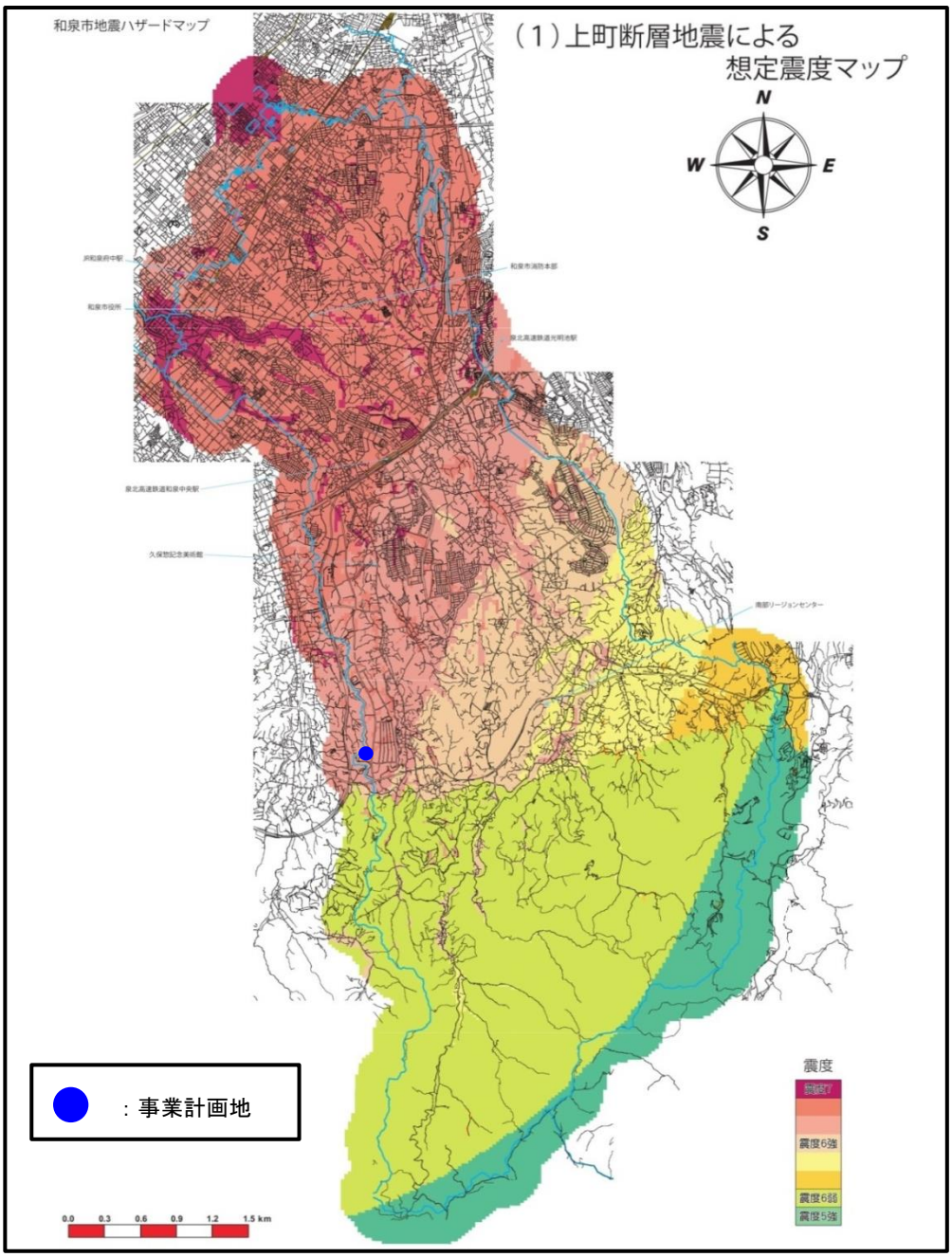

出典 ： 和泉市地震ハザードマップ（令和５年６月閲覧、和泉市ホームページ）

図４－３－１２(1)　上町断層地震による想定震度マップ

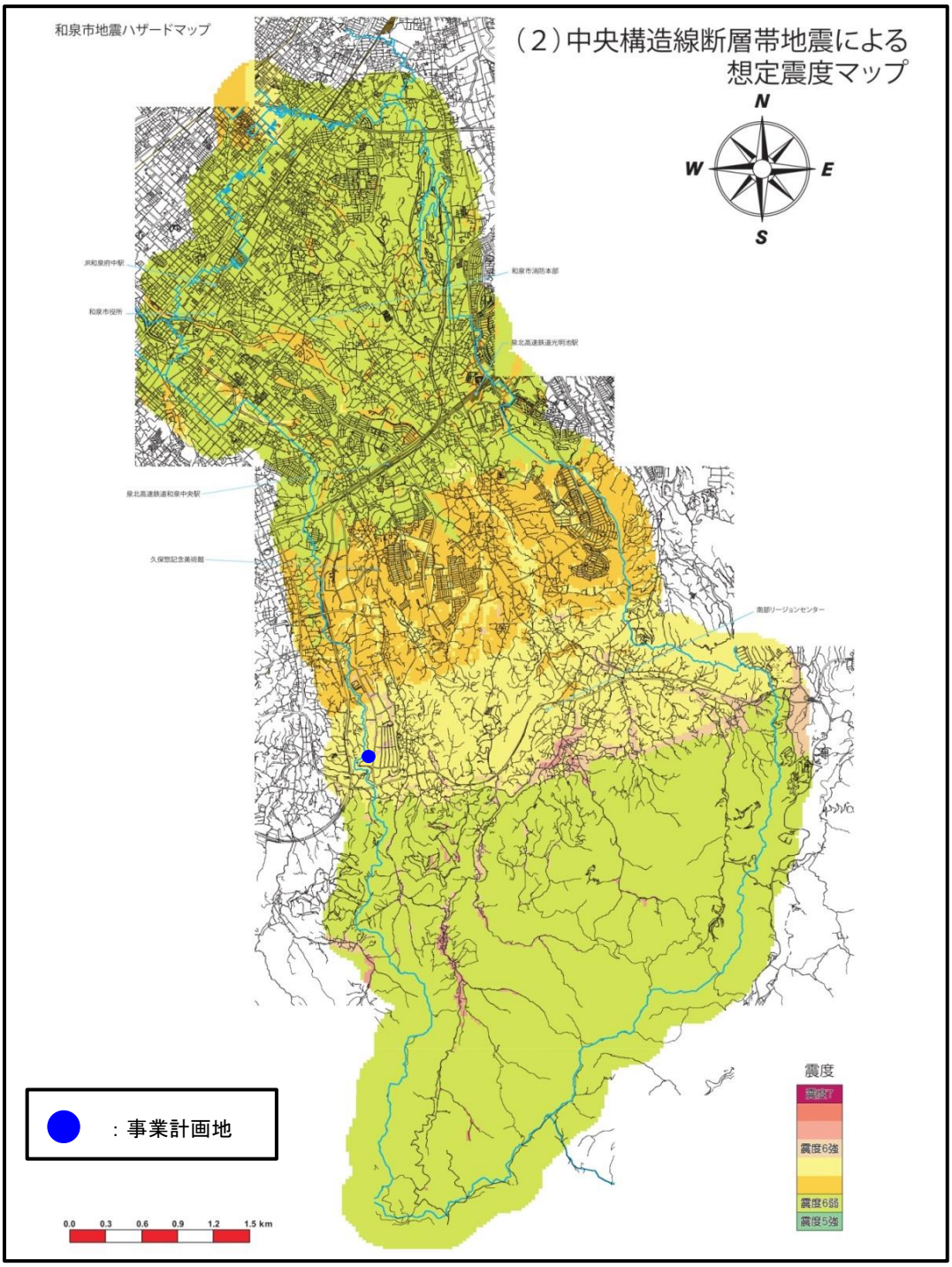

出典 ： 和泉市地震ハザードマップ （令和５年６月閲覧、和泉市ホームページ）

図４－３－１２(2) 中央構造線断層帯地震による想定震度マップ

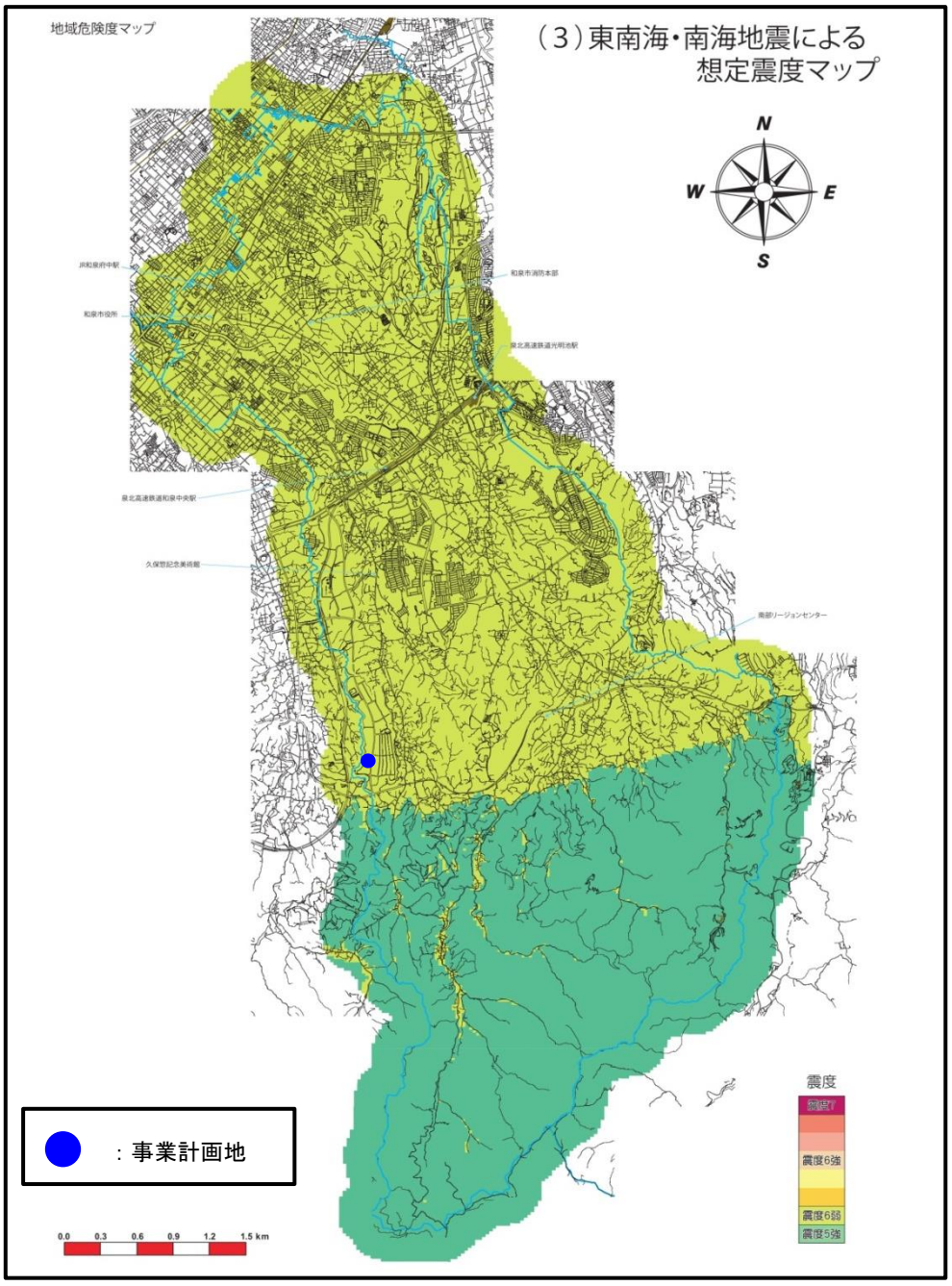

出典 ： 和泉市地震ハザードマップ （令和５年６月閲覧、和泉市ホームページ）

図４－３－１２(3) 東南海・南海地震による想定震度マップ

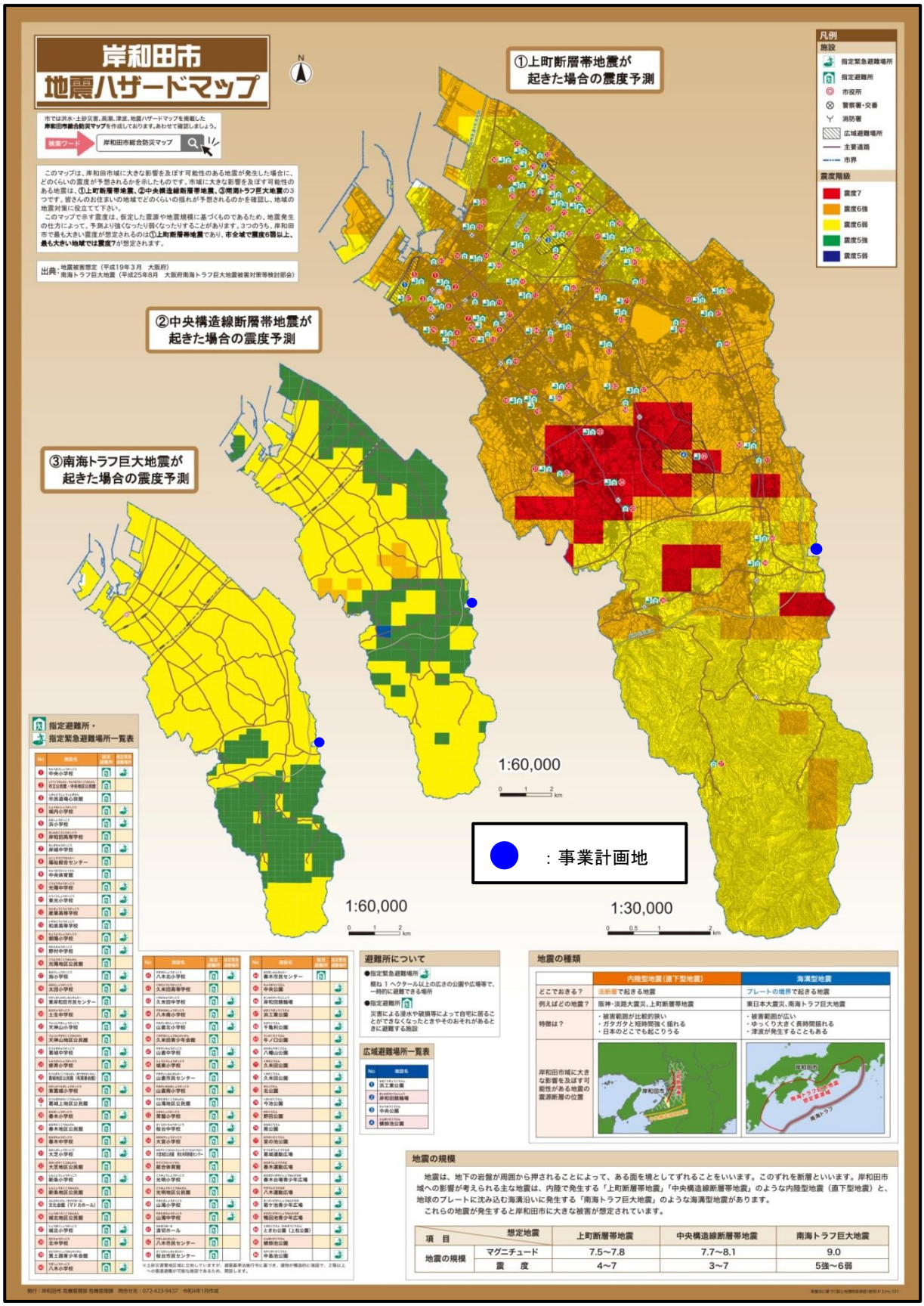

出典 ： 岸和田市地震ハザードマップ （令和５年６月閲覧、岸和田市ホームページ）

図４－３－１２(4) 岸和田市地震ハザードマップ

また、図４－３－１３は南海トラフ巨大地震で最大クラスの地震が発生した場合における大阪府の液状化可能性(PL 値)を表しており、事業計画地において液状化の可能性は想定されていない。

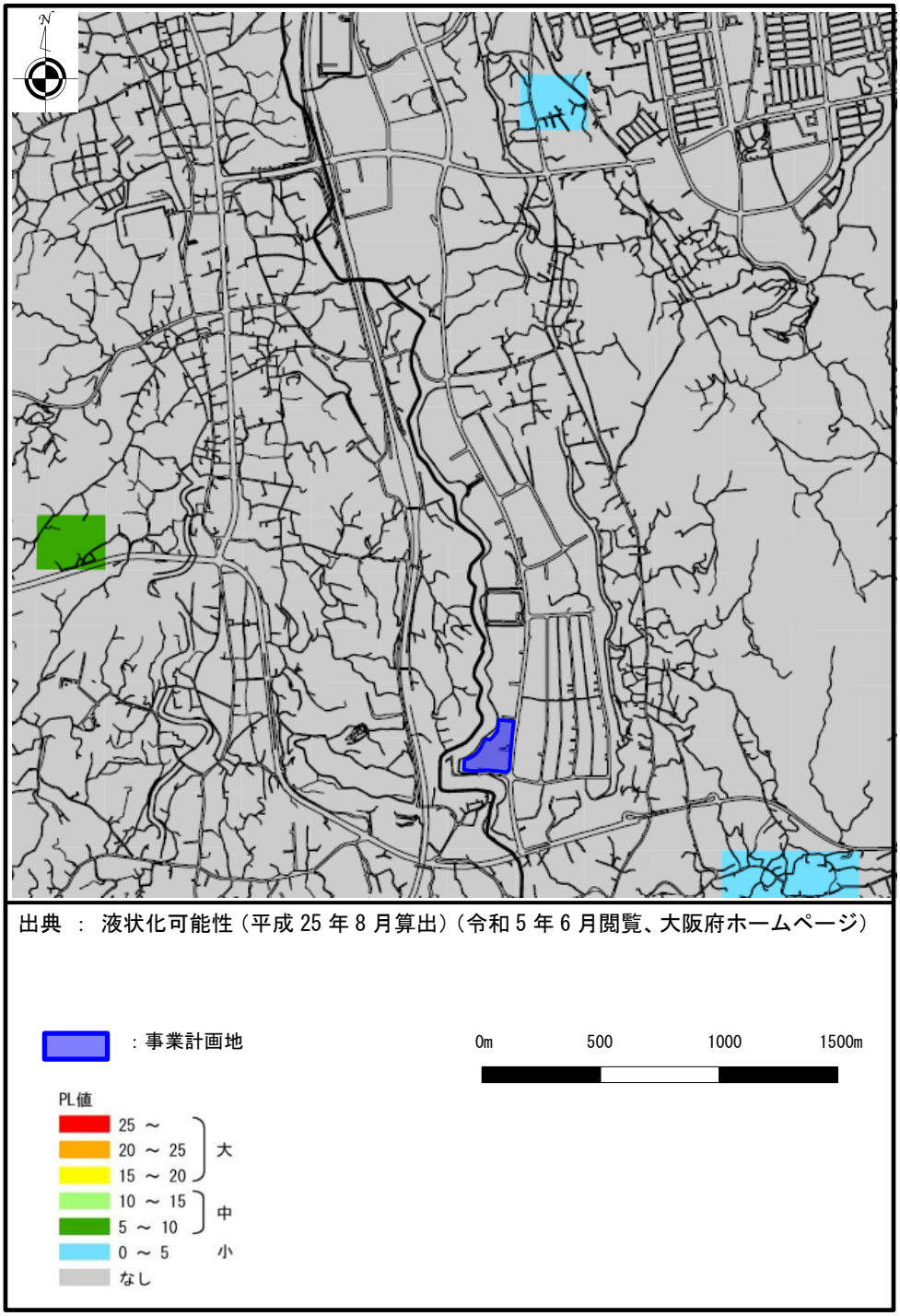

図４－３－１３　事業計画地における液状化の可能性

４－３－１２ 津波

大阪府では、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 8 条第 1 項に基づき、府域の津波浸水想定を設定し公表している。津波浸水想定による大阪府沿岸の市区町別の浸水面積、最大津波水位、最短到達時間は表４－３－３に示すとおりである。

表４－３－３　市区町別の浸水面積、最大津波水位、最短到達時間

市区町	浸水面積[注1)] (ha)	最大津波水位[注2)] (T.P.＋ m)	海面変動影響開始時間[注3)] (分)	地震発生後最短到達時間[注4)] (分)
大阪市　都島区	101 [＊]	－	－	－
大阪市　福島区	379 [＊]	－	－	－
大阪市　此花区	816 [30]	4.1 [4]	62	113 [113]
大阪市　西区	426 [＊]	－	－	－
大阪市　港区	620 [20]	4.5 [4]	61	114 [121]
大阪市　大正区	665 [＊]	4.6 [4]	65	117 [122]
大阪市　浪速区	193 [＊]	－	－	－
大阪市　西淀川区	840 [20]	4.3 [4]	66	116 [120]
大阪市　旭区	21 [0]	－	－	－
大阪市　城東区	259 [＊]	－	－	－
大阪市　西成区	499 [40]	－	－	－
大阪市　淀川区	756 [90]	－	－	－
大阪市　住之江区	1,174 [50]	5.1 [5]	68	110 [110]
大阪市　北区	322 [＊]	－	－	－
大阪市　中央区	21 [＊]	－	－	－
大阪市　住吉区	13 [0]	－	－	－
大阪市　鶴見区	41 [0]	－	－	－
堺市　堺区	774 [540]	4.2 [5]	66	110 [114]
堺市　西区	928 [580]	4.9 [5]	55	101 [106]
岸和田市	398 [360]	4.4 [5]	56	93 [95]
豊中市	1 [20]	－	－	－
吹田市	0 [＊]	－	－	－
泉大津市	521 [440]	4.4 [5]	58	95 [98]
貝塚市	124 [80]	3.7 [4]	31	88 [90]
泉佐野市	111 [70]	3.8 [4]	31	81 [84]
和泉市	2 [0]	－	－	－
高石市	716 [450]	4.8 [5]	52	102 [105]
泉南市	110 [50]	3.2 [4]	29	75 [77]
阪南市	47 [20]	3.6 [4]	28	68 [72]
忠岡町	97 [60]	4.3 [4]	55	94 [98]
田尻町	28 [20]	3.3 [4]	28	80 [83]
岬町	69 [70]	3.8 [4]	26	54 [59]
大阪府　合計	11,072 [3,050]	－	－	－

[　　]は、内閣府公表(平成24年8月29日)

注1)浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上。小数点以下第一位を四捨五入。内閣府公表は府域で浸水面積が最大となるケース④。10ha単位。*は10ha未満の浸水を表す。

注2)最大津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示。小数点以下第二位を切上げ。内閣府公表資料は、最大津波高（満潮位の時の標高、地殻変動考慮)。

注3)海面変動影響開始時間は、代表地点で地震発生直後に±20cmの変動が生じるまでの時間。

注4)最短到達時間は、＋1mの津波が襲来する時間。

４－４ 都市環境

４－４－１ 文化財

事業計画地周辺における文化財は、有形文化財及び記念物については表４－４－１(1)～(2)及び図４－４－１、埋蔵文化財については表４－４－２及び図４－４－２に示すとおりである。

事業計画地周辺には、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)、和泉市文化財保護条例(平成 8 年和泉市条例第 14 号)、岸和田市文化財保護条例(平成 8 年岸和田市条例第 22 号)に基づく登録又は指定文化財等が「有形文化財及び記念物」が 79 件、「埋蔵文化財」が 51 件存在する。

表４－４－１(1)　事業計画周辺における文化財の状況(有形文化財及び記念物)

番号	指定	分野	種別	種別２	名称	文化財所在地	指定年月日
1	国	国宝	美術工芸品	工芸品	青磁鳳凰耳花生	和泉市内田町(和泉市久保惣記念美術館)	M39.4.14
			美術工芸品	書跡等	歌仙歌合		S13.7.4
		重文	美術工芸品	絵画	紙本金地著色源氏物語図		H25.6.19
			美術工芸品	絵画	絹本著色孔雀経曼荼羅図		S54.6.6
			美術工芸品	書跡等	紙本墨書如意輪陀羅尼経		T7.4.8
			美術工芸品	書跡等	紙本墨書宝篋印陀羅尼経		T7.4.8
			美術工芸品	絵画	紙本墨画 布袋図		S11.5.6
			美術工芸品	絵画	紙本著色 伊勢物語絵巻		S14.5.27
			美術工芸品	絵画	紙本著色 十王経		S16.7.3
			美術工芸品	絵画	絹本著色 鍾馗図		S17.6.26
			美術工芸品	絵画	絹本著色 山崎架橋図		S27.7.19
			美術工芸品	絵画	絹本墨画 達磨図		S28.11.14
			美術工芸品	絵画	紙本著色 山王霊験記		T6.4.5
			美術工芸品	絵画	紙本著色 駒競行幸絵詞		S6.12.14
			美術工芸品	絵画	紙本墨画 枯木鳴鵙図		S10.4.30
			美術工芸品	工芸品	牡丹蝶鳥鏡		S28.11.14
			美術工芸品	工芸品	菊花双鶴鏡		S28.11.14
			美術工芸品	工芸品	蓬莱山方鏡		S28.11.14
			美術工芸品	工芸品	唐津茶碗(三宝)		S31.6.28
			美術工芸品	工芸品	黄瀬戸立鼓花生		S34.6.27
			美術工芸品	工芸品	梅花桧垣群雀鏡		S34.6.27
			美術工芸品	工芸品	響銅水瓶		S35.6.9
			美術工芸品	工芸品	鵲尾形柄香炉		S35.6.9
			美術工芸品	考古	画文帯神獣鏡		S47.5.30
			美術工芸品	書跡等	紙本墨書 伏見天皇宸翰宝篋印陀		S10.4.30
			美術工芸品	書跡等	紙本墨書法華経化城喩品		S10.4.30
			美術工芸品	書跡等	箔散料紙墨書法華経方便品		S10.4.30
			美術工芸品	書跡等	紙本墨書 一山一寧墨蹟		S14.5.27
			美術工芸品	書跡等	聖一国師墨蹟法語(蝋牋)		S29.11.14
			美術工芸品	書跡等	大覚禅師墨蹟上堂語		S31.6.28
			美術工芸品	書跡等	大字法華経薬草喩品		S34.6.27
			美術工芸品	書跡等	熊野懐紙藤原範光筆		S34.12.18
			美術工芸品	書跡等	貫之集下断簡		S35.6.9
			美術工芸品	彫刻	木造 胎蔵界八葉院曼荼羅刻出龕		S10.4.30
	府	府有形	美術工芸品	書跡等	松尾寺文書一括		S50.3.31
	市	市有形	美術工芸品	絵画	真言八祖像		H27.4.21
			美術工芸品	絵画	役行者像		H12.3.13
			美術工芸品	考古	槙尾山経塚出土品		H11.3.11
			美術工芸品	工芸品	独鈷杵		H29.4.14
			美術工芸品	工芸品	三鈷杵		H29.4.14

注)表中の番号は、図４－４－１に対応
出典：大阪府大阪府内指定文化財一覧表(令和５年５月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－４－１(2)　事業計画周辺における文化財の状況(有形文化財及び記念物)

番号	指定	分野	種別	種別２	名称	文化財所在地	指定年月日
2	府	府有形	美術工芸品	工芸品	不動明王及び二童子像	和泉市まなび野(和泉市いずみの国歴史館)	H29.4.14
	市	市有形	美術工芸品	工芸品	牡丹唐草文三足香炉		H27.4.21
		市有形	美術工芸品	典籍	大般若経		H30.3.8
		市有形	美術工芸品	彫刻	地蔵菩薩立像		H17.3.22
		市有形	美術工芸品	彫刻	千手観音立像		H17.3.22
		市有形	美術工芸品	彫刻	地蔵菩薩立像		H17.3.22
		市有形	美術工芸品	彫刻	慈恵大師坐像		H17.3.22
		市有形	美術工芸品	彫刻	大日如来坐像		H25.4.5
		市有形	美術工芸品	彫刻	銅造如来立像		R2.4.7
		市有形	美術工芸品	工芸品	桐雪持ち笹文様唐織小袖		H31.4.3
		市有形	美術工芸品	歴史	和泉市旧町村役場公文書		H23.3.23
		市有形	美術工芸品	典籍	大般若経		H29.4.14
		市有形	美術工芸品	古文書	黒鳥村中世文書(旧安明寺文書)		H28.5.13
		市有形	美術工芸品	考古	上町遺跡出土埴輪棺		H23.3.23
3	国	重文	建造物	建築物	積川神社 本殿	岸和田市積川町	T3.4.17
	府	府有形	美術工芸品	工芸品	積川神社 扁額		S45.12.7
			美術工芸品	彫刻	木造 男女神像		S45.12.7
	市	市天記	記念物	天然	積川神社の椋		S41.3.22
4	府	府有形	建造物	建築物	山直神社本殿	岸和田市内畑町	S48.3.30
	市	市天記	記念物	天然	山直神社社叢		S49.4.27
5	府	府天記	記念物	天然	松尾寺のやまもも	和泉市松尾寺町	S50.3.31
		府史跡	記念物	史跡	松尾寺境内		S45.12.7
		府有形	建造物	建築物	松尾寺金堂		S46.3.31
6	府	府天記	記念物	天然	松尾寺のくす		S48.3.30
7	府	府天記	記念物	天然	春日神社のまき	和泉市春木町	S49.3.29
8	市	市有形	美術工芸品	彫刻	千手観音立像	和泉市国分町	H30.3.8
9	市	市有形	美術工芸品	彫刻	大日如来坐像	和泉市平井町	H25.4.5
10	市	市天記	記念物	天然記	稲葉町薬師堂跡の榧	岸和田市稲葉町	S41.3.22
		市有形	建造物	工作物	稲葉町薬師堂跡		S31.8
11		市天記	記念物	天然	稲葉町菅原神社社叢		S49.4.27
12	府	府天記	記念物	天然	若樫のサクラ	和泉市若樫町	H17.1.21
13	市	市天記	記念物	天然	大沢神社の杉	岸和田市大沢町	S41.3.22
14	市	市天記	記念物	史跡	光忍上人塚古墳	岸和田市上白原	S31.5.15
15	市	市史跡	記念物	史跡	神於寺跡	岸和田市神於町	S31.8
16	市	市史跡	記念物	史跡	小金塚古墳	岸和田市岡山町	S52
17		市史跡	記念物	史跡	岡山御坊跡		S31.8
18	府	府天記	記念物	天然	山直大嶋邸のびゃくしん	岸和田市包近町	S45.2.20
19	国	重文	美術工芸品	書跡等	修善講式残簡	和泉市仏並町	S42.6.15
20	市	市有形	美術工芸品	彫刻	弥勒菩薩坐像	和泉市春木町	H23.3.23

注)表中の番号は、図４－４－１に対応

出典：大阪府大阪府内指定文化財一覧表(令和５年５月閲覧、大阪府ホームページ)

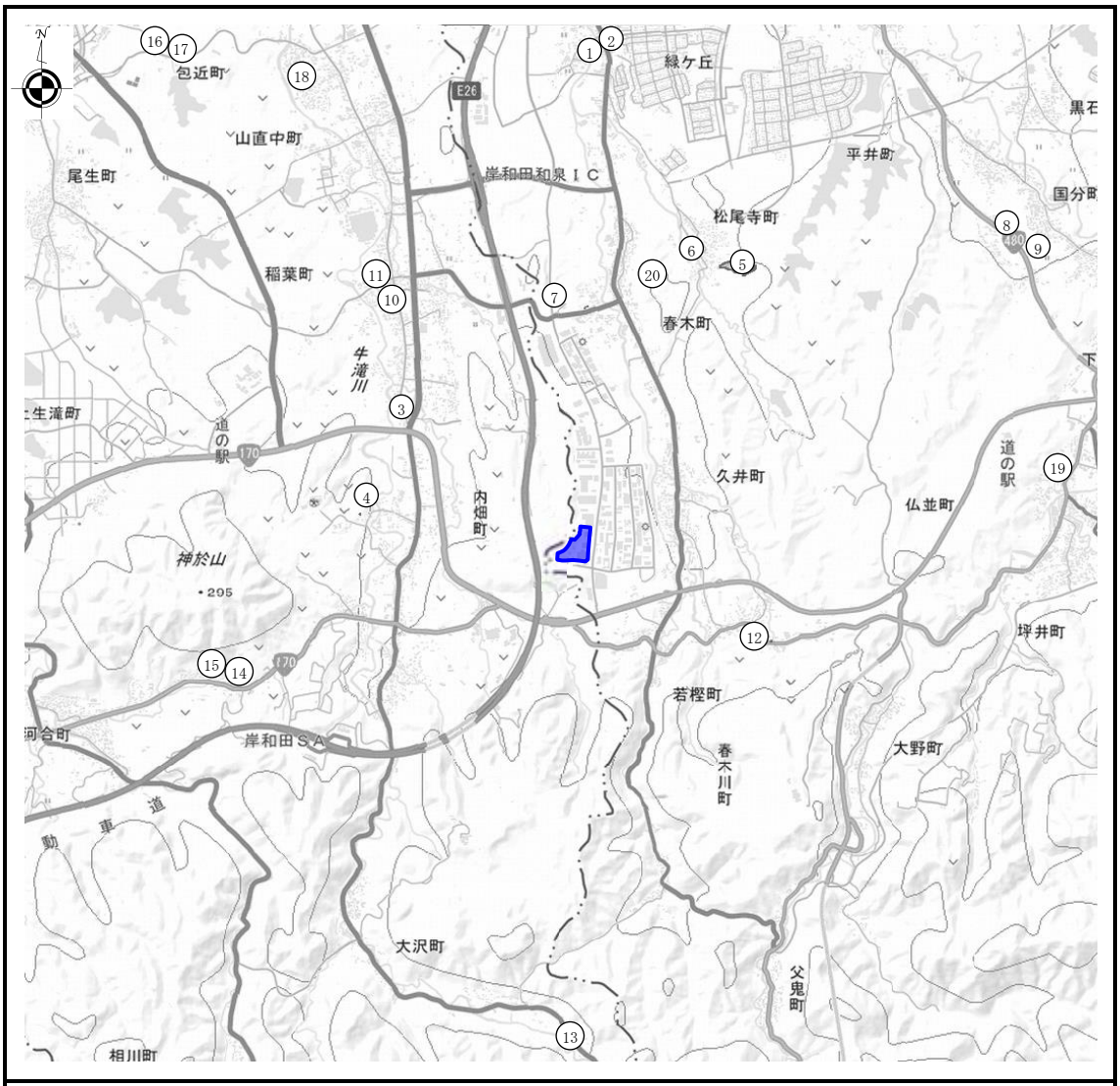

出典：大阪府地図情報システム（令和５年５月閲覧、大阪府ホームページ）

：事業計画地　　：市境

0m　1000　2000　3000m

①、③～⑳　：指定文化財

②　　：有形文化財

（図中の番号は表４－４－１(1)～(2)の番号に対応）

図４－４－１　事業地周辺における文化財の状況（有形文化財及び記念物）

表４－４－２　事業計画周辺における文化財の状況（埋蔵文化財）

番号	市名	文化財名称	種類
1	岸和田市	水込遺跡	集落跡
2		黒石遺跡	集落跡
3		儀平山古墳	古墳
4		山直中遺跡	集落跡
5		土居城跡	城館跡
6		蓮華光寺跡	社寺跡
7		石塚古墳	古墳
8		芝ノ垣外遺跡	集落跡
9		土井ノ木遺跡	集落跡
10		中之社遺跡	集落跡
11		宮の後遺跡	集落跡
12		積川廃寺	社寺跡
13		稲葉城跡	城館跡
14		稲葉墓地	その他
15		堂ヶ峰廃寺	社寺跡
16		神ノ木山遺跡	散布地
17		西方寺遺跡	散布地
18		沢峰遺跡	散布地
19		具足遺跡	散布地
20		上白原遺跡	散布地
21		山直神社遺跡	散布地
22		山直墓地	その他
23		内畑城跡	城館跡
24		神於銅鐸出土地	その他（銅鐸出土地）
25		神於寺瓦窯跡	生産遺跡
26		神於寺跡	社寺跡
27		光忍上人塚古墳	古墳
28		河合古墳	その他
29		河合城跡	城館跡
30		大沢城跡	城館跡
31		勝福寺跡	社寺跡
32		転法輪寺跡	社寺跡
33		神福寺跡	社寺跡
34		どぞく遺跡	集落跡
35		箱谷古墳	古墳
36		赤山古墳群	古墳
37		尾生遺跡	集落跡
38		たな川塚古墳	古墳
39		福田城跡	城館跡
40		意賀美神社遺跡	集落跡
41		南ノ坊古墳	古墳
42	和泉市	大床遺跡	散布地
43		春木庄遺跡群	散布地
44		松尾寺境内	社寺跡
45		和泉丘陵 A63 地点遺跡	散布地
46		和泉丘陵 A54 地点遺跡	散布地
47		陶邑窯跡群 谷山池地区	生産遺跡
48		和泉丘陵 B8 号古墳	古墳
49		和泉丘陵 B7 号古墳	古墳
50		和泉国分寺跡	社寺跡
51		黒石古墳群	古墳

注）表中の番号は、図４－４－２に対応
出典：大阪府地図情報システム（令和５年５月閲覧、大阪府ホームページ）

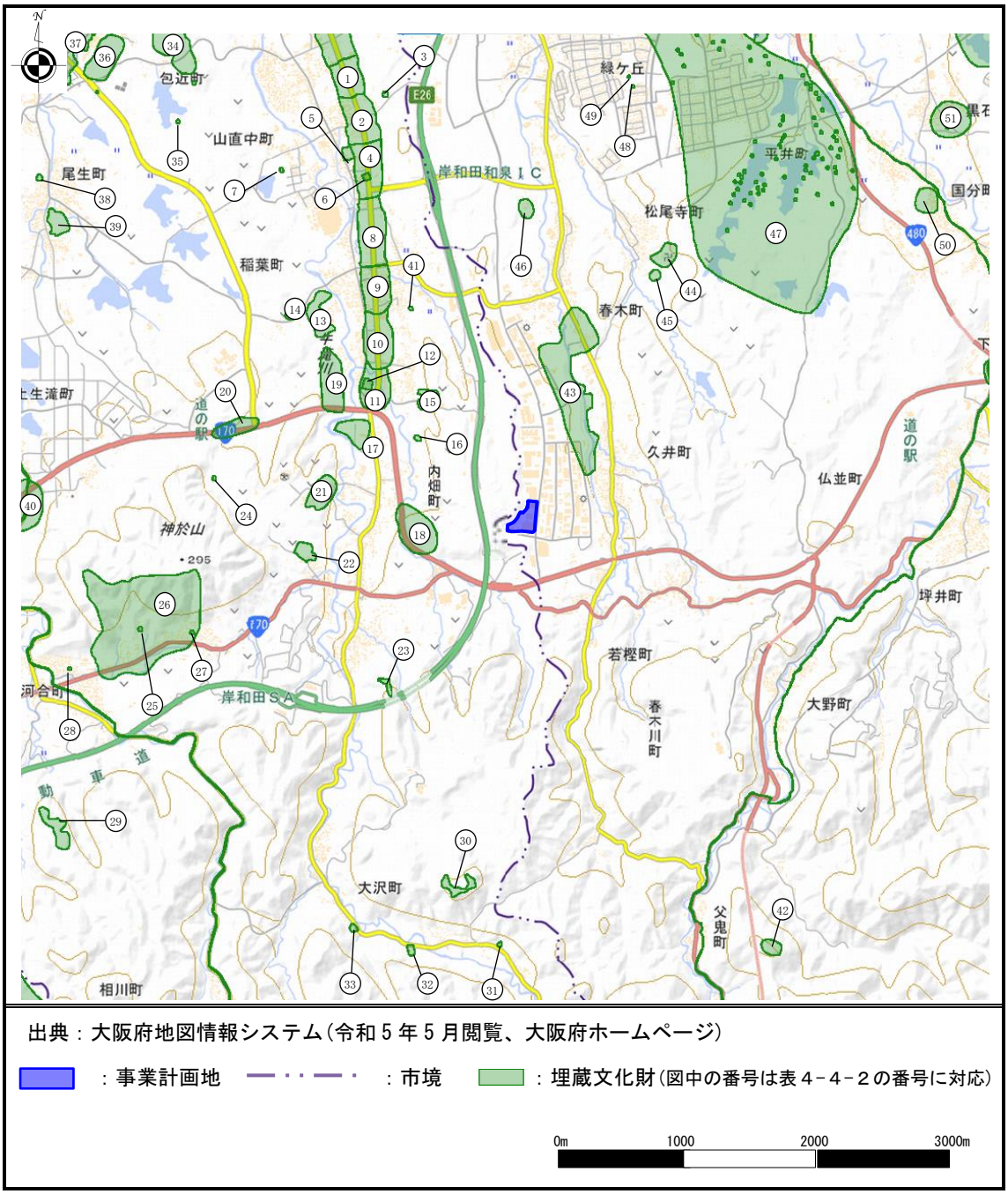

出典：大阪府地図情報システム（令和５年５月閲覧、大阪府ホームページ）

：事業計画地　：市境　：埋蔵文化財（図中の番号は表４－４－２の番号に対応）

0m　1000　2000　3000m

図４－４－２　事業地周辺における文化財の状況（埋蔵文化財）

４－４－２ 景観

（１）都市景観

「大阪府景観計画」(平成 20 年策定)および「和泉市公式ホームページ」(令和 5 年 5 月閲覧、和泉市ホームページ)によると、事業計画地は、大阪府の景観計画区域のいずれにも該当しない景観計画区域外にあたる。

なお、和泉市景観計画(素案)によると、事業計画地は丘陵･台地景観ゾーンの新市街地景観エリアに位置し、和泉市の「和泉コスモポリス地区地区計画」(最終変更:平成 18 年 3 月 17 日市告第 62 号)の区域内に位置する。

「和泉コスモポリス地区地区計画」によると、地区計画の目標として、世界をリードする先端技術産業の育成を目指し、和泉中央丘陵西部地区等との連携を図った内陸部の緑豊かで快適な環境の中の産業団地(テクノパーク)の形成を目標とし、周辺の自然環境と調和した内陸型で環境に優しい都市型工業や研究開発機能を中心とした産業団地づくりを目指すとされている。

また、整備方針として、道路･公園･緑地については土地区画整理事業により整備されるので、これらの機能･環境が損なわれないよう維持･保全を図り、優れた街並みや良好な産業団地環境を形成するため、建築物の用途、規模、配置、高さ、形態又は意匠、垣又は柵の構造等に留意して整備を行うよう方針として定められている。なお、地区整備計画は表４－４－３に示すとおりである。

事業計画地に隣接する岸和田市は、「岸和田市景観形成基本方針」(平成 20 年 11 月策定)により、景観形成の基本目標「豊かな自然環境と歴史的環境が織り成す『個性的快適環境都市』の創生」を実現するため、景観形成の方針が定められている。また、岸和田市景観計画において、事業計画地北西側は、残された自然と農村集落景観の保全を目標にした「里の景観区」、南西側は、自然環境の保全と自然に親しむ機会の増大を目標にした「自然緑地景観区」に指定されている。

表４－４－３　和泉コスモポリス地区地区計画の地区整備計画

建築物等に関する事項	
建築物等の用途の制限	工場のうち次に掲げるものは建築してはならない。 1. 石油精製業 2. パルプ製造業、化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油化学系基礎製品製造業（一貫して誘導品を製造するものを含む。）コークス製造業、セメント製造業並びに電気供給業
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の最低敷地面積は 1500 ㎡とする。 ただし、公共公益施設については、市長が止むを得ないと認めた場合はこの限りではない。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は次のとおりとする。 ただし、公共公益施設については、市長が止むを得ないと認めた場合はこの限りではない。 1. 唐国久井線道路境界線については 5m以上とする。 2. その他区画道路境界線については 2m以上とする。
建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの限度は 30mとする。 ただし、階段室、昇降機塔、塔屋、屋窓、その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さが 5mまでは当該建築物の高さに算入しない。
建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物等の外観は周辺環境と調和するものとする。 2. 敷地内の広告物又は看板(建築物に設置するものを含む)は自己の用に供するもの(府自家用広告物許可基準で定義されるもの)に限定するとともに、次のいずれかに該当するものを設置してはならない。 (1)屋上又は屋根に設置するもの。 (2)周辺の美観･風致を損なうもの。
かき又はさくの構造の制限	道路(歩行者専用道路を含む)に面する敷地の部分(門柱･門扉の部分を除く)にかき又はさくを設置する場合は、次に掲げるものとしなければならない。 1. 透視可能なフェンス等 2. 生け垣

（２）歴史的･文化的景観

「和泉市公式ホームページ」（令和５年６月閲覧、和泉市ホームページ）によると和泉市は、旧石器時代の石器が発見され、古来から人々が生活を営んでいたと考えられる。市内には土器、石器、木製品等貴重な文化財が数多く出土した全国有数の弥生時代の集落遺跡が点在する。

事業計画地周辺には、国宝･重要文化財の指定箇所もあり、社寺の歴史的な建造物や石仏、史跡も国･大阪府･和泉市･岸和田市に文化財指定されている箇所がある。これら文化財のほかにも、大小の古墳が山麓に、石仏や石碑などがおもに旧集落を中心に残っている。(表４－４－１(1)～(2)、表４－４－２、図４－４－１及び図４－４－２参照)